

産地再生関連施設緊急整備事業実施要領の制定について

23生産第6159号
平成24年4月6日
農林水産省生産局長通知

産地再生関連施設緊急整備事業については、先に産地再生関連施設緊急整備事業実施要綱（平成24年4月6日付け23生産第6158号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、その細部について、産地再生関連施設緊急整備事業実施要領を別紙のとおり定めたので、御了知の上、本事業の実施につき、適切な指導をお願いする。

(別紙)

産地再生関連施設緊急整備事業実施要領

第1 事業の対象

本事業の対象は、円高による国産農畜産物の輸入急増や輸出の減少、異常気象等による国産農畜産物の品質低下や収量減少に対応した取組であって、産地の農業生産の維持及び発展等に資する取組とする。

第2 事業の成果目標等

1 成果目標の基準及び目標年度

(1) 成果目標の基準

産地再生関連施設緊急整備事業実施要綱(平成24年4月6日付け23生産第6158号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)第2の2の農林水産省生産局長(以下「生産局長」という。)が別に定める事業実施主体が設定する成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、別表1及び2に定めるとおりとする。

(2) 目標年度

成果目標の目標年度は、原則として、事業実施年度の翌々年度とする。

ただし、次に掲げる事業はこの限りではない。

ア 要綱別表のメニューの欄の1の(3)のうち、果樹を対象とする取組については事業実施年度から8年後、茶を対象とする取組については事業実施年度から7年後とする。

イ 要綱別表のメニューの欄の1の(5)のうち農地の土壌の汚染の除去を図る取組(以下「小規模公害防除」という。)については、事業実施年度から5年以内とする。

ウ 要綱別表のメニューの欄の4の(3)から(6)までにあつては、事業実施年度から6年以内とする。

2 事業の対象地域

(1) 事業の主たる受益地は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規定する農業振興地域の農用区域及び生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条第1項に規定する生産緑地地区(以下「生産緑地」という。)とする。

ただし、要綱別表のメニューの欄の4の畜産物共同利用施設のうち(1)から(4)まで並びに(6)及び(7)の施設については、上記の区域以外を主たる受益地とすることができる。

(2) 野菜、果樹、茶及び花きを対象とする整備事業を実施する場合にあつては、市街化区域内においても実施できるものとし、この場合の事業内容については、次に掲げるとおりとする。

ア 耕種作物小規模土地基盤整備(以下「小規模土地基盤整備」という。)は、補助対象としないものとする。

イ 都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第2項に規定する市街化区域

(生産緑地を除く。) で実施できる整備事業の内容は、耐用年数が10年以内のものに限ることとする。

3 費用対効果分析

要綱第2の4の別に定める費用対効果分析は、「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業等における費用対効果分析の実施について」(平成17年4月1日付け16生産第8452号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長連名通知。以下「費用対効果分析通知」という。)により実施し、投資効率等を十分検討するものとする。

第3 事業の実施等の手続

1 事業実施計画の作成等

- (1) 要綱第3の1の生産局長が別に定める事業実施計画は、別紙様式第1号により作成するものとする。
- (2) 要綱第3の3の生産局長が別に定める都道府県事業実施計画総括表は、別紙様式第2号により作成するものとする。
- (3) 要綱第3の6に定める都道府県計画の重要な変更は次に掲げるものとする。
 - ア 事業の中止又は廃止
 - イ 事業実施地区の変更
 - ウ 事業実施主体の変更
 - エ 事業実施主体における事業費の3割を超える増減
 - オ 成果目標の変更

2 実施手続

(1) 要綱第3の2の事業実施計画の都道府県知事への提出は、事業実施主体のうち都道府県及び市町村(地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条に定める一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)以外の者が事業実施主体である場合にあつては、市町村長(実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあつては、原則として、主たる市町村長(一部事務組合にあつては管理者又は理事、広域連合にあつてはその長とする。以下同じ。))とする。)を経由するものとする。

ただし、事業実施主体が、都道府県の区域を対象とする等広域的な取組を行う場合にあつては、当該事業実施主体は、事業実施計画について市町村長を経由せずに都道府県知事に提出することができるものとする。

- (2) (1)の場合にあつて、実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合には、事業実施主体は、主たる市町村以外の関係する市町村長に当該事業実施計画の写しを提出するものとする。
- (3) 市町村長は、(1)の本文に基づき事業実施計画の提出があつた場合は、事業実施主体が作成した事業実施計画について必要な指導及び調整を行い都道府県知事に提出するものとする。
- (4) 市町村が事業実施主体となる場合にあつては、市町村長は事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

3 事業の着工

(1) 事業の着工は、原則として、補助金の交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により交付決定前に事業の着工を行う場合は、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県知事の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着工届を別紙様式第3号により作成し、都道府県知事に提出するものとする。

(2) 都道府県知事は、事業実施主体から(1)の交付決定前着工届の提出があった場合は、地方農政局長(北海道にあっては生産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。)に写しを送付するものとする。

(3) 都道府県が自ら実施する事業について、交付決定前に事業に着工する場合には、あらかじめ、地方農政局長の指導を受けた上で、別紙様式第3号により交付決定前着工届を作成し、地方農政局長に提出するものとする。

第4 不用額の返還

国は、都道府県に交付した補助金に不用額が生じることが明らかになった時は、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事等に対し、すでに交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

第5 事業実施状況の報告等

- 1 要綱第6の1の生産局長が別に定める事業実施状況報告は、別紙様式第4号により翌年度の9月末までに作成するものとする。
- 2 要綱第6の3に定める報告は、要綱第6の1により事業実施主体から提出のあった事業実施状況報告書の写しを送付するなどの方法により報告するものとする。なお、要綱第6の2に定める措置を講じた場合は、その内容についても併せて報告するものとする。
- 3 地方農政局長は、要綱第6の1及び3により報告のあった事業実施状況について、その内容を確認し、必要に応じて都道府県知事に指導を行うものとする。

第6 事業の評価

- 1 要綱第7の1の事業実施主体の評価報告は、別紙様式第4号により目標年度の翌年度の7月末までに作成するものとする。また、要綱第7の1の生産局長が別に定める事業とは、次に掲げる事業とし、中間的な評価を以下のとおり実施するものとする。
 - (1) 第2の1の(2)のAのうち茶の優良品種系統等への改植の場合並びにイ及びウの場合は、事業実施年度から3年目の翌年度
 - (2) 第2の1の(2)のAのうち果樹の優良品種系統等への改植・高接の場合は、事業実施年度から4年目の翌年度
- 2 要綱第7の2の生産局長が別に定める指導は、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合に実施するものとし、当該事業実施主体に対し、成果目標の達成に必要な指導を行い、事業実施主体に対し成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。
- 3 要綱第7の2に定める地方農政局長への報告は、目標年度の翌年度の9月末までに

別紙様式第5号により行うものとする。

- 4 要綱第7の3の生産局長が別に定める指導は、都道府県計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合に実施するものとし、当該都道府県知事に対して成果目標の達成に向けた改善措置を報告させるものとする。
- 5 地方農政局長は、必要に応じ、4の改善措置による成果目標の達成状況について都道府県知事に報告を求めることができる。

第7 施設の効率的な運用に向けた指導

- 1 都道府県知事は、要綱第6の2による点検及び第7の2による点検評価を実施した結果、整備事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って、効率的に運用されていないと判断される場合（以下の（1）又は（2）に掲げる場合等）にあつては、当該事業実施主体に対し、別紙様式第6号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。
 - （1）施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合
 - （2）処理加工施設において収支率が80%未満の状況が3年間継続している場合
- 2 地方農政局長は、要綱第6の1及び要綱第7の1による報告があつた場合、1に準じ、都道府県知事に対して必要な指導を行うものとする。

第8 交付対象事業の公表

事業の適正実施と透明性の確保を図るため、都道府県知事は、補助金の交付対象事業が完了し、産地活性化総合対策事業推進費補助金等交付要綱（平成22年4月1日付け21生産第9814号農林水産事務次官依命通知）第10に基づく地方農政局長への実績報告書の提出により補助金の額が確定した場合、実施した交付対象事業の概要について、事業実施年度の翌年度中に都道府県のホームページへ掲載する等の方法により公表を行うものとする。

第9 不正行為等に対する措置

- 1 都道府県知事は、事業実施主体の代表者、理事又は職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対して当該不正な行為等に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

この場合、都道府県知事は、事業実施主体に対して適切な指導を行い、当該不正行為等の真相及び発生原因、事業実施主体において講じられた是正措置等について、地方農政局等に報告するものとする。

第10 管理運営

1 管理運営

事業実施主体は、本事業により補助金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態

で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

2 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、実施地域に係る団体であって、都道府県知事が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営をさせることができるものとする。

3 指導監督

都道府県及び市町村は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長（施設等の管理を委託している場合は管理主体の長。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

第1 1 補助金の経理の適正化

補助金に係る経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」（平成7年11月20日付け7経第1741号農林水産事務次官依命通知）により厳正に行うものとする。

第1 2 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名等を表示するものとする。

第1 3 各取組ごとの実施方針及び留意事項

取組の実施方針及び実施に当たっての留意事項については別記に定めるところとする。

附 則

この要領は、平成24年4月6日から施行する。

事業の実施方針及び実施にあたっての留意事項

第1 事業の実施方針

本事業においては、円高による国産農畜産物の輸入急増や異常気象等による販売環境の悪化、農作物の品質低下や収量減少等に対応するため、産地がそれぞれに抱える課題を踏まえて、課題解決に向けて実施する国産農畜産物の高付加価値化やブランド化、国産農畜産物の生産体制や供給体制の強化、農業生産における省力・低コスト化、収量増加や品質向上に向けた優良品種の導入等の取組に必要となる共同利用施設の整備等を推進するものとする。

第2 事業の実施基準

- 1 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは、本対策の補助の対象外とする。
- 2 事業の実施にあたっては、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとし、事業実施主体において、別表2に定めた成果目標の達成のための推進活動が行われているものとする。
- 3 補助対象事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、整備事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

- 4 事業実施主体は、共同利用施設の整備に係る事業実施計画の作成において、可能な限り事業実施地区の多数の農家に受益が及ぶよう留意するものとする。
- 5 事業参加者が、事業開始後にやむを得ず5戸に満たなくなった場合は、新たに参加者を募ること等により5戸以上となるように努めるものとする。
- 6 事業で整備する共同利用施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、増築、併設等、合体施行若しくは直営施行又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定にあたっては、「森林・林業基本計画」（平成23年7月26日閣議決定）の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

- 7 共同利用施設の整備については、既存共同利用施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新。）は、補助の対象外とするものとする。

ただし、第1に掲げる取組を行うにあたり、既存の複数の共同利用施設の効率的な利用や流通コストの低減を図るため、共同利用施設の再編利用に取り組む必要がある場合は、この限りでない。なお、この場合、第7に定めるところにより再編利用計画書を作成し、都道府県知事の承認を得るものとする。

- 8 共同利用施設の附帯施設のみを整備は、補助の対象外とするものとする。
- 9 共同利用施設を整備のための計画策定における能力及び規模は、アンケート調査等により、農業者の共同利用施設の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の施設の保有状況及び利用継続が見込まれる年数等を明らかにすることにより適切な能力及び規模の決定を行うものとする。
- 10 共同利用施設を整備にあたっては、産地の実情及び担い手動向に即し、担い手を目指す農家及び生産組織の育成に資するよう最適な運営の方式及び規模とするよう次に掲げる事項に留意するものとする。
 - (1) 担い手を目指す農家及び生産組織の計画と十分調整を行うとともに、運営については、これらの意向が反映されるよう、これらが積極的に参画し、又は運営の主体となるよう努めるものとする。
 - (2) 必要に応じ、共同利用施設の利用率の向上及び処理量の増大が図られるよう適正な品種の組み合わせ、作期の分散等に配慮するとともに、農産物の処理加工に当たっては、農産物の処理・加工技術、製品の商品性を含む市場調査、販売方法等についても十分な検討を行うものとする。
- 11 共同利用施設を整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、要綱及び本要領に定めがないものについては、交付の対象外とするものとする。
- 12 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として共同利用施設を整備する場合については、次によるものとする。
 - (1) 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。
 - (2) 事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業協同組合連合会、農業協同組合、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）及び土地改良区に限るものとする。
 - (3) 当該施設の受益戸数は、原則として、5戸以上とする。
 - (4) 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－補助金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。
 - (5) 貸借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。
- 13 果樹を対象とした取組において、当該都道府県で対象品目に係る果樹収穫共済の引き受けが行われている場合にあつては、受益地区の対象品目の果樹収穫共済の加入率が当該都道府県平均以上であること又は当該都道府県平均以上となることが確実と見込まれること。

また、野菜、果樹又は花きを対象とした取組において、共済引受対象となる生産技

術高度化施設を整備する場合にあっては、園芸施設共済への加入が確実と見込まれること。

14 うんしゅうみかん及びりんごを対象とした取組においては、果実等生産出荷安定対策実施要綱（平成13年4月11日付け12生産第2774号農林水産事務次官依命通知）第2の1に基づき、需給調整の適切な推進のため、生産出荷目標の配分を受けている地域において優先的に実施するよう配慮するものとする。

15 海外に向けた販路拡大に係る取組においては、事業実施主体は、海外に向けた販路拡大に係る情報収集、マーケティング調査、テスト輸出等を行い、海外に向けた販路拡大が確実と見込まれること。

また、高品質な食肉等を海外に輸出するために必要な施設整備を実施する場合にあっては、輸出に係る施設を輸出先国の衛生条件等に合致させるとともに、生産から処理・加工、販売までの各段階における輸出体制の整備が確実であると見込まれること。

16 小規模公害防除に係る土壌・土層改良等については、次のいずれかに該当する地域において実施できるものとする。

(1) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号。以下「農用地土壌汚染防止法」という。）第3条第1項の規定に基づき指定された農用地土壌汚染対策地域（農用地土壌汚染対策地域に隣接する地域であって、当該農用地土壌汚染対策地域に準じて一体として事業を施行することが必要と認められる地域を含む。）であって、農用地土壌汚染防止法第5条の規定に基づく農用地土壌汚染対策計画を策定しているもの

(2) 「カドミウムによる環境汚染暫定対策要領」（昭和44年9月11日付け環公公第9098号厚生省環境衛生局長通知）3-3-2に掲げる地域であって、農用地土壌汚染防止法第5条の規定に基づく農用地土壌汚染対策計画に準じた計画を策定している地域

(3) 公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和49年政令第295号）別表第2に掲げる地域であって、農用地土壌汚染防止法第5条の規定に基づく農用地土壌汚染対策計画に準じた計画を策定している地域

17 飼料作物の生産拡大その他の飼料の増産に係る取組においては、事業実施地域において、飼料増産に係る推進計画が作成されているか、又は作成されることが見込まれる市町村の区域内若しくは都道府県知事が適当と認める市町村の区域内であることとする。

18 畜産物処理加工施設のうち産地食肉センターの整備を実施する場合にあっては、と畜残さ等について再資源化等の有効利用に努めるものとする。

第3 事業実施主体、補助率

1 事業実施主体

(1) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の3に規定する農事組合法人をいう。以下同じ。）、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他農業者の組織する団体（要綱別表の事業実施主体の欄の10の「生産局長が別に定める」団体とは、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営につい

ての規約の定めがあるものとする。以下同じ。)が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならないものとする。

(2) 要綱別表の事業実施主体の欄の11の生産局長が別に定める消費者団体とは、「消費者の権利・利益の擁護・維持を目的又は活動内容に含み、消費者によって自主的に組織された団体及びこれに準ずる団体で、消費者のための活動を恒常的に行っている民間団体(企業・業界団体は除く。)」とし、かつ次の要件をすべて満たす団体とする。

ア 名称、事務所、会員、役員構成、事業運営、会計年度等について規定された規約等により適正な運営が行われていること。

イ 営利を目的としないものであること。

ウ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とするものでないこと。

エ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするものでないこと。

オ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。)の候補者(当該候補者になろうとするものを含む。)若しくは公職にあるものを又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

カ 構成人数が原則として20人以上の団体であること。

(3) 要綱別表の事業実施主体の欄の11の生産局長が別に定める市場関係者とは、次に掲げるものとする。

ア 中央卸売市場又は地方卸売市場の開設者であって、地方公共団体又は第3セクターによって構成されているもの。

イ 卸売業者、仲卸業者、売買参加者、農業者団体で構成する団体又は協議会(会則等の定めがあるものに限る。)であって、営利を目的としないもの。

(4) 要綱別表の事業実施主体の欄の14の生産局長が別に定める民間事業者とは、次の要件を満たすものとする。

地域有機資源(下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。)由来の肥料を生産し、又は、生産しようとするもので、地区内の農業者に供給している、又は供給することが確実であること。

(5) 要綱別表の事業実施主体の欄の15の生産局長が別に定める特認団体とは、次のとおりとする。

ア 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、これらの者が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの

イ その他事業目的に資するものとして都道府県知事から協議があり、地方農政局長等が認める団体

2 補助率

(1) 要綱別表の補助率の欄のただし書の生産局長が別に定める率は、次に掲げる場合とし、補助率を事業費の10分の6以内とするものとする。

ア 対象作物がさとうきび及びパイナップルの場合

イ 沖縄県において畜産の生産基盤を育成強化するための畜産物処理加工施設、家畜飼養管理施設及び離農跡地・後継者不在経営施設を整備する場合

(2) 要綱別表の交付率の欄のただし書の生産局長が別に定める率は、次に掲げる場合とし、補助率を事業費の10分の4以内とするものとする。

ア 稲（種子用を除く。）を対象とした共同育苗施設を中山間地域等以外の地域において整備する場合

イ 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち内部設備を整備する場合

(3) 要綱別表の補助率の欄のただし書の生産局長が別に定める率は、次に掲げる場合とし、補助率を事業費の3分の1以内とするものとする。

ア 乾燥調製施設（乾燥能力の設定を米（種子用を除く。）以外の作物で行うものを除く。）を中山間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の集排じん設備、処理加工施設、副産物処理加工施設及び建物並びにこれらの附帯施設の整備及び基礎工事を行う場合

イ 米（種子用を除く。）を対象とした集出荷貯蔵施設を中山間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の集排じん設備及び建物並びにこれらの附帯施設の整備及び基礎工事を行う場合

ウ 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち温室本体を整備する場合

エ 野菜を対象とする種子種苗生産関連施設のうち、種子種苗大量生産施設を整備する場合

オ 畜産物処理加工施設のうち、産地食肉センター及び食鳥処理施設の衛生管理施設、環境保全施設（堆肥化施設のうち汚物等の高度処理により肥料化を図るためのものを含む。）、伝達性海綿状脳症（以下「TSE」という。）対応施設及び副産物等処理施設（副産物等の高度処理により飼料等に加工するためのものに限る。）並びに鶏卵処理施設の殺菌装置及び洗浄装置以外を整備する場合

カ 家畜市場のうち、環境及び衛生に係る施設並びに機能高度化施設以外を整備する場合

キ 大豆を対象とする処理加工施設のうち食品事業者が処理加工機器を整備する場合

(4) 要綱別表の補助率の欄のただし書の生産局長が別に定める率は、農用地土壌汚染防止法第3条第1項の規定の基づき指定された農用地土壌汚染対策地域（農用地土壌汚染対策地域に隣接する地域であって、当該農用地土壌汚染対策地域に準じて一体として事業を施行することが必要と認められる地域を含む。）であって、同法第5条に基づく農用地土壌汚染対策計画を策定しているものにおいて、小規模公害防除を目的とした土壌・土層改良等を実施する場合とし、補助率を事業費の20分の11以内とするものとする。

第4 採択要件

- 1 成果目標については、別表1及び2に定めるところにより2つまで設定するものとする。
- 2 要綱別表の採択要件の欄の1の定めにかかわらず、都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、事業参加者及び受益農家戸数を3戸以上とすることができる。
- 3 事業実施主体が農業者等の組織する団体である場合において、次のいずれかの要件を満たす場合にあっては、事業参加者が3戸未満であっても事業実施主体として認めることができる。この場合にあっては、事業実施主体は、事業実施計画に別記様式1号の事業実施主体要件適合確約書（特定農業法人用又は農業生産法人用）を添付するものとする。

(1) 事業の実施計画策定時に、特定農業法人（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第23条第4項に規定する特定農業法人をいう。以下同じ。）であって、次の要件をすべて満たすものであること。

なお、ウ及びエの目標年は、事業実施年度からおおむね3年後とする。

ア 本事業終了後5年間引き続き特定農業法人であるか、基盤強化法第23条第4項の農用地の利用の集積を行うこと。

イ 特定農用地利用規程（基盤強化法第23条第4項に規定する農用地利用規程をいう。以下同じ。）の農用地の利用の集積目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

ウ 特定農用地利用規程の区域で生産する農畜産物の取扱高が当該法人の農畜産物の取扱高全体の過半を占める目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

エ 当該法人の行う農業に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

(2) 事業の実施計画策定時に、地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会が構成員となっており、かつ、これらの者が議決権又は出資総額の過半を占めている農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）であって、次の要件をすべて満たすものであること。

なお、イ及びウの目標年は、事業実施年度からおおむね3年後とする。

ア 離農希望者又は営農を中止する者からその所有する農用地、機械、施設等の経営資産を継承して欲しい旨の申出があった場合に、当該法人がその経営資産を継承すること。

イ 当該法人の受益区域で生産する農畜産物の取扱高が当該法人の農畜産物の取扱高全体の過半を占める目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

ウ 当該法人の行う農業に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

4 実施要綱別表の採択要件の欄の3の生産局長が定める場合とは、小規模公害防除のための土壌土層改良等を実施する場合とする。

ただし、第6の共同利用施設等の基準の共同施設等の欄の耕種作物小規模土地基盤整備のうちの土壌土層改良の補助対象基準の欄の(c)により土壌土層改良(第2の16の地域において実施するものに限る。)と併せて行うことが技術的又は経済的に必要かつ妥当と認められ、同地域の区域外で実施する耕作道整備、ほ場整備(区画整理及びこれに附帯する事業をいう。)及びかんがい用排水施設の新設又は改修については、費用対効果の算定を行うものとする。

5 要綱別表の採択要件の欄の4に定める総事業費に満たない場合にあっても、要綱第2の4に定める費用対効果分析を実施し、都道府県知事が、地域の実情により必要と認めた場合にあっては、地方農政局長等の承認を得たうえで、当該事業を実施できるものとする。

6 面積要件

(1) 要綱別表の採択要件の欄の5の生産局長が別に定める事業対象作物の作付(栽培)面積は、おおむね次に掲げる規模以上であることとする。

ただし、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律175号)に基づく有機農産物の生産技術に適合した農産物、特別栽培農産物に係る表示ガイドライン、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号)に基づく、環境と調和した持続的な農業生産を推進する取組に必要な共同利用施設を導入する場合にあっては、上記に関わらず、導入が見込まれる農地面積がおおむね5ヘクタール以上であることとする。

品目	面積要件	留意事項
稲	50ヘクタール	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、受益地区の水田面積の2分の1以上において、おおむね10アール以上の区画整理が行われていること又は本対策の実施時において、水田の都道府県営ほ場整備事業、団体営ほ場整備事業等について、実施年次等が具体的に定められている計画が樹立されているものとする。 受益地区内に水田がある場合は次に掲げるa又はbの要件を満たす地区であること。 なお、受益地区が複数の地域水田農業ビジョンを策定す
麦	北海道：60ヘクタール 都府県：30ヘクタール	
豆類		
大豆	20ヘクタール	

		<p>る地区を含む場合は、5割以上の地区において次に掲げるa又はb要件を満たしていること。</p> <p>a 受益地区内の水田において生産される事業対象作物の作付面積の3分の2以上が1ヘクタール以上に団地化されることが確実であること。</p> <p>b 事業の受益地区が事業対象作物の2以上の主要作業を3ヘクタール以上実施している担い手が存在する地区であって、さらに、地区内のおおむね5割以上の事業対象作物の主要作業が集積されることが確実であること。</p>
雑豆 落花生	北海道：25ヘクタール 都府県：10ヘクタール	
主要農作物種子		
稲	指定種子生産ほ場（種子法第3条第1項の規定により指定された指定種子生産ほ場をいう。以下同じ。）の面積が25ヘクタール	
麦	指定種子生産ほ場の面積が15ヘクタール	
大豆	指定種子生産ほ場の面積が5ヘクタール	
いも類	北海道：50ヘクタール（複数市町村にまたがる広域的な産地の場合は500ヘクタール）	

	ール) 都府県：25ヘクタール（複数市 町村にまたがる広域的な 産地の場合は250ヘクタ ール)	
ばれいしょ	北海道：25ヘクタール 都府県：10ヘクタール	・種子種苗生産関連施設を整備 する場合とする。
かんしょ	50ヘクタール	
茶	10ヘクタール ただし、事業を効果的に実施 できる程度には場が集団化され ていること又は集団化されるこ とが確実と見込まれること。	
てん菜	50ヘクタール ただし、事業実施地区が指定 地域（砂糖及びでん粉の価格調 整に関する法律（昭和40年法律 第109号）第19条第1項の指定 地域をいう。）の区域内にある こと。	
さとうきび	10ヘクタール ただし、事業実施地区が指定 地域（砂糖及びでん粉の価格調 整に関する法律第19条第1項の 指定地域をいう。）の区域内に あること。	
こんにゃく	10ヘクタール ただし、種苗用については30 ヘクタール	・地域特産物の栽培ほ場が事業 を効率的に実施できる程度に 集団化していること又は集団 化することが確実と見込まれ ること。
そば	5ヘクタール	
ハトムギ	10ヘクタール ただし、1ヘクタール以上の	

	団地の合計面積が地区内作付面積のおおむね50パーセント以上であること又はそのための計画が策定されていること。)	
葉たばこ なたね ホップ	10ヘクタール	
染料作物	5ヘクタール	
その他地域特産物	2ヘクタール	
蚕	<p>集団化かつ使用している桑園が2ヘクタール以上、かつ、当該桑園に近接する使用桑園を含めて10ヘクタール以上のまとまりがあること。</p> <p>なお、クヌギ等桑以外の飼料樹園地にあつては、1ヘクタール以上であることとする。</p>	
果樹農業振興特別措置法施行令（昭和36年政令第145号）第2条に定める果樹	<p>10ヘクタール</p> <p>ただし、種子種苗生産関連施設を整備する場合にあつては、かんきつ類で100ヘクタール、落葉果樹で50ヘクタールとする。</p>	
上記以外の果樹	3ヘクタール	
露地野菜	<p>10ヘクタール</p> <p>ただし、沖縄県にあつては5ヘクタール</p>	
施設野菜	5ヘクタール	

露地野菜	2ヘクタール	<ul style="list-style-type: none"> 都市近郊地域（「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号）の農業地域類型区分別基準指標において、都市的地域に分類されている地域を含む市町村）において事業を実施する場合とする。ただし、野菜の種類を問わず生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が500平方メートル以上であることとする。
施設野菜	5,000平方メートル	
露地花き	5ヘクタール	
施設花き	3ヘクタール	

(2) 中山間地域等において事業を実施する場合にあっては、上記にかかわらず、事業対象作物の作付（栽培）面積がおおむね次に掲げる規模以上であることとする。

なお、中山間地域等とは、次に掲げる地域とする。

- ア 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき、振興山村に指定された地域
- イ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項の規定に基づき、公示された過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）
- ウ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき、離島振興対策実施地域として指定された地域
- エ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき、半島振興対策実施地域に指定された地域
- オ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号。以下「特定農山村法」という。）第2条第1項に規定する特定農山村地域として公示された地域
- カ 「農林統計に用いる地域区分の制定について」において、中間農業地域及び山間農業地域に分類されている地域

品目	面積要件	留意事項
稲	10ヘクタール	<ul style="list-style-type: none"> 受益地区内に水田がある場合

	ただし、原則として、受益地区の水田面積の2分の1以上において、おおむね10アール以上の区画整理が行われていること又は本対策の実施時において、水田の都道府県営ほ場整備事業、団体営ほ場整備事業等について、実施年次等が具体的に定められている計画が樹立されているものとする。	は次に掲げる a 又は b の要件を満たす地区であること。 なお、受益地区が複数の地域水田農業ビジョンを策定する地区を含む場合は、5割以上の地区において次に掲げる a 又は b の要件を満たしていること。 a 受益地区内の水田において生産される事業対象作物の作付面積の3分の2以上が1ヘクタール以上に団地化されることが確実であること。 b 事業の受益地区が事業対象作物の2以上の主要作業を3ヘクタール以上実施している担い手が存在する地区であって、さらに、地区内のおおむね5割以上の事業対象作物の主要作業が集積されることが確実であること。
豆類		
大豆	10ヘクタール ただし、付加価値の高い大豆生産を実施していること又は実施することが確実と見込まれること。	
雑豆 落花生	北海道：25ヘクタール 都府県：10ヘクタール	
	2ヘクタール	・付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合とする。
主要農作物種子 (稲)	指定種子生産ほ場の面積が10ヘクタール	
ばれいしょ	北海道：25ヘクタール 都府県：10ヘクタール	
	北海道：10ヘクタール 都府県：5ヘクタール	・付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合とする。

かんしょ	10ヘクタール	
	5ヘクタール	・付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合とする。
茶	5ヘクタール	
てん菜	20ヘクタール ただし、事業実施地区が指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条の指定地域をいう。）の区域内にあること。	
なたね こんにやく ホップ	5ヘクタール	
染料作物	3ヘクタール	
果樹農業振興特別措置法施行令（昭和36年政令第145号）第2条に定める果樹	10ヘクタール	
上記以外の果樹	3ヘクタール	
露地野菜	5ヘクタール	
施設野菜	3ヘクタール	
露地花き	3ヘクタール	
施設花き	2ヘクタール	

第5 整備事業の上限事業費

要綱別表のメニューの欄のうち次に掲げる共同利用施設にあつては、上限事業費の欄

に掲げる額を超える部分について、原則として、補助の対象外とする。

ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、補助対象上限事業費を超えて施工する必要があると都道府県知事が特に認めた場合にあっては、地方農政局長等と協議を行い、地方農政局長等の承認を得たうえで、上限事業費を超える部分についても補助対象とすることができるものとする。

整備事業の内容		上限事業費
共同育苗施設	水稻（種子用を除く。）共同育苗施設に限る。	育苗対象面積1ヘクタールにつき900千円、ただし、100ha未満の場合は1,600千円
乾燥調製施設	種子用の場合並びに再編利用の場合の既存施設の改修等を実施する場合を除く。	計画処理量1トンにつき450千円
穀類乾燥調製貯蔵施設	種子用の場合並びに再編利用の場合の既存施設の改修等を実施する場合を除く。	米にあっては計画処理量1トンにつき245千円、ただし、計画処理量2千トン未満の場合は315千円 麦にあっては計画処理量1トンにつき450千円
農産物処理加工施設	茶に限る。	原料の計画処理量1トンにつき1,600千円
集出荷貯蔵施設（りんご）		計画処理量1トンにつき380千円
	----- 選果機（選果機のみを整備する場合を含む。） ----- 建物	計画処理量1トンにつき135千円 ----- 115千円/m ²
集出荷貯蔵施設（なし）		計画処理量1トンにつき270千円
集出荷貯蔵施設（かんきつ）		計画処理量1トンにつき170千円
	----- 選果機（選果機のみを整備する場合を含む。） ----- 建物	計画処理量1トンにつき90千円、ただし、計画処理量5千トン未満の場合は135千円 ----- 70千円/m ²
集出荷貯蔵施設（野菜）	きゅうり、トマトに限る。	計画処理量1トンにつき270千円
農作物被害防止施設	防霜施設	6,400千円/ha
	防風施設	41,970千円/ha
有機物処理利用施設	堆肥等生産施設	480千円/トン
家畜飼養管理施設	肉用牛舎（ストール等附帯部分	24千円/m ²

	を除く。)		
	乳用牛舎（ストール等附帯部分を除く。)	成牛用36千円／m ² 哺育育成牛用23千円／m ²	
	一般豚舎（ストール等附帯部分を除く。)	45千円／m ²	
	分娩豚舎（ストール等附帯部分を除く。)	59千円／m ²	
	ウインドレス鶏舎（ストール等附帯部分を除く。)	48千円／m ²	
	家畜改良施設	216千円／m ²	
	畜産新技術に係る施設	225千円／m ²	
畜産物処理加工施設	産地食肉センター	6,000千円×1日当たりの処理能力頭数(牛及び馬は1頭につき豚4頭に換算する。以下「肥育豚換算」という。)	
	食鳥処理施設	200千円×1日当たりの処理能力	
	鶏卵処理施設	100千円×1年当たりの処理能力	
家畜市場		5,000千円×子牛市場の開催日1日当たりの取引頭数	
家畜排せつ物等処理利用施設	堆肥舎	500m ² 未満	34千円／m ²
		500m ² 以上	31千円／m ²
	屋根掛け	500m ² 未満	21千円／m ²
		500m ² 以上	18千円／m ²
	尿貯留施設	1,000m ³ 未満	30千円／m ³
		1,000m ³ 以上	25千円／m ³
	スラリータンク	2,000m ³ 未満	20千円／m ³
		2,000m ³ 以上	17千円／m ³
飼料作物関連施設	バンカーサイロ	7千円／m ³	
	乾草舎	45千円／m ²	
	飼料調製施設	25千円／m ²	
	優良種子増殖施設	57千円／m ²	
	種子貯蔵庫	33千円／m ²	
	飼料分析指導室	203千円／m ²	
	種子精選機	16,560千円／台	
	脱粒剥皮機	2,610千円／台	
	種子乾燥機	18,090千円／台	
	栄養分析器	9,900千円／台	
	ミネラル分析器	1,170千円／台	

- (注) 1 共同利用施設については施設本体の建設及び設置に必要な経費を対象とし、消費税、代行施行管理料、製造請負管理料及び実施設計費は対象としない。
- 2 選果機には荷受け、箱詰め、出荷に係る設備を含む。

第6 共同利用施設等の基準

要綱別表のメニューの欄の耕種作物小規模土地基盤整備、飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備、耕種作物共同利用施設整備、畜産物共同利用施設整備については、次のとおりとする。

共同利用施設等	補助対象基準
<p>耕種作物小規模土地 基盤整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村又は事業実施地区全体の土地基盤整備の計画に留意しつつ、事前に土地改良事業を実施する土地基盤関係部局との調整を十分に行うものとする。 ・受益面積は、原則として1ヘクタール以上、5ヘクタール未満とする。ただし、果樹及び茶の取組のうち、土地改良事業（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領（平成19年8月1日付け19企第101号農林水産省大臣官房長通知）別表の1の（1）の基盤整備）において助成対象とならない優良品種系統等への改植・高接及びこれと一体的に行う園地改良にあつては、上記に定める事業規模以上についても実施できるものとする。 ・地域の実情等に応じ、事業費の低減を図るため適切と認める場合には、直営施工を推進するものとする。 ・用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費については、「土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱について」（昭和38年3月23日付け38農地第251号（設）農林省農地局長通知）を準用するものとする。 ・水田農業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知）に基づく水田農業構造改革対策の円滑な推進を図るため、極力、通年施行方式（水田農業構造改革対策実施要綱別紙1の第5の1の（3）の土地改良通年施行をいう。）により行うものとする。 ・耕作道等を整備する場合にあつては、全幅員が、耕作道にあつては、おおむね2メートル以上、支線道路にあつては、おおむね3メートル以上のものとする。 <p>なお、かんきつ産地を対象とする場合にあつては、「かんきつ産地緊急対策事業に係る農道整備について」（平成元年7月7日付け元農蚕第4392号農林水産省農蚕園芸局長通知）に準ず</p>

	るものとする。
ほ場整備	
園地改良	<ul style="list-style-type: none"> ・茶を対象とする場合、作業の機械化による省力化及び低コスト化を前提とし、既存園の整理に伴う処理、うね向き変更等をいうものとする。
優良品種系統等への改植・高接	<ul style="list-style-type: none"> ・果樹を対象とする場合、優良品種系統等への改植又は高接の農業経営上の得失を踏まえ、当該地域の品種構成、対象となる園地の樹齢及び樹勢等を勘案し、長期的にみてどちらの手法がより効果的であるかを十分検討の上、次に掲げる（a）から（f）までに定めるところにより実施できるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> （a）優良品種系統等への改植・高接の実施に当たっては、傾斜地に立地することが多い果樹産地の実情にかんがみ、労働生産性の向上による中長期的な産地の維持及び発展を図る観点から、園地改良との一体的な実施や耕作道等について、特に留意するものとする。 （b）交付対象とする「優良品種系統等」は、「果樹農業振興基本方針」（平成22年7月12日公表）及びその関連通知並びに都道府県が定める計画又は果樹産地構造改革計画に即したものであるものとする。 <p>なお、当該地域の自然的条件並びに極早生みかん対策に係る計画の策定及びその取組状況等から、高品質果実生産が確実に行われると認められる場合を除き、「優良品種系統等」には極早生みかん系統を含まないものとする。</p> （c）優良品種系統等であっても、原則として、転換元と同じ品種系統等への転換は対象としないものとする。ただし、わい化栽培等客観的なデータに基づき大幅な生産性向上に資すると都道府県知事が認める技術を新たに導入する場合にあっては、この限りではない。 （d）園地の移動を伴う場合は、移動元の園地に該当する面積のみを交付対象とするものとする。 （e）交付対象とする事業は、防除、選果、出荷等の作業又は販売が、受益農業者によって共同で行われるものに限るものとする。 （f）事業実施主体は、優良品種系統等への改植・高接の対象となった園地の管理状況の把握に努め、受益農業者又はその後継者等により、継続的な営農及び適正な管理が行われるよう、継続的に指導を実施するものとする。

	<ul style="list-style-type: none"> ・茶の場合にあつては、茶の需要動向を踏まえ、より付加価値の高い、特色ある品種の導入を図ることを基本とし、当該産地の品種構成についても十分に検討の上、次に掲げる（a）から（c）までに定めるところにより実施できるものとする。 （a）事業の実施に当たっては、園地改良と一体的に実施する場合、病虫害の伝染源となる恐れがあると認められる場合その他の特に必要が認められる場合に限るものとする。 （b）交付の対象とする「優良品種系統等」とは、農林水産省登録品種、都道府県育成品種等とする。なお、優良品種系統等であっても、転換元と同じ品種への改植については、原則として交付対象外とする。 ただし、摘採作業の効率性の大幅な向上に資する機械化または共同化等により、品種の分散によることなく、茶園管理の十分な生産性が確保されると都道府県知事が認める場合にあつては、この限りではない。 （c）園地の移動を伴う場合は、移動元の園地に該当する面積のみを交付対象とする。 ・桑の場合にあつては、園地改良等と一体的に実施する場合、病虫害の伝染源となるおそれがあると認められる場合、品種構成の適正化を推進する場合及びその他の特に必要が認められるものに限るものとする。
暗きょ施工	
土壌土層改良	<ul style="list-style-type: none"> ・浅層排水、心土破碎、石れき除去、客土、心土肥培、混層耕等を実施できるものとする。水稻のカドミウムの吸収抑制のための土壌改良資材の散布については事業対象としない。 ・環境と調和した持続的な農業生産の推進する取組において、土壌土層改良を対象として事業を実施する場合にあつては、土壌機能の増進に係る次の要件を満たす地域であることとする。 なお、土壌土層改良と併せて行うことが技術的又は経済的に必要かつ妥当と認められる農道整備、ほ場整備（区画整理及びこれに付帯する事業をいう。）及び暗きょ施工を実施できるものとする。 また、土壌土層改良のうち、土地改良事業において、助成対象とならない石れき除去、地域水田農業ビジョンに基づき施策を実施する場合以外の浅層排水及び心土肥培にあつては、5ヘクタール以上の事業規模についても実施できるものとする。 （a）「地力増進法」（昭和59年法律34号）第4条に基づく地力増進地域内又は地力増進地域に準ずる地域にあること。

	<p>(b) 地力増進法第3条に基づく地力増進基本指針のⅡの第1の1、同第2の1及び第3の1において定められている「土壌の性質の基本的な改善目標」又は都道府県が地域の実情に応じて定めている土壌の性質の改善目標を満たしていない農地面積がおおむね次の規模以上であること。</p> <p>ただし、離島（離島振興法第2条の規定により指定された離島振興対策実施地域及びこれに準ずる地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島並びに小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島及び沖縄県）及び山間へき地（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7に基づき指定された振興山村及びこれに準ずる地域）内にあり、かつ、地形等の自然条件によってまとまった農用地が確保できない地域にあつては、おおむね1ヘクタール以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 都府県の場合 10ヘクタール ii 北海道の場合 20ヘクタール <p>(c) 小規模公害防除については、受益面積が10ヘクタール未満とするものとし、土壌土層改良に加え、次に掲げる事業も実施できるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> i ため池、頭首工、揚水機、水路、集水きよその他水源を転換するための施設の新設又は改修 ii かんがい用排水施設の新設又は改修 iii 農用地間の地目変換のための事業
飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備	
飼料作物作付条件整備	
耕作道整備	
雑用水施設整備	
飼料生産ほ場整備	
牧草地及び飼料畑等造成整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 牧草地の整備については、当該牧草地が造成は種後5年以上経過しているものを対象とするものとする。

排水施設等整備	
隔障物整備	
放牧利用条件整備	
耕作・放牧道整備	
雑用水施設整備	
隔障物整備	
放牧地・放牧林地の整備	
放牧拡大整備	<ul style="list-style-type: none"> ・集約放牧等の技術を導入するモデル経営の実証展示等に必要な利用条件整備等
野草地整備	<ul style="list-style-type: none"> ・野草地における産草量の維持増進のために行う立木等の伐採及び牧草導入等による整備
未利用地活用放牧拡大整備	<ul style="list-style-type: none"> ・未利用地を蹄耕法等による不耕起で放牧地等として活用する整備等 ・要綱別表の交付率の欄のただし書の生産局長が別に定める場合及び額は次に掲げる（a）から（c）までのとおりとする。 （a）傾斜地等活用整備（傾斜地等を蹄耕法等により草地に造成する。） ただし、当該整備にあつては、造成・整備面積10アール当たり、70,000円を上限として交付できる。 （b）野草放牧地整備（未利用野草地等を活用した野草放牧地の整備を行う。） ただし、当該整備にあつては、造成・整備面積10アール当たり、10,000円を上限として交付できる。 （c）耕作放棄地活用整備（耕作放棄地等を刈払機等により放牧地に整備する。） ただし、当該整備にあつては、造成・整備面積10アール当たり、50,000円を上限として交付できる。
公共牧場運営基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ・公共牧場の効率的及び広域的利用、公共牧場間の業務分担等による再編成整備を推進するためのものとする。

	<ul style="list-style-type: none"> 要綱別表の事業実施主体の欄の1のただし書きの生産局長等が別に定める飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備は以下の施設とする。
耕作・放牧道整備	
雑用水施設整備	
隔障物整備	
放牧地・放牧林地の整備	
放牧拡大整備	<ul style="list-style-type: none"> 集約放牧の技術を導入するモデル経営の実証展示に必要な利用条件整備等とする。
野草地整備	<ul style="list-style-type: none"> 野草地における産草量の維持増進のために行う立木等の伐採及び牧草導入等による整備とする。
公共牧場の効率的利用及び再編整備に必要な施設	
水田飼料作物作付条件整備	
排水対策	
土壌改良・診断	
ほ場区画拡大	
高収量草種・品種の導入	
障害物除去	
耕種作物共同利用施設	<ul style="list-style-type: none"> 野菜を対象として、消費者団体及び市場関係者が産地管理施設

設	<p>を整備する場合については、次に掲げるすべての要件を満たすこと。</p> <p>(a) 事業の実施に向けて、関係機関・団体の連携体制が整備されていること。</p> <p>(b) 事業の実施に向けて、事業実施主体の体制・規模が整備されていること。</p> <p>・次に掲げるものは、補助対象外とするものとする。</p> <p>①フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトを除く。）、②パレット、③コンテナ（プラスチック製通い容器又は荷受調整用のものに限る。）、④可搬式コンベヤ（当該施設の稼働期間中常時設置されるものであり、かつ、据付方式のものとは比べて同等以上の性能を有するものを除く。）、⑤作業台（土壌分析用等に用いる実験台を除く。）、⑥育芽箱、⑦運搬台車、⑧可搬式計量器（電子天秤を除く。）、⑨ざ桑機、⑩自動毛羽取機</p>
共同育苗施設	
床土及び種もみ処理施設	
播種プラント	
出芽施設	
接ぎ木装置	
幼苗活着促進装置	
緑化及び硬化温室	
稚蚕共同飼育施設	<ul style="list-style-type: none"> ・飼育能力は、おおむね400箱（1箱は2万頭とする。）以上とする。 ・清浄生育環境施設であるものとし、人工飼料育稚蚕共同飼育施設に限るものとする。
特定蚕品種供給施設	
附帯施設	

乾燥調製施設	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用型作物（稲、麦、豆類）、主要農作物種子（主要農作物種子法（昭和27年法律第131号）第2条に規定された作物の種子）及び地域特産物（いも類、甘味資源作物、茶、そば、ハトムギ、こんにゃくいも、ホップ、繭、葉たばこ、いぐさ・畳表、薬用作物、油糧作物、染料作物、和紙原料等）に係る施設とする。 ・既存の施設に集排じん設備、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び通気貯留ビンを増設すること並びに乾燥能力の増強及び調製・貯蔵能力の高度化を含むものとする。 ・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領（平成19年3月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知）に基き、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類は、この限りでない。
荷受施設	
乾燥施設	
調製施設	
出荷施設	
集排じん設備	
処理加工施設	<ul style="list-style-type: none"> ・精米施設、もみがら処理加工施設を含む。
附帯施設	
穀類乾燥調製貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用型作物及び主要農作物種子に係る施設とする。 ・整備に当たっては、「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について」（平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知）等によるものとする。 ・既存の施設に集排じん設備、均質化施設、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び貯蔵乾燥ビン（通気貯留ビンを含む。）を増設すること並びに乾燥能力の増強及び調製・貯蔵能力の高度化を含むものとする。 ・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作要領（平成1

	9年3月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知)に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類は、この限りではない。
荷受施設	
一時貯留施設	
乾燥施設	
調製施設	
貯蔵施設	
均質化施設	
出荷施設	
集排じん設備	
処理加工施設	・ 精米施設、もみがら処理加工施設を含む。
附帯施設	
農産物処理加工施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「荷受及び貯蔵施設」、「乾燥及び選別・調製施設」、「精選及び貯留施設」、「搬送施設」、「計量施設」、「出荷及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、加工施設と一体的に整備するものとする。 ・ 建物を新設する場合の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。 ・ 農産物処理加工施設の規模及び能力の決定に当たっては、あらかじめ、市場調査や実需者との契約の調整等及び原料の安定確保のための生産体制の整備を行い、これら需要及び原料供給に見合った適切な施設規模とする。 また、事前に当該地区の関係行政機関との調整を図るとともに、必要な許認可等の手続きを行うこととする。 ・ 施設の効率的な利用等を図るため、品質の安定、規格の統一及び計画的な出荷の促進の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を事業対象に含めることができるものとする。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理加工品の現地における試験販売を目的としている場合に限り直売施設を整備することができることとし、農産物自動販売機も整備できるものとする。 なお、麦、大豆、野菜及びこれらの加工品については、これらを利用した料理の紹介、料理法の普及等に必要な設備も整備できるものとする。 ・ 大豆に係る施設を食品事業者が整備する場合については、契約栽培を行う受益地区において、食品事業者と生産者等による推進体制（協議会等）が整備されていることとし、産地ブランドを確立するために、当該受益地区内の契約栽培大豆の処理加工に必要な規模の処理加工用機器の新設又は増設のみとする。なお、処理加工を行う大豆については、産地と契約栽培した大豆に限るものとし、当該契約栽培は、整備する機器の耐用年数期間内は契約数量が減少することのないよう、長期的な契約を締結するものとする。
加工施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加工施設の整備に当たっては、原則として、事業実施地区内で生産された生産物を処理加工するものとするが、品質の安定等の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を処理加工することができるものとする。 ・ 加工施設とは、精米機、製粉機、製パン機、製麺機、ビール醸造機、豆腐製造機、みそ製造機、コロッケ製造機、甘しょパウダー製造機、荒茶加工機（荒茶の加工工程の全部又は一部の加工を目的とした機械等とする。以下同じ。）、仕上茶加工機（仕上茶の加工工程の全部又は一部の加工を目的とした機械等とする。以下同じ。）、搾汁機、搾油機、トリミング用機械、食品加工機、焙煎機、脱葉機、脱皮機、豆洗機、浸漬機、脱莢機、加圧機、冷凍機、水煮機、乾燥機、繰糸機、洋装用幅広織機、薫蒸処理機、攪拌機、花束等加工機、繭等加工機、シルク加工機、桑葉粉末加工機（地域特産物）、洗浄機、高機能成分等を抽出する等高度な加工を行う機械等をいう。 ・ 茶の加工施設を食品事業者が整備する場合については、食品事業者と生産者等による推進体制（協議会等）が整備されていることとし、当該生産者等の産地で生産された茶を主たる加工原料とする荒茶加工機の整備のみとする。
荷受及び貯蔵施設	
乾燥及び選別・調製施設	

精選及び貯留施設	
搬送施設	
計量施設	
出荷及び包装施設	
残さ等処理施設	
附帯施設	
集出荷貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農作物の集出荷及び貯蔵に必要な施設とする。なお、建物の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。 ・ 「予冷施設」、「貯蔵施設」、「選別、調製及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、「集出荷施設」と一体的に整備するものとし、対象作物には、米及び麦は含まないものとする。 ・ 市場の動向等に対応して出荷を行うための交通の拠点等に設置する2次集出荷のストックポイントについては、農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定により指定された地域とする。以下同じ。）以外にも設置できるものとする。ただし、この場合にあっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。 ・ 消費者に直接販売する施設を一体的に設置できるものとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、販売されるものは、原則として農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。 ・ 花き集出荷用専用ハードコンテナを整備することができるものとする。なお、保冷車及び冷凍車については、交付対象は、コンテナ部分のみとし、トラック本体は、交付の対象外とするものとする。 ・ 豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領（平成19年3月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知）に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類は、この限りではない。

集出荷施設	<ul style="list-style-type: none"> 糖度及び酸度等の青果物の内部の品質を測定して選別する選果施設を整備する場合にあっては、農業者負担の軽減を図る観点から、事業コストの低減について特に留意するものとし、また、選果により得られた内部品質データ等は、農業者に還元するとともに、栽培管理に関する指導に活用し、一層の高品質化及び均質化並びに生産技術の高度化を図るものとする。
予冷施設	
貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> 品質低下を抑制しつつ、計画的かつ安定的に出荷する観点から予措保管施設、定温貯蔵施設、低温貯蔵施設、CA貯蔵施設及びこれらの施設と同等以上の鮮度保持効果があると認められる施設を整備することができる。また、球根の調製、乾燥及び貯蔵に資する施設も含むものとする。
選別、調製及び包装施設	<ul style="list-style-type: none"> 消費者及び実需者に生産情報を提供するためにIDコードや2次元コード等を品物に添付する施設を整備することができる。
品質向上物流合理化施設	<ul style="list-style-type: none"> 米又は麦の荷受調製検査機械施設、ばら保管機械施設、補助乾燥施設及びこれらの附帯施設並びに麦の容器（容量1トン未満のもの及びフレキシブルコンテナを除く。）とする。なお、整備に当たっては、受益地区内の共同乾燥調製施設（新設のもの及び増設又は増強を計画中のものを含む。）との十分な利用調整を行い、既設倉庫の有効利用について考慮するとともに、米又は麦の生産、集出荷、流通等の実態を踏まえ、最も効率的なばら出荷方式を採用するものとする。 広域的な出荷体制を構築するため、品質向上物流合理化施設と併せ、連携する既存の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の整備が必要となる場合には、附帯施設として取り扱い、一体的に整備できるものとする。
穀類広域流通拠点施設	<ul style="list-style-type: none"> 複数の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の連携による穀類の広域的なばら出荷及び製品出荷の拠点となる、(a)品質向上物流合理化施設、(b)集出荷施設及び貯蔵施設（大豆を対象作物とする場合に限る。）、(c)精米施設とする。 産地間の連携が図られ実需者ニーズに対応した品質の穀類を大ロットで確保する体制が整備されている場合に限り行えるものとする。 精米施設を整備する場合には、農業協同組合連合会等以外の精

	<p>米業者への影響等を考慮する観点から、次に定めるすべての要件を満たすものとする。</p> <p>なお、この場合において、特認団体が事業実施主体となる場合は、複数の農業協同組合が100%出資する法人であって、米穀の卸売業者でない者に限るものとする。</p> <p>(a) 当該施設で取り扱う米は、地域内から出荷された米であること。</p> <p>(b) 加工出荷計画について、事前に各都道府県内の精米業者及び関係行政機関等との調整が図られていること。</p> <p>(c) 事業実施主体と米穀の卸売業者等との間に精米出荷を前提とした契約がなされていること。</p> <p>(d) 当該施設からの米の出荷先については、事業実施主体による運営の主体性、整備施設の公益性及び安定的な出荷を確保する観点から、特定の者への出荷量が過半を占めないこと。</p>
<p>農産物取引斡旋施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 茶、こんにゃく等の取引及び貯蔵のための施設とし、以下のとおりとする。 (a) この施設は、交通の拠点等に設置する2次集荷のストックポイントであるので、農業振興地域以外の地域でも設置できるものとする。ただし、この場合であっても、当該施設において取引及び貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。 (b) 原則として、次の栽培面積の3分の1以上の面積に係る生産量に相当する特産農産物等が、当該流通施設を經由して流通することが確実と見込まれる場合に限るものとする。 <ul style="list-style-type: none"> i 茶……………1,000ヘクタール ii こんにゃく……………600ヘクタール
<p>青果物流通拠点施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青果物の集荷に加え、加工、貯蔵及び分配のすべて又はいずれかを組み合わせた複合的機能を兼ね備える拠点施設とする。また、契約取引推進のために実需者の動向等に対応して集荷分配等を効率的に行うための交通の拠点等に設置することとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、この場合であっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。
<p>残さ等処理施設</p>	
<p>附帯施設</p>	

産地管理施設	産地の維持管理及び発展に必要な品質、土壌、気象、環境、消費者ニーズ等に係る情報の収集及び分析や栽培管理を支援するために必要な施設とする。
分析診断施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌診断、水質分析、作物生育診断、病虫害診断、品質分析（食味分析、残留農薬分析並びに有害微生物及び有害物質の検査を含む。）、気象情報等の分析、生産管理、生産情報の消費者及び実需者への提供、市場分析、集出荷管理、清算事務等を行えるものとし、併せてこれらの情報管理もできるものとする。 <p>なお、この場合にあつては、生産者、消費者等への積極的な情報提供を行うこととし、消費者への農産物の情報を提供する観点から、試験的販売を目的としている場合に限り、農産物自動販売機も整備できるものとする。</p> <p>また、農産物の品質を分析する機器として色彩選別機等を穀類乾燥調製貯蔵施設等に整備する場合には、設置する機器から得られた情報を基に産地全体の防除技術の向上を図る等、産地の栽培管理体制が整備されることが確実な場合に限るものとする。</p>
附帯施設	
用土等供給施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同育苗施設、耕種農家等に良質な用土等の供給を行うのに必要な施設とする。
用土供給施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同育苗施設及び耕種農家に良質な育苗床土又は用土の供給を行う施設とする。
土壌機能増進資材製造施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌の物理的性質等の人為的改良を行うために必要な資材を製造する施設とする。
附帯施設	
農作物被害防止施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業生産における被害（鳥獣害を除く。）を軽減するために必要な施設とする。 ・ 事業を実施することによる効果が高く、かつ、共同利用効率の優れた地区について認めることとし、1団地の受益面積は、おおむね2ヘクタール以上（中山間地域等を事業実施地区とする場合並びに野菜、果樹、茶及び花きを事業対象とする場合にあつては、おおむね1ヘクタール以上）とする。

ただし、防風施設のうちネット式鋼管施設（鋼管を主たる構造部材として構築した立体形状骨格に被害防止ネットを被覆した施設をいう。以下同じ。）についてはこの限りでないものとする。

なお、この場合、共同利用を確保するための措置として、以下の内容をすべて実施することとする。

そのうち（a）から（c）までの実施に当たっては、共同利用台帳を作成することとし、（a）については作業日、作業種類、作業者、作業時間等を、（b）については購入日、資材名、数量、価額、購入者等を、（c）については出荷日、出荷作物、数量、従事者等を明記することとする。

（a）栽培管理作業の共同化

育苗、は種、定植、施肥、薬剤散布、収穫等の主要な作業のいずれかを共同で行うこととする。

（b）資材の共同購入

肥料や農業薬剤等の資材のいずれかを共同で購入することとする。

（c）共同出荷

出荷に際しては、共同で行うこととする。

（d）所有の明確化

当該施設は、事業実施主体の所有であるということが規約又は登記簿により明らかであること。

（e）管理運営

当該施設が共同で管理運営（利用料金の徴収及び一体的維持管理）されていること。

防霜施設

- ・受電施設は含まないものとする。
- ・試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく施設的设计及び施工を行うものとする。

また、団地内の受益地については、原則として隣接する園地であることを条件とする。ただし、受益地が道路等により分断され、隣接しない園地であっても、以下のいずれかの要件を満たし、かつ、試験研究機関、普及指導センター等の意見を聴き、地域の地理条件の状況等に照らして防霜効果の適切な発現が期待できる場合は、この限りでない。

（a）園地が、道路のほか、水路、法面又は水田等他作物のほ場1枚により分断されていること。

（b）当該事業実施地区を含む産地において、市町村、農業協同組合等による防霜施設の団地的な整備に係る年次計画が策定

	<p>されており、その計画に当該事業実施地区が位置づけられているとともに、その計画の達成が確実に見込まれること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 防霜効果の発現を高めるため、既存の防霜施設と連携して設置する場合において、既存施設の受益者が、新規に整備する施設の受益者となる場合には、これを事業参加者に含め事業を実施できるものとするが、この場合においては、新規に整備される施設及び既存施設の保守・点検・管理等について、事業参加者が共同で実施することにより、事実上、一の共同利用施設として運用されるよう措置するものとする。 <p>また、施設の保守、点検、管理等の効率化を図る観点から、やむを得ず地理的に離れた複数の団地を一の共同利用施設として整備する場合にあっては、それぞれの団地が受益面積の要件を満たすとともに、それぞれの団地の受益農家及び事業参加者が3戸以上となるようにするものとする。</p>
防風施設	<ul style="list-style-type: none"> 受電施設は含まないものとする。 試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく施設の設計及び施工を行うものとする。 <p>また、団地内の受益地については、原則として隣接する園地であることを条件とする。ただし、受益地が道路等により分断され、隣接しない園地であっても、試験研究機関、普及指導センター等の意見を聴き、地域の地理条件の状況等に照らして防風効果の適切な発現が期待できる場合は、この限りでない。</p> <p>なお、この場合、防風施設（ネット式鋼管施設を除く。）については、防風効果の期待される範囲は施設の接地面からの距離が当該施設の高さの10倍から15倍までの範囲を基本とする。</p> <p>また、前記の受益地が道路等により分断され、隣接しない園地の場合には、以下のいずれかの要件を満たすものとする。</p> <p>(a) 道路のほか、水路、法面、水田等他作物のほ場1枚により分断されていること。</p> <p>(b) 当該事業実施地区を含む産地において、市町村、農業協同組合等による防風施設の団地的な整備に係る年次計画が策定されており、その計画に当該事業実施地区が位置づけられているとともに、その計画の達成が確実に見込まれること。</p> <p>さらに、防風効果の発現を高めるため、既存の防風施設と連携して設置する場合において、既存施設の受益者が、新規に整備する施設の受益者となる場合には、これを事業参加者に含め事業を実施できるものとするが、この場合においては、新規に整備される施設及び既存施設の保守・点検・管理</p>

	<p>等について、事業参加者が共同で実施することにより、事実上、一の共同利用施設として運用されるよう措置するものとする。</p> <p>また、施設の保守、点検、管理等の効率化を図る観点から、やむを得ず地理的に離れた複数の団地を一の共同利用施設として整備する場合にあっては、それぞれの団地が受益面積の要件を満たすとともに、それぞれの団地の受益農家及び事業参加者が3戸以上となるようにするものとする。</p>
病虫害防除施設	<ul style="list-style-type: none"> 害虫誘引施設（防蛾灯等）、防虫施設、土壌消毒施設、薬剤散布施設等とするものとする。
土壌浸食防止施設	
附帯施設	
農業廃棄物処理施設	<ul style="list-style-type: none"> 農業生産活動に由来する廃棄物等の処理を行うための施設とする。
農業廃棄物処理施設	
農薬廃液処理施設	<ul style="list-style-type: none"> 養液栽培廃液処理施設も含むものとし、設置に当たっては、組織的な回収処理体制の整備等に積極的に取り組むものとする。
附帯施設	
生産技術高度化施設	<ul style="list-style-type: none"> 農作物の栽培等生産の高度化を支援するのに必要な施設とする。 技術実証施設、省エネルギーモデル温室及び低コスト耐候性ハウスを整備する場合に当たっては、共同利用を確保するために以下の内容をすべて実施することとする。 <ul style="list-style-type: none"> そのうち（a）から（c）までの実施に当たっては、共同利用台帳を作成することとし、（a）については作業日、作業種類、作業者、作業時間等を、（b）については購入日、資材名、数量、価額、購入者等を、（c）については出荷日、出荷作物、数量、従事者等を明記することとする。 （a）栽培管理作業の共同化 <ul style="list-style-type: none"> 育苗、は種、定植、施肥、薬剤散布、収穫等の主要な作業のいずれかを共同で行うこととする。

	<p>(b) 資材の共同購入 肥料や農業薬剤等の資材のいずれかを共同で購入することとする。</p> <p>(c) 共同出荷 出荷に際しては、共同で行うこととする。</p> <p>(d) 所有の明確化 当該施設は、事業実施主体の所有であるということが規約又は登記簿により明らかであること。</p> <p>(e) 管理運営 当該施設が共同で管理運営（利用料金の徴収及び一体的維持管理）されていること。</p>
技術実証施設	<ul style="list-style-type: none"> 先進的な新技術の実証に必要な共同栽培施設、モデル壮蚕用蚕室（自動給桑装置を装備した壮蚕用共同飼育装置を設置した蚕室）等とする。
省エネルギーモデル温室	<ul style="list-style-type: none"> 当該施設を導入する場合は、第4の6に定める面積にかかわらず設置することができるものとする。また、その施設の規模は、1棟当たりおおむね500平方メートル以上とし、全設置面積は、おおむね5,000平方メートル以上とする。 地下水及び地熱水利用設備、太陽熱利用設備、廃棄物等燃焼熱利用設備等熱交換設備、複合環境制御装置、水源施設、受変電施設、集中管理棟、養液栽培装置、自動保温カーテン装置、自動かん水兼施肥施設、自動換気装置、自動炭酸ガス発生装置、自動除湿装置及び土壌消毒施設を現地の実態等に応じて装備するものとするが、自動換気装置は、必ず装備するものとする。 また、あらかじめ、地下水、地熱水、太陽熱、廃棄物等燃焼熱等の地域資源の賦存状況、利用可能熱量、権利関係及び導入作物の必要熱量等について十分検討するとともに、長期にわたって地域資源の利用が可能であることを確認し、低コスト生産の推進に留意するものとする。
低コスト耐候性ハウス	<ul style="list-style-type: none"> 50m/s以上の風速（過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域にあつては、当該風速とすることができる。）に耐えることができる強度を有するもの又は50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの若しくは構造計算上これに準ずる機能を有するものであって、かつ、単位面積当たりの価格が同等の耐候性を備えた鉄骨温室の平均的単価のおおむね70%以下の価格であるものとする。 なお、当該施設を導入する場合は、第4の6に定める面積にか

	<p>かわらず設置できるものとし、その設置実面積が500平方メートル以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 必要に応じて、養液栽培装置、複合環境制御装置、変電施設、集中管理棟、自動カーテン装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、地中暖房兼土壌消毒装置、多目的細霧冷房施設等を整備することができるものとする。 • 当該施設の導入に当たっては、必要に応じて土壌調査及び構造診断を実施するものとする。 • 事業実施主体は、当該施設内の栽培・管理運営について、第三者に委託できることとする。この場合において、文書をもって受託者の責任範囲を明確にするものとする。 • 設置に当たっては、地域の立地条件等を考慮して、共同利用が確保される場合に限り、地域内において当該施設を分けて設置することができる。
<p>高度環境制御栽培施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 野菜や花き等の周年・計画生産を行うため、高度な環境制御が可能な太陽光利用型又は完全人工光型のシステム本体及びシステムを収容する施設をいう。 • 当該施設を導入する場合は、第4の6に定める面積にかかわらず設置することができるものとする。また設置に当たり、地面をコンクリートで地固めする等により農地に形質変更を加える必要がある場合や、コスト縮減を図る観点から、未利用施設又は未利用若しくは自然エネルギーの効率的・効果的な利用を図るために必要な場合にあつては、農用地区域及び生産緑地地区以外にも設置できるものとする。 • 太陽光利用型については、整備後の施設は、50m/s以上の風速（過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域にあつては、当該風速とすることができる）若しくは50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの又は構造計算上これらに準ずる機能を有するものとし、必ず複合環境制御装置及び空調施設を装備するものとする。 • 完全人工光型については、整備後の施設は必ず複合環境制御装置及び空調施設を備えているものとする。 空調施設とは、暖房又は冷房装置等により1年を通じて気温を生育に最適な条件に制御可能な設備とする。 • 必要に応じて、栽培用照明装置、養液栽培装置、水源施設、変電施設、集中管理棟、自動天窓開閉装置、自動カーテン装置、自動灌水施肥装置、炭酸ガス発生装置、栽培用架台、育苗装置、無人防除装置、収穫、搬送及び調製の省力化に資する装置

	<p>等を整備するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スプラウト類、リーフレタス類等の周年・計画生産の技術が既に普及している品目については、生産性や収益性の向上に資する新技術の導入を必須とする。 ・ 整備に当たっては、多額の初期投資及び維持管理費を要するため、施設費、光熱動力費、資材費等のコスト並びに生産物の販売単価、販売先及び採算性を十分精査し、経営として十分成立し得る生産計画及び販売計画を策定していること。 <p>特に、販売計画については、契約等に基づき、販売先及び販売単価が安定的に確保できると見込まれること。少なくとも、事業実施年度又は翌年度の出荷量の過半については、書面契約又は覚書等に基づき、安定的な販売先が確認できること。また、生産計画に関しては、販売単価に応じた生産原価を設定するとともに、研修の実施等、栽培技術の習得に向けた取組が行われている又は行われることが確実であること。</p>
<p>高度技術導入施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設園芸栽培技術高度化施設、直播用水稲種子処理施設（種子コーティング施設）、ほ場内地下水位制御システム、水稻自動水管理施設、有益昆虫増殖貯蔵施設、菌類栽培施設等を整備できるものとする。 ・ 「施設園芸栽培技術高度化施設」は、50m/s以上の風速又は50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有する若しくは構造計算上これに準ずる機能を有する鉄骨（アルミ骨を含む）ハウス又は建物と一体的に設置するものとし、複合環境制御装置、照明装置、自動カーテン装置、自動天窗開閉装置、養液栽培装置、炭酸ガス発生装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、無人防除装置、地中暖房兼土壤消毒装置、加温装置、細霧冷房施設、脱石油型エネルギー供給施設、収穫、搬送及び調製の省力化等に資する装置とする。 <p>脱石油型エネルギー供給施設とは、園芸施設へのエネルギー（電気や熱をいう）の供給を目的とする施設であって、トリジェネレーションシステム、メタンガス利用システム及び小型水力発電システムとする。</p> <p>なお、施設園芸栽培技術高度化施設を導入する場合は、第4の6に定める面積にかかわらず設置できるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「有益昆虫増殖貯蔵施設」は、建物、幼虫保存用冷蔵庫、幼虫飼育用環境調節機器、飼料調製用器具等、幼虫及び成虫の飼育保存機器並びにこれらに準ずるものとする。施設の能力は、原則

	<p>として、当該地域の対象作物の受粉及び受精並びに対象害虫の駆除に必要な昆虫量を供給できる水準のものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「菌類栽培施設」は、マッシュルームを対象とする。当該施設を導入する場合は、第4の6に定める面積にかかわらず設置できるものとし、その栽培床がおおむね2,000平方メートル以上とする。
栽培管理支援施設	<ul style="list-style-type: none"> ・作業の軽労化や品質向上を図るため、園地管理軌道施設、花粉開葯貯蔵施設、冷蔵貯蔵施設、パインアップル品質向上生産施設、用排水施設、点滴施肥施設、灌水施設及び土壌環境制御施設を整備できるものとする。 ・「花粉開葯貯蔵施設」は、建物、葯落とし機、開葯装置、花粉貯蔵施用冷蔵庫、花粉検査用器具及びこれらの附帯施設とし、その能力は、原則として、当該地域の対象果樹の人工授粉に必要な花粉の総量（自家自給分を除く。）を供給できる水準のものとする。 ・「用排水施設」とは、揚水施設、遮水施設、送水施設、薬液混合施設、明きょ等配水施設整備とし、「灌水施設」の整備については、スプリンクラー（立ち上がり部分）は、補助の対象外とするものとする。 ・「パインアップル品質向上生産施設」の整備に当たっては、次の事項に留意するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 事業実施主体が農業協同組合である場合には、当該施設を農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他農業者の組織する団体に利用させることができるものとする。この場合において、事業実施主体は、共同利用規程を作成し、その適切な管理及び運営を図るものとする。 (b) 事業実施主体又は(a)により施設を利用する営農集団は、施設の共同利用計画を作成し、その適正な管理及び運営を図るものとする。また、当該計画に合わせて施設の効率的利用を図るために必要な場合に限り、当該施設を移動させることができるものとする。
株分施設	いぐさに限る。
附帯施設	
種子種苗生産関連	<ul style="list-style-type: none"> ・優良な農作物種子種苗の生産を支援するのに必要な施設とす

施設	る。
種子種苗生産供給施設	<ul style="list-style-type: none"> ・優良種子種苗の管理、生産及び増殖を目的とした施設であり、セル成型苗生産施設、接ぎ木施設、組織培養施設、温室、網室及びこれらに附帯する施設を整備することができるものとする。なお、野菜については、栄養繁殖性野菜と種子繁殖性の地域特産野菜を対象とし、原原種苗、原種苗等の生産及び増殖を行い、農業者団体、採種農家等に供給するための種子種苗生産増殖施設並びに種子種苗を大量に生産し農業者に供給するための種子種苗大量生産施設を整備できるものとする。
種子種苗処理調製施設	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における種子種苗の品質向上を図るための拠点となる種子品質向上施設及び調製後の種子に消毒を行う種子消毒施設を整備できるものとし、種子品質向上施設については、種子の発芽率等を検査する自主検査装置、種子の生産行程の管理や品質改善のための診断指導に必要な機器及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。
種子備蓄施設	<ul style="list-style-type: none"> ・気象災害等の不測の事態に備え、種子の品質を維持しつつ長期間備蓄するための温湿度調節機能を有する品質維持施設、備蓄種子の発芽率等を検査する自主検査装置及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。
種子生産高度化施設	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県における主要農作物種子生産の高度化又は効率化を図るために必要な装置及びその附帯施設を整備できるものとする。
附帯施設	
有機物処理・利用施設	<ul style="list-style-type: none"> ・堆肥等の製造に必要な施設とする。 ・堆肥の原料収集・運搬の効率等を考慮して、事業実施地区内に同時に「堆肥等生産施設」と「堆肥流通施設」を設置しても差し支えないものとする。
堆肥等生産施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ぼかし肥の生産施設、微生物培養施設等を整備することができるものとし、食品産業、林業等から排出される未利用資源を堆肥の原料として調製する原料製造用の施設も含むものとする。 ・耕種農家、畜産農家、食品産業（製糖業者を含む）等から排出される収穫残さ、家畜ふん尿、生ゴミ等未利用有機性資源（原料）の調達方法、生産された堆肥の需要のほか、既存の堆肥生

	<p>産施設の設置位置、生産能力、稼働状況等を十分に考慮するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 堆肥の原料として生ゴミ等農業系外未利用有機性資源を利用する場合は、堆肥化に適さないプラスチック、ガラス類等の異物の混入を防ぐため、分別収集されたものを使用する。 農用地の土壌の重金属による汚染を未然に防止する観点から、次に掲げる事項について留意するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 製造された堆肥は、肥料取締法（昭和25年法律第127号）に基づく昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）に規定する基準に適合するものとする。 (b) 製造された堆肥の施用に当たっては、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）及び「農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準」（昭和59年11月8日付け環水土第149号環境庁水質保全局長通知）（土壌1kgにつき亜鉛120mg以下）に留意し、施用地区において品質・土壌分析を実施しながら施設を運営するものとする。
堆肥流通施設	<ul style="list-style-type: none"> 堆肥の流通を促進するための袋詰、貯蔵等の設備を備えた施設とし、既存の堆肥舎等の有効活用若しくは堆肥の円滑な流通や安定供給を目的として設置されるものであり、設置に当たっては、既存の堆肥舎等の設置位置、生産能力、稼働状況、堆肥の需要等を十分に考慮するものとする。
堆肥発酵熱等利用施設	<ul style="list-style-type: none"> 有機物供給施設より排出される熱、ガス等の農業用温室等への有効活用を図るための施設であり、併せて省エネルギーモデル温室についても整備できるものとする。
地域資源肥料化処理施設	<ul style="list-style-type: none"> 地域の未利用又は低利用の有機資源（下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。）の肥料化に必要な施設とする。ただし、当該施設を整備する場合、事業実施地区内において、当該有機資源由来肥料の目標生産量に対する現況生産量の割合が40%未満の場合に限る。
附帯施設	
畜産物共同利用施設整備	

畜産物処理加工施設	
産地食肉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・整備する場合には、次に定める全ての要件に適合するものであること。 (a) 当該施設は、原則として食肉の流通合理化に係る都道府県計画に基づくものであること。 (b) 当該施設の整備について、食肉の流通合理化に係る都道府県計画に基づく整備計画を作成し、都道府県知事による承認を受けていること。 (c) 当該施設を整備後の1日当たりの処理能力（肥育豚換算）がおおむね1,400頭以上の規模となること。 (d) 当該施設から発生する特定部位（と畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）別表第1に掲げるものをいう。）の適切な処理及び畜産副産物の区分管理等TSEに対応した体制が確立していること又は確立することが見込まれること。 (e) 食肉の効率的な出荷が可能で、出荷形態は主として部分肉又は部分肉以上に加工度の高い商品であること。 (f) 豚の処理工程を新たに整備する場合にあっては、その他の畜種の処理工程と分離されていること。
けい留施設	<ul style="list-style-type: none"> ・生体検査場所を含むものとする。
と畜解体・内臓処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・と畜場法（昭和28年法律第114号）第4条第1項の規定により都道府県知事等が許可し、又は許可する見込みのあるものであることとする。
懸肉施設	
冷蔵冷凍施設	<ul style="list-style-type: none"> ・保管を目的としない食肉等急冷設備は除くものとする。 ・全部又は一部に枝肉の急速冷却能力（牛及び馬の枝肉にあっては24時間以内、豚、めん羊及び山羊の枝肉にあっては12時間以内に枝肉の中心温度を5℃以下に冷却する能力とする。）を持つ冷却施設を有する冷蔵庫であって、枝肉又は部分肉の冷蔵保存能力がおおむね1日当たりのと畜解体処理能力の5日分以上で枝肉懸吊装置等を備えていることとする。
部分肉加工施設	

輸送施設	
給排水施設	
安心安全モデル施設	・ 自主衛生管理施設及び情報管理提供施設とする。
その他の施設・設備	
副産物等処理施設	
衛生管理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の (a) 又は (b) の基準に適合すること。 (a) と畜場法施行令（昭和28年政令第216号）、と畜場法施行規則、「食肉処理業に関する衛生管理について」（平成9年3月31日付け衛乳第104号厚生省生活衛生局長通知。）及び「と畜場の施設及び設備に関するガイドラインについて」（平成6年6月23日付け衛乳第97号厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知）を順守するために、都道府県知事（保健所を設置する市にあっては市長）が事業実施主体に文書で改善又は新設を指摘した設備（設計図等から衛生管理施設以外の部分と区分できるものに限る。）であること。 (b) 輸出に係る設備であって、輸出先国が定める衛生基準等を順守するために必要なものであること。
環境保全施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚水処理施設を対象とする場合は、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第1項に規定する排水基準以下に処理し得る能力を有すること。
T S E 対応施設	
食鳥処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該施設を整備後の1日当たりの処理能力がブロイラーの場合はおおむね24,000羽以上、成鶏の場合はおおむね8,000羽以上の規模となること。
生体受入施設	
放血脱羽、中抜き及び冷却施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第3条の規定により都道府県知事が許可し、又は許

	可する見込みのあるものであること。
冷蔵冷凍施設	・冷蔵保存の場合にあっては5℃以下、冷凍保存の場合にあってはマイナス20℃以下で保存ができる能力を有すること。
食鳥肉加工施設	
輸送施設	
給排水施設	
その他の施設・設備	
副産物等処理施設	
衛生管理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・次の (a) 又は (b) の基準に適合すること。 (a) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成3年3月25日付け政令第52号）、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成2年6月29日付け厚生省令第40号）を順守するために、都道府県知事（保健所を設置する市にあっては市長）が事業実施主体に文書で改善又は新設を指摘した設備（設計図等から衛生管理施設以外の部分と区分できるものに限る。）であること。 (b) 輸出に係る設備であって、輸出先国が定める衛生基準等を順守するために必要なものであること。
環境保全施設	・汚水処理施設を対象とする場合は、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法第3条第1項に規定する排水基準以下に処理し得る能力を有すること。
鶏卵処理施設	・当該施設の1日当たりの取扱量がおおむね13トン以上であること。
洗卵選別包装室	
冷蔵庫室	

冷凍庫室	
殺菌装置	
洗浄装置	
貯蔵タンク	
洗卵選別機	
検卵装置	
その他の設備	
畜産物加工施設	<ul style="list-style-type: none"> ・生産者が共同又は生産者を支援する目的で地方公共団体、公社、農業協同組合、農業協同組合連合会又はこれらの者の有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める団体（以下「生産者支援組織」という。）が行う加工のための施設・設備とする。 ・生産者が共同で施設・設備の整備を行う場合にあっては、当該施設で扱う製品は、事業に参加する生産者自ら生産した生乳または食肉をもとに消費者ニーズに対応するよう加工した牛乳乳製品又は食肉加工品とする。 ・生産者支援組織が施設・設備の整備を行う場合にあっては、当該施設で取り扱う製品は、主に事業実施地区内で生産された生乳又は食肉をもとに加工した牛乳乳製品又は食肉加工品とする。 ・貸付けについては、地方公共団体、公社、農業協同組合、農業協同組合連合会又は農業協同組合及び農業協同組合連合会が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める団体から、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他農業者が組織する団体に貸し付ける場合に限るものとする。
家畜市場	<ul style="list-style-type: none"> ・次に定める要件に適合するものであること。 （a）家畜市場の整備を実施する場合の家畜市場の設置場所が、家畜取引法（昭和31年法律第123号）第20条の地域家畜市場再編整備計画、広域営農団地整備計画又は広域営農団地関連施設計画（広域営農団地育成対策要綱（昭和46年6月10日付け4

	<p>6農政第2741号農林事務次官依命通知) 第3の1又は第4の1に基づき作成されるものをいう。)を定めている地域であること。また、家畜市場の再配置のための移転又は家畜市場の環境対策、衛生対策若しくは機能強化対策のための整備を行う場合は、家畜の流通合理化に係る都道府県計画に基づく整備計画を作成し、都道府県知事による承認を受けていること。</p> <p>(b) 家畜市場の整備を実施する場合の当該家畜市場の1年間における家畜取引頭数がおおむね3,500頭(牛換算:馬1頭につき1頭、豚、めん羊又は山羊1頭につき0.2頭に換算。以下同じ。)以上、又はおおむね1,000頭(牛換算)以上の肉専用種の肉用子牛の出荷が見込まれること。</p>
基本施設	
環境対策施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚水処理施設を対象とする場合、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法第3条第1項の規定に定められた排水基準以下に処理できる能力を有すること。
衛生対策施設	
機能高度化施設	
その他の施設・設備	
家畜飼養管理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同利用畜舎、共同利用フリーストール牛舎、共同利用ミルクパーラー、共同利用ウインドレス鶏舎、共同利用畜舎と一体的に整備する設備及び共同利用畜舎と一体的に整備する家畜排せつ物処理利用施設の整備については、事業実施地域は次の(a)及び(b)の要件に適合するものであることとする。 (a) 事業実施地域は、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年6月14日法律第182号。以下「酪肉振興法」という。)第2条の4第1項の規定に基づく計画(以下「市町村計画」という。)を作成した市町村の区域内又は都道府県知事が適当と認める市町村の区域内であること。 (b) 事業実施地域は、アクションプラン(市町村計画又は酪肉振興法第2条の3第1項の規定に基づく計画の実現に向けた具体的な行動計画であり、特に、当該産地のリーダーとなる農業者・地域の選定、支援・指導を受ける対象への具体的経

営改善の方法、支援・指導を行う関係機関の位置付け・役割分担を定めたもののことをいう。以下同じ。)を策定しているか、又は策定することが見込まれる市町村の区域内又は都道府県内とする。

- ・共同利用畜舎、共同利用フリーストール牛舎、共同利用ミルクイングパーラー、共同利用ウインドレス鶏舎及び飼料作物作付条件整備及び放牧利用条件整備並びに水田飼料作物作付条件整備と一体的に整備する牛舎等の整備については、施設の管理について次の条件を満たすものとする。

(a) 当該施設がすべての利用者から構成された団体の所有(当該団体が法人でない場合は利用者の共有)に属し、かつ、登記簿(表示の登記を含む。)上この旨が明らかであること。

(b) 当該施設に係る管理費(個人の不注意による破損の修繕に要する費用等明確に個人が負担すべき金額を除く。)の徴収が利用度に応じて行われること。

- ・次の条件を満たしている場合には、1施設用地(地形又は地物によって画される地続きの土地であって、一体的に施設用地に供されるものを含む。)を2棟以上に分けて整備することができるものとする。

(a) 同一施設用地における当該施設の複数の各施設の規模(建物面積、収容頭数等)は、原則として同一であること。

(b) 当該畜舎で飼養されている家畜の種類及び飼養管理体系が同一であること。

(c) 事業参加者において、家畜排せつ物の共同処理、飲雑用水等の共同利用等が図られること。

- ・当該施設のうち畜舎等に附帯する放飼場及び飼料調製等施設は、畜舎等に近接して整備することが望ましいが、土地の権利調整、自然条件等からこれが困難な場合は、日常の飼養管理に支障を来さない範囲内で、一定の距離をおいて整備することは差し支えないものとする。

- ・畜舎の共同利用及び家畜の管理のための事務所、管理人室等を畜舎とは別棟として整備する必要がある場合には、その整備を次の基準により行うものとし、経営面からみて過大な施設とならないよう、特に留意するものとする。

(a) 場所

原則として、当該施設の敷地内又は隣接地に整備することとする。ただし、地形等自然条件からみて敷地内又は隣接地に整備することが困難な場合にあつては、家畜管理上支障を来さない範囲内でその他の土地に整備することができるものとする。

(b) 規模等

i 管理舎1棟当たりの規模は、次の方法により算出した面積の範囲内とする。

面積＝40㎡（共用部分）＋10㎡（管理人等1人当たり専用部分）×管理人等人数

ii iの共用部分は、事務室、炊事場、浴室等とし、管理人等人数は、家畜の飼養計画頭数及び飼養形態からみて必要最小限とする。

- ・建造物の構造部分（柱、梁等）の木造化及び内装部分（床、壁、窓枠、戸等）の木質化に積極的に取り組むものとする。
- ・共同利用畜舎、共同利用フリーストール牛舎、共同利用ミルクングパーラー及び共同利用ウインドレス鶏舎の整備については、建設基準法施行令等関係法令、構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、1棟がおおむね500㎡以下の施設について、少なくとも建造物の構造部分（柱、梁）について木材を利用することを原則とし、1棟が500㎡を超える畜舎についても、コスト等の観点から木材利用が可能な場合は積極的に利用するものとする。

共同利用畜舎

- ・肉用牛生産及び養豚生産及び牛の保育育成並びにヘルパー組合等（酪農、肉用牛及び飼料生産に係る業務の一部を受託する団体又は法人をいう。以下同じ。）の統合を行うためのもの。
- ・肉用牛生産及び養豚生産における地域内一貫生産体制の確立、協業法人（複数の世帯が共同で出資し、収支決算まで共同で行っている法人のことをいう。以下同じ。）の経営開始に伴う生産体制効率化等への対応、新生産システム（事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産体系全体として改善（生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮を活用することによる生産性の向上等）がなされるものをいう。以下同じ。）の実践・普及及び牛のほ育育成経営部門の外部化並びにヘルパー組織等の統合のうちのいずれかのためのものであること。
- ・肉用牛生産及び養豚生産における地域内一貫生産体制の確立のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。

(a) 対象畜種が、肉用牛又は豚であること。

(b) 計画上の肉用牛飼養頭数が、肉専用種にあってはおおむね300頭以上（繁殖牛にあってはおおむね100頭以上）、乳用種にあってはおおむね500頭以上、肥育豚にあってはおおむね2,000頭以上、繁殖豚にあってはおおむね150頭以上であること。

ただし、中山間地域等にあっては、計画飼養頭数はそれぞれ

れの2分の1以上であるものとする。

- ・肉用牛生産、養豚生産及び牛のほ育育成における協業法人の経営開始に伴う生産体制効率化等に用いる場合は、次の条件を満たすこととする。

(a) 事業実施主体は協業法人に限る。

ただし、当該施設竣工までに、協業法人になることが確実に見込まれ、かつ(b)の条件を満たすその他農業者の組織する団体を含む。

(b) 事業実施主体となる協業法人の構成員は、原則として、5戸以上の自然人たる農業者に限られ、法人が構成員に含まれてはならない。

- ・肉用牛生産、養豚生産及び牛のほ育育成における新生産システムの実践・普及のために用いる場合には、次の条件を満たすこととする。

(a) 新生産システムの実践・普及にあつては、事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮による生産性の向上等がなされること。

(b) その他農業者の組織する団体以外の者が事業実施主体となり、かつ、当該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は実践を行う場合には、次の条件を満たしていること。

i 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。

ii 事業実施主体は、新生産システムのモデル的な実践（以下「モデル実践活動」という。）を行うための対象施設、貸付期間、利用料等を内容とする利用に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に貸し付けるものとする。

iii 事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及びそれをもとに指導を行い、畜産経営は、事業実施主体の方針に基づき飼養管理を行うとともに、原則として、生産行程の全部又は一部について他の畜産経営との共同活動を行うものとする。

- ・当該施設を牛のほ育育成経営部門の外部化のために用いる場合は、すでに牛のほ育育成を目的として管理運営されている公共牧場内に当該施設を整備することはできないものとする。

- ・当該施設を、ヘルパー組織等の統合のために用いる場合は、当該組織の事業の規模拡大、多角化又は効率化が行われるものとする。

<p>共同利用フリース トール牛舎</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・協業法人の経営開始に伴う生産体制効率化等への対応及び新生産システムの実践・普及並びにヘルパー組織の統合のいずれかのためのものであること。 ・当該施設を協業法人の経営開始に伴う生産体制効率化等への対応のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 事業実施主体は協業法人に限る。 <ul style="list-style-type: none"> ただし、当該施設竣工までに、協業法人になることが確実に見込まれ、かつ (b) の条件を満たすその他農業者の組織する団体を含む。 (b) 事業実施主体となる協業法人の構成員は、原則として、5戸以上の自然人たる農業者に限られ、法人が構成員に含まれてはならない。 ・当該施設を新生産システムの実践・普及のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 新生産システムの実践・普及にあつては、事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮による生産性の向上等がなされること。 (b) その他農業者の組織する団体以外の者が事業実施主体となり、かつ、当該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は実践を行う場合には、次の条件を満たしていることとする。 <ul style="list-style-type: none"> i 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。 ii 事業実施主体は、モデル実践活動を行うための対象施設、貸付期間、利用料等を内容とする利用に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に貸し付けるものとする。 iii 事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及びそれをもとに指導を行い、畜産経営は、事業実施主体の方針に基づき飼養管理を行うとともに、原則として、生産行程の全部又は一部について他の畜産経営との共同活動を行うこと。 ・当該施設を、ヘルパー組織等の統合のために用いる場合は、当該組織の事業の規模拡大、多角化又は効率化が行われるものとする。
<p>共同利用ミルクイン グパーラー</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・協業法人の経営開始に伴う生産体制効率化等への対応及び新生産システムの実践・普及並びにヘルパー組織の統合のいずれかのためのものであること。 ・当該施設を協業法人の経営開始に伴う生産体制効率化等への対

	<p>応のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。</p> <p>(a) 事業実施主体は協業法人に限る。 ただし、当該施設竣工までに、協業法人になることが確実に見込まれ、かつ (b) の条件を満たすその他農業者の組織する団体を含む。</p> <p>(b) 事業実施主体となる協業法人の構成員は、原則として、5 戸以上の自然人たる農業者に限られ、法人が構成員に含まれてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該施設を新生産システムの実践・普及のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 <p>(a) 新生産システムの実践・普及にあっては、事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮による生産性の向上等がなされるものとする。</p> <p>(b) その他農業者の組織する団体以外の者が事業実施主体となり、かつ、当該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は実践を行う場合には、次の条件を満たしていることとする。 <ul style="list-style-type: none"> i 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。 ii 事業実施主体は、モデル実践活動を行うための対象施設、貸付期間、利用料等を内容とする利用に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に貸し付けること。 iii 事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及びそれをもとに指導を行い、畜産経営は、事業実施主体の方針に基づき飼養管理を行うとともに、原則として、生産行程の全部又は一部について他の畜産経営との共同活動を行うこと。 </p> ・当該施設を、ヘルパー組織等の統合のために用いる場合は、当該組織の事業の規模拡大、多角化又は効率化が行われるものとする。
<p>共同利用ウインドレス鶏舎</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖型で無窓構造の、高病原性鳥インフルエンザ等に対する防疫のためのものに限る。 ・事業実施主体は農業者で構成され、農業協同組合連合会、農業協同組合又はこれらが有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他農業者の組織する団体以外の者との間に経営上の上下関係がないこと。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設を新生産システムの実践・普及のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 (a) 新生産システムの実践・普及にあつては、事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮による生産性の向上等がなされるものとする。 (b) その他農業者の組織する団体以外の者が事業実施主体となり、かつ、当該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は実践を行う場合には、次の条件を満たしていることとする。 <ul style="list-style-type: none"> i 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。 ii 事業実施主体は、モデル実践活動を行うための対象施設、貸付期間、利用料等を内容とする、利用に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に貸し付けるものとする。この場合、畜産経営は5戸以上で構成されるものとする。 iii 事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及びそれをもとに指導を行い、畜産経営は、事業実施主体の方針に基づき飼養管理を行うとともに、生産行程の全部又は一部について他の畜産経営との共同活動を行うものとする。
放牧利用施設	
共同利用畜舎と一体的に整備する設備	<ul style="list-style-type: none"> ・共同利用畜舎、共同利用フリーストール牛舎、共同利用ミルクパラー及び共同利用ウインドレス鶏舎と合わせて措置するものとする。 ・整備する設備は生産行程に直接にかかわりかつ共同利用畜舎等に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は共同利用畜舎等で行われる生産行程のあり方の本質にかかわるものとする。 ・生産物を一時的に保管する設備については対象としないものとする。
共同利用畜舎と一体的に整備する家畜排せつ物処理利用施設	<ul style="list-style-type: none"> ・共同利用畜舎、共同利用フリーストール牛舎、共同利用ミルクパラー及び共同利用ウインドレス鶏舎と合わせて措置するものとする。 ・この施設に係る事業の実施に当たっては、家畜排せつ物及び施設排水（共同利用ミルクパラーに係るものを含む。）に

	<p>ついて適切な処理が行われるよう特に留意する。</p>
<p>飼料作物作付条件整備及び放牧利用条件整備並びに水田飼料作物作付条件整備と一体的に整備する牛舎等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 要綱別表の事業実施主体の欄の1のただし書きの生産局長が別に定める自給飼料関連施設は、「飼料作物作付条件整備及び放牧利用条件整備並びに水田飼料作物作付条件整備と一体的に整備する牛舎等」とし、公共牧場運営基盤整備と一体的に実施できるものとする。 放牧利用条件整備と一体的に整備する牛舎等については、新築に伴う不要施設の撤去、構造変更に伴う改修及び飼料規模の拡大に対応した増築を含むことができるものとする。
<p>自給飼料関連施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施設の管理について、次の条件を満たすものとする。なお、ヘルパー組織等の統合に用いる場合においても同様とする。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 当該施設がすべての利用者から構成された団体の所有（当該団体が法人でない場合は利用者の共有）に属し、かつ、登記簿（表示の登記を含む。）上この旨が明らかであること。 (b) 当該施設に係る管理費（個人の不注意による破損の修繕に要する費用等明確に個人が負担すべき金額を除く。）の徴収が利用度に応じて行われること。 当該施設は、次の条件を満たしている場合には、1施設用地（地形又は地物によって画される地続きの土地であって、一体的に施設用地に供されるものを含む。）を2棟以上に分けて整備することができるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 同一施設用地における当該施設の複数の各施設の規模（建物面積等）は、原則として同一であること。 (b) 当該施設に係る飼料を給与する家畜の種類及び飼養管理体系が同一であること。 (c) 事業参加者において、飼料作物の共同収穫、家畜排せつ物の共同処理等が図られること。
<p>混合飼料調製・供給施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施設用地の造成整備を含む。 混合飼料等利用畜産経営及び混合飼料等原料供給者との間で供給利用計画を作成するものとする。
<p>混合飼料貯蔵・保管庫</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施設用地の造成整備を含む。 混合飼料等利用畜産経営及び混合飼料等原料供給者との間で供給利用計画を作成するものとする。
<p>飼料作物収穫調製貯蔵施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施設用地の造成整備を含む。

単味飼料貯蔵施設	・施設用地の造成整備を含む。
地域未利用資源調製貯蔵施設	・施設用地の造成整備を含む。
家畜排せつ物処理施設	・施設用地の造成整備を含む。
飼料生産・調製・保管施設	・施設用地の造成整備を含む。
管理棟	・施設用地の造成整備を含む。
飼料給与設計用電算施設	・自給飼料を基本とした合理的な飼料給与システムを確立する場合に限る。
家畜改良増殖関連施設	
きゅう舎	
畜舎	
鶏舎	
飼料給与施設	
解体処理施設	
冷蔵冷凍施設	
受精卵処理、採卵及び移植室	
肉質等分析施設	
人工授精処理施設	
衛生検査施設	

能力調査施設	
隔離検疫豚舎	
隔離検疫鶏舎	
畜産新技術実用化施設	
その他家畜改良増殖又は畜産新技術の取組のための必要な機械器具	
附帯施設	
離農跡地・後継者不在経営施設	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農及び規模拡大に必要な施設とする。 ・事業を実施する場合は、以下の要件を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 事業実施主体が、農地保有合理化事業、信託（農業協同組合法第10条第3項に定める事業をいう。）又は農業経営事業（同法第11条の31第1項に定める事業をいう。以下同じ。）により、離農者等から買い入れた農用地又は施設であって、新規就農者等に一定期間（原則5年以内）貸し付けた後に売り渡すことを予定しているものであること。 (b) 事業実施主体が、農地保有合理化事業又は農業経営事業により離農者等から借り入れた農用地であって、新規就農者等に一定期間貸し付けることを予定しているもの及び当該農用地に存する施設であって、当該離農者等から借り入れて新規就農者等に貸し付けることを予定しているものであること。 (c) 事業実施主体が、離農者等から買い入れた農業用施設用地又は施設であって、新規就農者等に貸し付けること又は一定期間貸し付けた後に売り渡すことを予定しているものであること。 (d) 事業実施主体が、離農者等から借り入れた施設であって、新規就農者等に貸し付けることを予定しているものであること。 (e) 事業実施地域は、市町村計画を作成した市町村の区域内または都道府県知事が適当と認める市町村の区域内とし、アクションプランを策定しているか、又は策定することが見込ま

れる市町村の区域内又は都道府県内とする。

・事業の対象者

(a) 新規就農者にあつては、以下の要件をすべて満たすこと。
ただし、新規に畜産経営を開始する法人にあつては、以下のiiiの要件を満たすこと並びにi、ii及びivを満たす常時従事者である構成員が1人以上いること。

i 家畜飼養に1年以上従事した経験を有すること。

ii 原則として、40歳未満又は40歳以上であつて後継者の確保が見込まれること。

iii 当該地域における平均経営規模以上の経営を営むことが見込まれること。

iv 青年等の就農促進のための資金の貸し付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第4条第1項に規定する就農計画の認定を受けるか、又は認定を受けることが見込まれること。

(b) 規模拡大者にあつては、以下の要件をすべて満たすこと。

i 家畜飼養に1年以上従事した経験を有すること。

ii 原則として、50歳未満又は50歳以上であつて後継者の確保が見込まれること。

iii 当該地域における農用地面積又は家畜飼養頭数が、おおむね当該地域における平均経営規模以上であつて、かつ、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条の規定により、市町村が定めた農業振興地域整備計画に示されている効率的かつ安定的な農業経営の目標規模以上の経営を営むことが見込まれること。

・補助対象

(a) 畜舎、畜舎と一体的に整備する施設、家畜排せつ物処理施設及び附帯施設で、老朽又は損傷箇所の補修、構造変更に伴う改修、飼養規模の拡大に対応した増築、飼養管理方法の改善又は変更に対応した新築及びそれらに伴う不要施設の撤去（後継者不在経営施設の新築及びそれらに伴う不要施設の撤去については、家畜排せつ物処理施設に限る。）を含むことができるものとする。

・事業の実施

(a) 交付対象となる施設等の残存耐用年数は、原則として、畜舎等の施設にあつては5年以上（補修及び改修に係る施設については、補修及び改修後の耐用年数が5年以上）とする。

(b) 家畜整備については、次のとおりとする。

事業実施主体が買い入れ、新規就農者等に貸し付ける場合に認めるものとし、その対象は次に掲げるものとする。

	<p>i 乳牛 4歳未満の登録牛又はその娘牛であること。</p> <p>ii 肉用牛（繁殖牛） おおむね8カ月以上4歳未満の繁殖雌牛であること。</p> <p>iii 豚（繁殖豚） 生後3カ月以上12カ月以内のものであること。</p> <p>iv その他の家畜 都道府県知事が適当と認めたものであること。</p> <p>(c) 家畜の貸付期間 家畜の貸付期間は、原則として、5年以内とする。</p> <p>(d) 家畜に係る交付率等 要綱別表の交付率の欄のただし書に基づき家畜整備に適用するものとして生産局長が別に定める率及び額は、事業費の2分の1以内で、かつ、1頭当たり350,000円以内とする。 なお、事業費には、家畜の購入時の価格及び購入に要する諸経費（家畜市場手数料、購入旅費、鉄道、航路、自動車等の運賃、積込料、貸車諸設備経費、輸送中の飼料費、上乗人夫賃、輸送保険料等）を含むものとする。</p> <p>(e) 家畜の貸付契約 事業実施主体は、家畜の貸付に当たっては、貸付規程を整備し、かつ、新規就農者等との間に家畜の管理及び保全を内容とする契約を締結するものとする。</p>
畜舎	
畜舎と一体的に整備する設備	
家畜排せつ物処理施設	
簡易ほ場整備	
家畜整備	
附帯施設	
家畜排せつ物等処理利用施設	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜排せつ物等の処理、利用に必要な施設及び装置とする。 ・施設用地の造成整備を含む。

家畜排せつ物処理施設	
堆肥化施設	・家畜排せつ物等の有機物を原料として発酵処理等を行うことにより、堆肥を製造する施設及び装置とする。
液肥化施設	・スラリー等の液状の貯留及び有機物を発酵処理等により液肥化する施設及び装置とする。
浄化処理施設	・家畜の尿等の汚水を処理し、浄化する施設及び装置とする。
焼却施設	・家畜排せつ物等の有機物を焼却により処理、利用する施設及び装置とする。
周辺施設	・家畜排せつ物処理施設と一体的に整備するものとする。
原料保管・調整施設	・水分調整等の原料保管や固液分離、予備乾燥等により、家畜排せつ物処理施設の処理原料となる有機物の水分調整等を行う施設及び装置とする。
製品保管・調整施設	・家畜排せつ物処理施設において生産された製品の利用及び出荷までの一時的な保管、利用及び出荷形態に合わせた加工、梱包、成分調整、成分分析等を行う施設及び装置とする。
水分調整材保管・調整施設	・木材くず、廃材、剪定枝、モミガラ等を粉砕し、家畜排せつ物等の水分調整材として利用するために必要な施設及び装置とする。
堆肥流通促進施設	・家畜排せつ物処理施設において生産された製品の広域流通を大型堆肥バッグ等により促進するための施設、装置及び付属品とする。大型堆肥バッグは、所在の確認が容易になされるよう、本事業で整備された旨の表示を行う等の工夫をするものとする。
脱臭施設	・有機物の処理過程において発生する臭気を抑制するための施設及び装置とする。

第7 共同利用施設の再編利用

第2の7の共同利用施設の再編利用を行う場合は、以下に定めるところによるものとする。

る。

1 土地利用型作物に係る共同利用施設の再編利用

米、麦又は大豆の乾燥調製、保管に係る施設であって、要綱別表のメニューの欄の3のうち乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設又は集出荷貯蔵施設の整備を行うことができるものとする。

この場合、事業実施主体においては、以下の(1)から(4)までに定める再編利用計画を別紙様式7号により作成し、都道府県知事の承認を受けなければならない。

(1) 再編利用計画の趣旨

麦、大豆、新規需要米等の戦略作物又は都道府県知事の特認を受けた作物（主食用米を除く）の増産に取り組む地域及び担い手が主体となった主食用米の戦略的販売に向け、担い手で構成される組織への施設運営委託又はサイロ単位等施設の部分貸与等に取り組む地域において、既存の複数の穀類乾燥調製貯蔵施設等を再編利用することにより、担い手を中心とした効率的な施設利用体制の再構築や低廉な乾燥調製サービスの提供を図ることを旨とした計画とする。

(2) 再編利用計画策定主体

再編利用計画は、事業実施主体が単独で策定する若しくは農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体その他農業者の組織する団体等と共同で策定するものとする。

(3) 再編利用計画の内容等

a 計画期間

計画期間は取組実施年度から5年間とする。

b 再編利用計画の内容

再編利用計画には、次に掲げる事項が含まなければならない。

再編利用計画に記載しなければならない項目

1 対象作物の現状及び成果目標

(1) 本計画の対象となる産地の範囲、産地における対象品目の農家戸数、生産面積、生産量

(2) 本計画の対象となる産地の範囲、産地における対象品目の農家戸数、生産面積、生産量の成果目標
--

※なお、取組実施年度から2年後、計画最終年度（5年後）について成果目標を記載する。

2 穀類乾燥調製貯蔵施設等の現状及び再編後の状況

(1) 本計画の対象となる施設の再編利用についての基本的な方針

(2) 本計画の対象となる施設の種類及び仕様（施設能力、しゅん功年等）、直近年度における利用率及び取扱数量、利用料金、機能分担並びに課題等

- (3) 本計画の対象となる施設の種類及び仕様、再編後の利用率及び取扱数量、利用料金、機能分担並びに課題等

3 施設の再編利用のための事業計画

- (1) 再編利用するための再編整備事業計画

- (2) 取組実施年度における具体的な事業内容

※なお、事業計画の策定に当たっては、可能な限り既存施設を有効活用することを前提とし、将来の増産計画に見合った、過剰な施設整備とならないよう留意すること。

4 担い手への優先配慮

担い手集団への穀類乾燥調製貯蔵施設の運営移譲、担い手へのサイロ等施設の部分貸与や利用料金の割引等、担い手に対する優先配慮事項

5 その他

都道府県知事が計画の審査等を行うに当たって必要とする項目

(4) 再編利用計画の承認等

- a 計画策定主体は、再編利用計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- b 都道府県知事は、aにより提出された再編利用計画について、取組の計画の内容が目標達成の観点から妥当と認められるときは、承認を行うものとする。
- c 都道府県知事は、bに基づき承認した再編利用計画について、別紙様式8号により取りまとめ、別紙様式9号により地方農政局長等に報告するものとする。
- d 計画策定主体は、以下に掲げる項目を含めて、各年度の再編利用計画の取組状況報告書を別紙様式10号により作成の上、翌年度の5月末までに知事に報告するものとする。
- e 都道府県知事は、dに基づく報告があった場合は、別紙様式11号により取りまとめ、当該年度の7月末までに別紙様式12号により地方農政局長等に報告するものとする。

再編利用計画の取組状況報告書に記載しなければならない項目

1 対象作物の現状及び成果目標

- (1) 本計画の対象となる産地の範囲、産地における対象品目の農家戸数、生産面積、生産量
- (2) 本計画の対象となる産地の範囲、産地における対象品目の農家戸数、生

産面積、生産量の取組の成果

※なお、取組実施年度から2年後、計画最終年度（5年後）についての成果目標に変更があった場合はその旨を記載する。

2 穀類乾燥調製貯蔵施設等の現状及び再編後の状況

(1) 本計画の対象となる施設の再編利用についての基本的な方針

(2) 本計画の対象となる施設の種類及び仕様（施設能力、しゅん功年等）、事業実施前の利用率及び取扱数量、利用料金、機能分担並びに課題等

(3) 本計画の対象となる施設の種類及び仕様、現在の利用率及び取扱数量、利用料金、機能分担並びに課題等

3 再編利用するための再編整備事業計画

4 担い手への優先配慮

担い手集団への穀類乾燥調製貯蔵施設の運営移譲、担い手へのサイロ等施設の部分貸与や利用料金の割引等、担い手に対する優先配慮事項

5 その他

取組状況報告に必要な項目

2 野菜、果樹又は花きに係る共同利用施設の再編利用

野菜、果樹又は花きの集出荷貯蔵又は処理加工に係る施設であって、要綱別表のメニュー欄の3のうち集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設の整備を行うことができるものとする。

その場合、集出荷貯蔵施設等再編利用の取組を実施する事業実施主体においては、以下の(1)から(4)までに定める再編利用計画を別紙様式7号により作成し、都道府県知事の承認を受けなければならない。

(1) 再編利用計画の趣旨

野菜、果樹又は花きの持続的かつ安定的な供給体制の構築に取り組む地域において、既存の複数の集出荷貯蔵施設又は農産物処理加工施設を再編利用することにより、流通コストの低減を図ることを旨とした計画とする。

(2) 再編利用計画策定主体

再編利用計画は、事業実施主体が単独で策定する若しくは再編対象施設の受益者又は利用施設の新たな受益者等と共同で策定するものとする。

(3) 再編利用計画の内容

再編利用計画には、次に掲げる事項が含まなければならない。

再編利用計画に記載しなければならない項目

- 1 対象品目の現状及び目標
本計画の対象品目ごとの作付面積、出荷量、販売額、主な販売先の現状及び目標
※なお、取組実施年度から2年後を目標年度とする。
- 2 対象施設の現状及び再編後の状況
 - (1) 本計画の対象施設の再編利用についての基本的な方針
 - (2) 本計画の対象施設ごとの規模、対象品目、処理量、利用状況、利用率、利用料金等の現状及び課題等
 - (3) 本計画の対象施設ごとの再編後の規模、対象品目、処理量、利用率、利用料金等
※再編前と再編後の対象施設の配置図、利用料金や運送費が低減する算出根拠を示すこと。
- 3 施設の再編利用のための事業計画
※可能な限り既存施設を有効利用することを前提とし、新設の場合は既存施設の有効利用の場合の事業費見積額と比較した事業費低減効果を示すこと。
- 4 その他
都道府県知事が計画の審査等を行うに当たって必要とする項目

(4) 再編利用計画の承認等

- a 計画策定主体は、再編利用計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- b 都道府県知事は、aにより提出された再編利用計画について、取組の計画の内容が目標達成の観点から妥当と認められるときは、承認を行うものとする。
- c 都道府県知事は、bに基づき承認した再編利用計画について、別紙様式9号により地方農政局長等に報告するものとする。
- d 計画策定主体は、以下に掲げる項目を含めて、各年度の再編利用計画の取組状況報告書を別紙様式10号により作成の上、翌年度の5月末までに都道府県知事に報告するものとする。
- e 都道府県知事は、dに基づく報告があった場合は、別紙様式11号により取りまとめ、当該年度の7月末までに別紙様式12号により地方農政局長等に報告するものとする。

再編利用計画の取組状況報告書に記載しなければならない項目

<p>1 対象品目の現状及び目標</p> <p>本計画の対象品目ごとの作付面積、出荷量、販売額、主な販売先の目標の達成状況</p> <p>※なお、目標に変更のあった場合はその旨を記載する。</p> <p>2 対象施設の現再編後の状況</p> <p>(1) 本計画の対象施設の再編利用についての基本的な方針</p> <p>(2) 本計画の対象施設ごとの規模、対象品目、処理量、利用状況、利用率、利用料金等の現状及び課題等</p> <p>(3) 本計画の対象施設ごとの再編後の規模、対象品目、処理量、利用率、利用料金等</p> <p>※再編前後の施設の位置及び受益地域を示した地図を添付すること。</p> <p>3 施設の再編利用のための事業計画</p> <p>4 その他</p> <p>取組状況報告に必要な項目</p>
--

3 茶に係る共同利用施設の再編利用

茶の加工に係る施設であって、要綱別表のメニューの欄の3のうち荒茶加工施設、仕上茶加工施設の整備を行うことができるものとする。

その場合、農産物処理加工施設等再編利用の取組を実施する事業実施主体においては、以下の(1)から(4)までに定める再編利用計画を別紙様式7号により作成し、都道府県知事の承認を受けなければならない。

(1) 再編利用計画の趣旨

茶の計画的な生産力の強化に取り組む地域において、既存の荒茶加工施設等を再編利用することにより、効率的な施設利用体制の再構築や付加価値の高い茶の加工に適した施設利用体制の再構築を旨とした計画とする。

(2) 再編利用計画策定主体

再編利用計画は、事業実施主体が単独若しくは農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体その他農業者の組織する団体等と共同で策定するものとする。

(3) 再編利用計画の内容

<p>再編利用計画に記載しなければならない項目</p>
<p>1 茶生産・加工の現状及び成果目標</p> <p>本計画の対象となる産地の範囲、農家戸数、栽培面積、生産量、販売額、主な販売先、茶加工施設数(荒茶、仕上茶加工施設)の現状及び目標</p>

※なお、取組実施年度から2年後を目標年度とする。ただし、茶の改植の取組を施設の再編利用と併せて実施する場合には、5年後を目標年度とすることができる。

2 農産物処理加工施設等の現状及び再編利用後の状況

- (1) 本計画の対象となる施設の再編利用についての基本的な方針
- (2) 本計画の対象となる施設の現状の取扱数量、施設における課題等
- (3) 本計画の対象となる施設の再編利用後の取扱数量、期待される効果等

3 再編利用のための事業計画

事業実施年度における具体的な事業内容

※なお、事業計画の策定に当たっては、可能な限り既存施設を有効活用することを前提とし、過剰な施設整備とならないよう留意すること。

4 その他

都道府県知事が計画の審査等を行うに当たって必要とする項目

(4) 再編利用計画の承認等

- a 再編利用計画策定主体は、再編利用計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- b 都道府県知事は、aにより提出された再編利用計画について、取組の計画の内容が目標達成の観点から妥当と認められるときは、承認を行うものとする。
- c 都道府県知事は、bに基づき承認した再編利用計画について、別紙様式9号により地方農政局長等に報告するものとする。
- d 再編利用計画策定主体は、以下に掲げる項目を含めて、再編利用取組状況報告書を別紙様式10号により作成の上、再編利用計画の最終年度の翌年度の5月末までに都道府県知事に報告するものとする。
- e 都道府県知事は、dに基づく報告があった場合は、別紙様式11号（様式を修正する必要）により取りまとめ、当該年度の7月末までに別紙様式12号により地方農政局長等に報告するものとする。

再編利用計画の取組状況報告書に記載しなければならない項目

1 茶生産・加工の再編利用後の状況

本計画の対象となる産地の範囲、農家戸数、栽培面積、生産量、販売額、主な販売先、茶加工施設数（荒茶・仕上茶加工施設）

2 農産物処理加工施設等の再編利用後の状況

- | |
|---|
| (1) 本計画の対象となる施設の再編利用後の状況 |
| (2) 本計画の対象となる施設の取扱数量、再編利用後の成果等 |
| 3 再編利用における取組実績
再編利用計画期間中における具体的な取組実績 |
| 4 その他
取組状況報告に必要な項目 |

第8 事業の実施に当たっての留意事項

本事業の実施にあたっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

1 周辺環境への配慮

共同利用施設の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。特に畜産施設の整備に当たっては、これらの周辺環境に係る問題が生じることが無いよう、説明会等を通じて地元住民との合意を形成するものとする。その際、地元住民都の調製を必要とする範囲等の手続きについては、要綱第3の3に定める都道府県計画を作成する都道府県知事及び取組が実施される地域を管轄する市町村長に相談して調製するものとする。

2 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」（平成23年3月17日付け環産発第110317001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）、「園芸用使用済みプラスチック適正処理に関する指導について」（平成7年10月23日付け7食流第4208号農林水産省食品流通局長通知）等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

3 周辺景観との調和

共同利用施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

4 農業共済等の積極的活用

継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業実施主体及び事業の受益者は、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済（以下「農業共済」という。）への積極的な加入に努めるものとする。

5 環境と調和のとれた農業生産活動

事業実施主体は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知。以下「環境と調和のとれた農業生産活動通知」という。）に基づき、原則として、事業実施状況報告の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する生産者から、点検シートの提出を受けることな

どにより、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。

ただし、施設等を利用する生産者が不特定多数である等、点検シートの提出を受け
る農業者の特定が困難な場合は、この限りではない。

6 農山漁村における女性の参画の促進

農山漁村における男女共同参画社会の形成に向けて、その着実な進展を図るため、
次の各号に掲げる事業実施主体は、女性の参画に関する事項を設定している者、又は
事業実施期間中に設定することが確実と見込まれる者とする。

(1) 当該事業実施主体が都道府県又は市町村である場合は、農山漁村における女性
の社会参画及び経営参画の促進に関する数値目標

(2) 当該事業実施主体が農業協同組合である場合は、当該組織における女性の選出
枠の設定その他女性の参画に関する数値目標

(3) 当該事業実施主体が農業協同組合連合会又は農業協同組合中央会である場合は、
都道府県内の農業協同組合における女性の選出枠の設定その他女性の参画に関する
数値目標

7 飼料自給率の向上

乳用牛及び肉用牛を対象とした事業（畜産環境及び畜産物の処理・加工・流通関連
施設に係るものを除く。）を実施する事業実施主体は、「畜産関連事業における飼料
自給率向上計画の策定について」（平成18年3月31日付け17生畜第2867号農林水産省
生産局長通知）に基づき、飼料自給率向上計画を策定していること又は事業実施期間
中に策定することが確実と見込まれることとする。

8 耕作放棄地対策の推進

本対策を実施する事業実施主体が所在する市町村及び本事業の主たる受益地が所在
する市町村は、その市町村の区域内において、耕作放棄地全体調査要領（平成20年4
月15日付け19農振第2125号農村振興局長通知）に定める農地として利用すべき耕作放
棄地が存在する場合、当該耕作放棄地を同要領に基づく解消計画に位置づけるもの
とし、解消に努めるものとする。

9 配合飼料価格安定制度への加入促進

本対策における生乳、牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、馬及び特用家畜、飼料増産及び家
畜排せつ物処理施設に係る事業の受益者のうち配合飼料を購入している者又は団体
（以下本項において「畜産経営者」という。）は、配合飼料価格安定対策事業実施要
綱（昭和50年2月13日付け50畜B第302号農林事務次官依命通知）に定める配合飼料
価格安定基金（以下本項において「基金」という。）が定める業務方法書に基づく配
合飼料の価格差補てんに関する基本契約及び配合飼料の価格差補てんに関する毎年度
行われる数量契約（以下本項において「契約」という。）の締結を継続するものとし
る。また、前年度末時点において基金との契約を締結していない畜産経営者にあつて
は基金との契約を締結するよう努めるものとする。

10 P F I法の活用

地方公共団体が公益的施設を整備する場合は、民間資金等の活用による公共施設等
の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「P F I法」という。）
の活用を努めるものとする。

別表 1

本事業で整備する施設等は以下のとおりとする。また、類別欄に定める番号の達成すべき成果目標基準、ポイント等は別表2のとおりとする。
各事業実施主体は、以下により、該当する作目等の中から達成すべき成果目標及び成果目標に対する現況値を1つ又は2つ選択できるものとする。

作目等	共同利用施設等	類別														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9						
稲（新規需要米を除く。）	耕種作物小規模土地基盤整備	1	2	3	4	5	6	7	8	9						
	共同育苗施設	1	2	3	4	5	6	7	8	9						
	乾燥調製施設	1	2	3	4	5	6	7	8	9						
	穀類乾燥調製貯蔵施設	1	2	3	4	5	6	7	8	9						
	農産物処理加工施設	1	2	3	4	5	6	7	8	9						
	集出荷貯蔵施設	1	2	3	4	5	6	7	8	9						
	産地管理施設	1	2	3	4	5	6	7	8	9						
	生産技術高度化施設	1	2	3	4	5	6	7	8	9						
新規需要米（米粉用米及び飼料用米をいう。）	耕種作物小規模土地基盤整備	10	11	16												
	共同育苗施設	10	11	12	13	14										
	乾燥調製施設	10	11	12	13	14										
	穀類乾燥調製貯蔵施設	10	11	12	13	14										
	農産物処理加工施設	10	11	15												
	集出荷貯蔵施設	10	11	12	13	14										
	産地管理施設	10	11	12	13	14										
	用土等供給施設	10	11	12	13	14										
	生産技術高度化施設	10	11	12	13	14										
	種子種苗生産関連施設	10	11	12	13	14										
	有機物処理・利用施設	10	11	16												
麦	耕種作物小規模土地基盤整備	17	18	19	20	21	22	23	24	25						

	生産技術高度化施設	52	53	55	56												
茶	耕種作物小規模土地基盤整備	58	59	63	64	68	71	72	77								
	農産物処理加工施設のうち荒茶加工機	60	64	69	73	74	77										
	農産物処理加工施設のうち仕上茶加工機	58	65	69	71	75	77										
	集出荷貯蔵施設	61	66	70	71	74											
	産地管理施設	58	59	63	64	68	71	72									
	生産技術高度化施設のうち栽培管理支援施設	58	59	63	64	68	71	72									
	農作物被害防止施設のうち防霜施設、病害虫防除施設	59	62	64	67	68	71	72	76	77							
いぐさ・畳表	共同育苗施設	78	79	80	81	83											
	乾燥調製施設	78	79	80	81	83											
	農産物処理加工施設	78	79	80	81	82	83										
	集出荷貯蔵施設	78	79	80	81	83											
	産地管理施設	78	79	80	81	82	83										
	生産技術高度化施設	78	79	80	81	83											
その他の畑作物・地域特産物	耕種作物小規模土地基盤整備	84	85	86	88	90	91										
	共同育苗施設	84	85	86	88	89	91										
	乾燥調製施設	84	85	86	88	89	91										
	農産物処理加工施設	85	86	87	88	92	93										
	集出荷貯蔵施設	84	85	86	88	89	91										
	産地管理施設	84	85	86	88	90	91										
	生産技術高度化施設	84	85	86	88	90	91										
果樹	耕種作物小規模土地基盤整備	94	95	96	97	98	99	100	101	102	105						

	離農跡地・後継者不在経営施設	191	192	193	194												
家畜改良増殖関連施設	家畜改良増殖関連施設（牛肉）	195	196	197	198												
	家畜改良増殖関連施設（豚肉）	199	200	201	202	203											
	家畜改良増殖関連施設（鶏肉）	204	205	206	207												
	家畜改良増殖関連施設（鶏卵）	208	209	210	211												
	家畜改良増殖関連施設（馬及び特用家畜）	212	213	214	215												
飼料増産	飼料作物作付条件整備	216	217	218													
	放牧利用条件整備	216	217	218													
	水田飼料作物作付条件整備	216	217	218													
	家畜飼養管理施設	216	217	218													
	自給飼料関連施設	216	217	218													
地域未利用資源の飼料利用	自給飼料関連施設	219	220	221	222												
食肉鶏卵	産地食肉センター	223	224	225	226												
	食鳥処理施設	227	228	229													
	鶏卵処理施設	230	231	232	233												
家畜	家畜市場	234	235	236													

- (注) 1 : 有機物処理・利用供給施設のうち地域資源肥料化処理施設を整備する場合は、136の成果目標を立てること。
2 : 土地利用型作物に係る穀類乾燥調整貯蔵施設等の再編利用に取り組む場合は、143から145の中から成果目標を1つ、当該施設で取り扱う作物の成果目標から1つ、合計2つの成果目標を立てること。なお、新規需要米以外の米のみを取り扱う施設の再編整備に取り組む場合は、必ず144の成果目標を、麦のみを取り扱う施設の再編整備に取り組む場合は、145の成果目標を立てること。ただし、新規需要米以外の米のみを取り扱う施設において、144の成果目標に掲げる施設運営等の展開の取組のうち①の取組を既に行っている場合、麦のみを取り扱う施設において、145の成果目標に掲げる施設運営等の転換の取組のうち①の取組を既に行っている場合は、143の成果目標を立てることができる。
3 : 野菜、果樹及び花きに係る集出荷貯蔵施設等の再編利用に取り組む場合は、146を必須とし、当該施設で取り扱う作目に係る成果目標（果樹に

あつては、94から96、98から102、野菜にあつては、108から109、111から116、花きにあつては、121から122、124から129)を1つずつ選択すること。なお、野菜のうち青果用ばれいしょ・かんしょを取り扱う場合は、146を必須とし、40から42、46から48及び51の中から成果目標を1つ、合計2つの成果目標を立てること。

4：家畜飼養管理施設を整備する場合は、当該施設において飼養する畜種に応じた成果目標を選択すること。

別表 2

作目等	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
稲（新規需要米（米粉用米及び飼料用米をいう。以下同じ）を除く。）	※乾燥調製施設及び穀類乾燥調製貯蔵施設の新設・増設を行う場合は必ず、2つのうち1つの成果目標について、成果目標ポイントの10ポイント満点を5ポイント満点に圧縮し、残りの5ポイントについては、以下のいずれかを選択するものとする。 ・策定する利用計画において、戦略的な販売のための施設運営を行うため、当該施設において、 ①担い手で構成される組織への施設運営委託又はサイロ単位等施設の部分貸与に取り組む計画となっている場合・・・5ポイント ②担い手に対しての大口割引や平日割引等優先配慮に取り組む計画となっている場合・・・3ポイント		
	1	・小売店や個人消費者等に対する直接販売又は中食・外食用等向けの原料用等米の契約栽培の取組（集荷団体等を介した複数者間による直接契約も含む。）について、その取扱量の割合が10ポイント以上増加。 30ポイント以上・・・10ポイント 25ポイント以上・・・8ポイント 20ポイント以上・・・6ポイント 15ポイント以上・・・4ポイント 10ポイント以上・・・2ポイント	・小売店や個人消費者等に対する直接販売又は中食・外食用等向けの原料用等米の契約栽培の取組（出荷団体等を介した複数者間による直接契約も含む。）について、その取扱量の割合が10.0%以上。 40.0%以上・・・5ポイント 32.5%以上・・・4ポイント 25.0%以上・・・3ポイント 17.5%以上・・・2ポイント 10.0%以上・・・1ポイント 又は ・現状の品質分析の実施生産者（又は受益面積）の実施割合について ① 稲（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）・麦ともに90%以上・・・5ポイント ② 稲（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）・麦ともに80%以上・・・4ポイント ③ 稲（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）・麦ともに70%以上・・・3ポイント ④ 稲（米の内部品質について1種類の指標を分析）・麦ともに70%以上・・・2ポイント ⑤ 稲（米の内部品質について1種類の指標を分析）で70%以上・・・1ポイント ※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別5の現況値を選択することはできない。
	2	・10 a 当たり物財費を1%以上削減。 8%以上・・・10ポイント 6%以上・・・8ポイント 4%以上・・・6ポイント 2%以上・・・4ポイント 1%以上・・・2ポイント	・現状の10 a 当たり物財費について 都道府県平均値より15%以上下回る場合・・・5ポイント 都道府県平均値より10%以上下回る場合・・・4ポイント 都道府県平均値より5%以上下回る場合・・・3ポイント 又は ・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XXに記載されている、稲の生産に係る物財費削減に資する取組のうち、 1つを3年以上取り組んでいる場合・・・3ポイント
	3	・10 a 当たり労働時間を10%以上削減。 26%以上・・・10ポイント 22%以上・・・8ポイント 18%以上・・・6ポイント 14%以上・・・4ポイント 10%以上・・・2ポイント	・現状の10 a 当たり労働時間について 都道府県平均値より30%以上下回る場合・・・5ポイント 都道府県平均値より20%以上下回る場合・・・4ポイント 都道府県平均値より10%以上下回る場合・・・3ポイント 又は ・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XXに記載されている、稲の生産に係る労働時間削減に資する取組のうち、 1つを3年以上取り組んでいる場合・・・3ポイント
	4	・品質分析（米の食味値等（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）の結果、①食味値②アミロース値（%）③タンパク値（%）④その他①～③と同程度の品質向上指標、のうち2項目以上が、前年産（又は前5中3）より改善されて	・品質分析（米のタンパク値（%））の結果が、前年産（又は前5中3）と比較して0.1ポイント以上低い。 0.8ポイント以上・・・5ポイント 0.6ポイント以上・・・4ポイント

	<p>いるとともに、タンパク値 (%) について分析結果が0.1ポイント以上低下。</p> <p>0.8ポイント以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 0.6ポイント以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 0.4ポイント以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 0.2ポイント以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 0.1ポイント以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>かつ、 (a)区分集荷(b)区分販売(c)農家への精算(d)施肥等生産技術への反映について、分析結果を(a)～(d)のうち</p> <p>4つの項目に反映する場合・・・・・・・・ 5ポイント 3つの項目に反映する場合・・・・・・・・ 4ポイント 2つの項目に反映する場合・・・・・・・・ 3ポイント 1つの項目に反映する場合・・・・・・・・ 2ポイント</p>	<p>0.4ポイント以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 0.2ポイント以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 0.1ポイント以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>
5	<p>・重金属等の有害物質の低減に取り組む面積を5ポイント以上増加。(ただし、作付面積全体に占める重金属等の有害物質の低減に取り組む面積の割合を10%以上確保するものとする)</p> <p>25ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別1の現況値を選択することはできない。</p>	<p>・重金属等の有害物質の低減に取り組む面積が作付面積全体に占める割合に対して5.0%以上。</p> <p>38.0%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 29.8%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 21.5%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 13.3%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>又は</p> <p>・現状の品質分析の実施生産者(又は受益面積)の実施割合について、</p> <p>① 稲(米の内部品質について2種類以上の指標を分析)・麦ともに90%以上・・・・・・・・ 5ポイント ② 稲(米の内部品質について2種類以上の指標を分析)・麦ともに80%以上・・・・・・・・ 4ポイント ③ 稲(米の内部品質について2種類以上の指標を分析)・麦ともに70%以上・・・・・・・・ 3ポイント ④ 稲(米の内部品質について1種類の指標を分析)・麦ともに70%以上・・・・・・・・ 2ポイント ⑤ 稲(米の内部品質について1種類の指標を分析)で70%以上・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別1の現況値を選択することはできない。</p>
6	<p>・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に取り組む面積(持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号)(以下、「持続農業法」という。)に基づく認定、有機JAS認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を都道府県等行政機関から受けている面積の合計)の割合を1ポイント以上増加。</p> <p>40ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別7の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に取り組む面積の割合が、全国の平均である25%以上。</p> <p>60%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 50%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 40%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 30%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 25%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>
7	<p>・事業の受益に係る販売農家のうち環境保全型農業に取り組む農業者(持続農業法に基づく認定、有機JAS認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を都道府県等行政機関から受けている農業者の合計)の割合を1ポイント以上増加。</p> <p>50ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 40ポイント以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・ 4ポイント</p>	<p>・事業の受益に係る販売農家のうち環境保全型農業に取り組む農業者割合が1%以上。</p> <p>35%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 20%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>

	<p>1ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別6の成果目標を選択することはできない。</p>	
8	<p>・事業実施地区における1等比率を事業実施年度の前7中5平均の値と比べて6ポイント以上改善。</p> <p>10ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>9ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>8ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>7ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>6ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>又は</p> <p>・事業実施地区における下位等級指数（1等以外の数量を全出荷量で除して100を乗じたもの）を10%以上削減。</p> <p>事業実施年度の前7中5平均の値と比べて</p> <p>5割以上削減・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>4割以上削減・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>3割以上削減・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>2割以上削減・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>1割以上削減・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・事業実施地区における1等比率の直近7中5平均が40%以上</p> <p>80%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>70%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>60%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>50%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>40%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>又は</p> <p>・産地単位の取組として、高温障害対策について『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』及び『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している場合</p> <p>・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』又は『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している場合</p> <p>・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>※一つの取組において、本現況値のうち高温障害対策を選択した場合は、類別9の現況値のうち高温障害対策を選択することはできない。</p>
9	<p>・事業実施地区における高温耐性品種※（複数品種がある場合はその合計）の作付割合を1ポイント以上向上。</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>4ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>3ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>2ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>1ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>又は</p> <p>・事業実施地区における高温耐性品種※（複数品種がある場合はその合計）の作付割合を1ポイント以上向上。</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>4ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>3ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>2ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>1ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>かつ、</p> <p>・産地単位の取組として、高温障害対策について、今後新たに『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』及び『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を実施する場合</p> <p>・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』又は『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を実施する場合</p> <p>・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>※（独）農業・食品産業技術総合研究機構や各都道府県の農業試験場において、高温耐性を有する品種（もしくは登熟期に高温に遭遇することが回避可能な品種）として育成された品種、又は、従来品種と比較して高温耐性を有することが客観データ（一等米比率等）で示すことが可能な品種に限るものとする。</p>	<p>・事業実施地区における高温耐性品種（複数品種がある場合はその合計）の作付割合が1%以上</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>4%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>3%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>2%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>1%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>又は</p> <p>・産地単位の取組として、高温障害対策について『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』及び『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している場合</p> <p>・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』又は『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している場合</p> <p>・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>※一つの取組において、本現況値のうち高温障害対策を選択した場合は、類別8の現況値のうち高温障害対策を選択することはできない。</p>
新規需要米 ※新規需要米とは、米粉用及び飼料用米をいう。以下同じ。	<p>※乾燥調製施設及び穀類乾燥調製貯蔵施設の新設・増設を行う場合は必ず、2つのうち1つの成果目標について、成果目標ポイントの10ポイント満点を5ポイント満点に圧縮し、残りの5ポイントについては、以下のいずれかを選択するものとする。</p> <p>・事業実施地区における新規需要米の作期を、品種の選定、栽培技術の導入等によって主食用米とずらし、施設利用の効率化及び用途に応じた分別管理に取り組む計画となっている場合・・・5ポイント</p> <p>・気象情報を活用し、立毛乾燥の推進に取り組む計画となっている場合・・・3ポイント</p>	

10	<p>・事業実施地区における水稲作付面積のうち、新規需要米が占める面積割合が4ポイント以上増加。</p> <p>12ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、新規需要米が占める面積割合が2.0%以上。ただし、事業実施地区が所在する都道府県における水稲作付面積に対する新規需要米の作付面積の割合を上回るものとする。</p> <p>8.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 3.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
11	<p>・事業実施地区における新規需要米の作付面積のうち、米粉・飼料用米向けに育成された多収性の専用品種の作付面積の占める割合が20ポイント以上増加。</p> <p>40ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 35ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>かつ、</p> <p>・事業実施地区における多収性の専用品種の栽培に当たって、(a)土壌・生育診断結果を反映した施肥管理、(b)耕畜連携体制の構築による堆肥の利用、(c)大豆等他作物との輪作体系の確立による肥料費の抑制の各項目に新たに取り組む場合</p> <p>(a)、(b)、(c)の全てに取り組む場合・・・・・・・・5ポイント (a)、(b)、(c)のいずれか2つに取り組む場合・3ポイント (a)、(b)、(c)のいずれか1つに取り組む場合・1ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別16の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の事業実施地区における新規需要米の作付面積のうち、米粉・飼料用米向けに育成された多収性の専用品種の作付面積の割合が10%以上。</p> <p>50%以上・・・・・・・・・・5ポイント 40%以上・・・・・・・・・・4ポイント 30%以上・・・・・・・・・・3ポイント 20%以上・・・・・・・・・・2ポイント 10%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
12	<p>・新規需要米の10a当たり物財費が事業実施地区における直近の水稲全体の物材費に対して95%以下。</p> <p>85%以下・・・・・・・・・・10ポイント 87.5%以下・・・・・・・・・・8ポイント 90%以下・・・・・・・・・・6ポイント 92.5%以下・・・・・・・・・・4ポイント 95%以下・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別14の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の水稲について</p> <p>10a当たり物財費が都道府県平均値を11%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>10a当たり物財費が都道府県平均値を8%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>10a当たり物財費が都道府県平均値を5%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>又は</p> <p>・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XXに記載されている、稲又は飼料用米の生産に係る物財費削減に資する取組のうち、</p> <p>2つ以上に取り組んでいる場合・・・・・・・・2ポイント 1つに取り組んでいる場合・・・・・・・・1ポイント</p>
13	<p>・新規需要米の10a当たり労働時間が事業実施地区における直近の水稲全体の労働時間に対して85%以下。</p> <p>65%以下・・・・・・・・・・10ポイント 70%以下・・・・・・・・・・8ポイント 75%以下・・・・・・・・・・6ポイント 80%以下・・・・・・・・・・4ポイント 85%以下・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の水稲について</p> <p>10a当たり労働時間が都道府県平均値を20%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>10a当たり労働時間が都道府県平均値を10%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>又は</p> <p>・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XXに記載されている、稲又は飼料用米の生産に係る労働時間削減に資する取組のうち、</p> <p>2つ以上に取り組んでいる場合・・・・・・・・2ポイント 1つに取り組んでいる場合・・・・・・・・1ポイント</p>
14	<p>・新規需要米の60kg当たり物財費が事業実施地区における直近の水稲全体の物材費に対して95%以下。</p> <p>85%以下・・・・・・・・・・10ポイント 87.5%以下・・・・・・・・・・8ポイント 90%以下・・・・・・・・・・6ポイント</p>	<p>・現状の水稲について</p> <p>60kg当たり物財費が都道府県平均値を10%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>60kg当たり物財費が都道府県平均値を5%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・3ポイント</p>

	<p>92.5%以下・・・4ポイント 95%以下・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別12の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XXに記載されている、稲又は飼料用米の生産に係る物財費削減に資する取組のうち、 2つ以上に取り組んでいる場合・・・2ポイント 1つに取り組んでいる場合・・・1ポイント
15	<ul style="list-style-type: none"> ・地場製粉等の加工（事業実施地区の生産物を当該地区が所在する産地の施設等において製粉等の加工を行うこと）により新規需要米の販売単価（新規需要米の単位重量当たり換算）が50%以上増加。 150%以上・・・10ポイント 125%以上・・・8ポイント 100%以上・・・6ポイント 75%以上・・・4ポイント 50%以上・・・2ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の事業実施地区における新規需要米の販売単価について 前年から増加・・・2ポイント 取組開始年から増加・・・1ポイント かつ、 ・新規需要米の販売先と複数年の販売契約を有している場合・・・3ポイント
16	<ul style="list-style-type: none"> ・新規需要米の単収が事業実施地区における直近の水稲全体の平年単収に対して105%以上。 125%以上・・・10ポイント 120%以上・・・8ポイント 115%以上・・・6ポイント 110%以上・・・4ポイント 105%以上・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別11の成果目標を選択することはできない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の事業実施地区における新規需要米の生産が米粉・飼料用米向けに育成された多収性の専用品種によって行われている割合が20%以上。 100%・・・5ポイント 80%以上・・・4ポイント 60%以上・・・3ポイント 40%以上・・・2ポイント 20%以上・・・1ポイント
表	<p>※乾燥調製施設及び穀類乾燥調製貯蔵施設の新設・増設を行う場合は必ず、2つのうち1つの成果目標について、成果目標ポイントの10ポイント満点を5ポイント満点に圧縮し、残りの5ポイントについては、以下のいずれかを選択するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区において、複数品種又は麦種による作付体系（作付面積比率が25%以上）へと転換することによって施設利用の効率化に取り組む場合・・・5ポイント ※作付面積比率=A/B A：事業実施地区に作付けられている麦について、上位1品種（もしくは上位1麦種）を除いた作付面積の合計 B：事業実施地区における麦作付面積 ・人工衛星等による上空からの撮影画像の解析と気象情報の活用による雨害の回避（高水分収穫）及び収穫順序の決定技術、ヘイパインピックアップ収穫技術等の導入による乾燥調製に係るコスト削減に取り組む場合・・・3ポイント 	
17	<ul style="list-style-type: none"> ・民間流通におけるは種前契約の契約数量又は作付面積の割合が5%以上増加。 25%以上・・・10ポイント 20%以上・・・8ポイント 15%以上・・・6ポイント 10%以上・・・4ポイント 5%以上・・・2ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間流通におけるは種前契約の契約数量又は作付面積について、直近5年（5年遡る事が困難な場合は直近3年）の増加割合が5%以上。 25%以上・・・5ポイント 20%以上・・・4ポイント 15%以上・・・3ポイント 10%以上・・・2ポイント 5%以上・・・1ポイント 又は ・事業実施地区の既存の共同乾燥調製施設の麦における利用率（計画処理量の設定の際の荷受原料の水分設定値と、実際の荷受原料の水分値が大きく異なる場合は、実際の水分値を計画処理量の設定の際の水分値に補正することで算出した処理量をもって利用率を算出することも可とする。）について、直近5年（5年遡る事が困難な場合は直近3年）の平均値が100%以上。 114%以上・・・5ポイント 110.5%以上・・・4ポイント 107%以上・・・3ポイント 103.5%以上・・・2ポイント 100%以上・・・1ポイント
18	<ul style="list-style-type: none"> ・裏作麦の作付拡大により麦の増産に取り組む地域において、 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区における麦の作付面積のうち裏作麦の割合が

	<p>事業実施地区における麦の作付面積に占める裏作麦の作付面積の割合が7ポイント以上増加。</p> <p>11ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>6%以上。 17%以上・・・・・・・・・・5ポイント 14%以上・・・・・・・・・・4ポイント 11%以上・・・・・・・・・・3ポイント 8%以上・・・・・・・・・・2ポイント 6%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
19	<p>・10a 当たり物財費を3%以上削減。</p> <p>7%以上・・・・・・・・・・10ポイント 6%以上・・・・・・・・・・8ポイント 5%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の10a 当たり物財費について 都道府県平均値を15%以上下回る場合・・・5ポイント 都道府県平均値を10%以上下回る場合・・・4ポイント 都道府県平均値を5%以上下回る場合・・・3ポイント ※都道府県平均値の統計データが無い場合は、ブロック別平均値を用いることも可とする。</p> <p>又は</p> <p>・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XXに記載されている、麦の生産に係る物財費削減に資する取組のうち、 1つを3年以上取り組んでいる場合・・・3ポイント</p>
20	<p>・10a 当たり労働時間を3%以上削減。</p> <p>7%以上・・・・・・・・・・10ポイント 6%以上・・・・・・・・・・8ポイント 5%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の10a 当たり労働時間について 都道府県平均値を30%以上下回る場合・・・5ポイント 都道府県平均値を20%以上下回る場合・・・4ポイント 都道府県平均値を10%以上下回る場合・・・3ポイント ※都道府県平均値の統計データが無い場合は、ブロック別平均値を用いることも可とする。</p> <p>又は</p> <p>・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XXに記載されている、麦の労働時間削減に資する取組のうち、 1つを3年以上取り組んでいる場合・・・3ポイント</p>
21	<p>・国内産小麦の加工適性試験（100点満点）において、総合評価の合計点が0.4ポイント以上増加。</p> <p>2.0ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 1.6ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 1.2ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 0.8ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 0.4ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・国内産小麦の加工適性試験（100点満点）において、めん用品種についてはASW並、パン用品種ではHRW並の加工適正を持つことを目標に、現在、それぞれの品種との総合評価の合計点の得点差が以下のポイント以内。</p> <p>・めん用品種の場合 1.7ポイント以内・・・・・・・・・・5ポイント 2.5ポイント以内・・・・・・・・・・4ポイント 3.4ポイント以内・・・・・・・・・・3ポイント 4.3ポイント以内・・・・・・・・・・2ポイント 5.2ポイント以内・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>・パン用品種の場合 0.4ポイント以内・・・・・・・・・・5ポイント 1.5ポイント以内・・・・・・・・・・4ポイント 2.5ポイント以内・・・・・・・・・・3ポイント 3.6ポイント以内・・・・・・・・・・2ポイント 4.6ポイント以内・・・・・・・・・・1ポイント</p>
22	<p>・事業実施地区における、現状の小麦作付面積に対するパン・中華めん用品種の作付面積の増加面積の割合が9%以上。</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 13.5%以上・・・・・・・・・・8ポイント 12%以上・・・・・・・・・・6ポイント 10.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※増加面積の割合の算定式 増加面積割合＝（実施後の作付面積－実施前の作付面積）÷ 現状の小麦作付面積×100(%)</p>	<p>・現状の事業実施地区におけるパン・中華めん用品種の占める割合が9%以上。</p> <p>25%以上・・・・・・・・・・5ポイント 21%以上・・・・・・・・・・4ポイント 17%以上・・・・・・・・・・3ポイント 13%以上・・・・・・・・・・2ポイント 9%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>

	<p>23</p> <ul style="list-style-type: none"> 人工衛星又は航空機等による上空からの撮影画像の解析と気象情報の活用によって雨害の回避（高水分収穫）、収穫順序の決定及び乾燥調製施設の荷受数量の平準化に取り組む面積について、麦全体の作付面積に占める割合を10ポイント以上増加かつその取組面積を70%以上確保。 <p>20ポイント以上・・・10ポイント 17.5ポイント以上・・・8ポイント 15ポイント以上・・・6ポイント 12.5ポイント以上・・・4ポイント 10ポイント以上・・・2ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> 人工衛星又は航空機等による上空からの撮影画像の解析と気象情報の活用によって雨害の回避（高水分収穫）、収穫順序の決定及び乾燥調製施設の荷受数量の平準化に取り組む麦の作付面積の割合が60%以上。 <p>80%以上・・・5ポイント 75%以上・・・4ポイント 70%以上・・・3ポイント 65%以上・・・2ポイント 60%以上・・・1ポイント</p>
	<p>24</p> <ul style="list-style-type: none"> 単収を3%以上増加。 <p>15%以上・・・10ポイント 12%以上・・・8ポイント 9%以上・・・6ポイント 6%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現状の事業実施地区の麦の単収が当該都道府県の平均単収に対して101%以上。 <p>107%以上・・・5ポイント 105.5%以上・・・4ポイント 104%以上・・・3ポイント 102.5%以上・・・2ポイント 101%以上・・・1ポイント</p>
	<p>25</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施地区における1等比率を事業実施年度の前7中5平均の値と比べて5ポイント以上改善。 <p>15ポイント以上・・・10ポイント 12.5ポイント以上・・・8ポイント 10ポイント以上・・・6ポイント 7.5ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント</p> <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施地区における下位等級指数（1等以外の数量を全出荷量で除して100を乗じたもの）を1割以上削減。 <p>事業実施年度の前7中5平均の値と比べて</p> <p>5割以上削減・・・10ポイント 4割以上削減・・・8ポイント 3割以上削減・・・6ポイント 2割以上削減・・・4ポイント 1割以上削減・・・2ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施地区における1等比率の直近7中5平均が60%以上 <p>80%以上・・・5ポイント 75%以上・・・4ポイント 70%以上・・・3ポイント 65%以上・・・2ポイント 60%以上・・・1ポイント</p> <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> 産地単位の取組として、品質向上のため、以下の取組を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している。 <p>5つ以上取り組んでいる場合・・・5ポイント 3つ以上取り組んでいる場合・・・3ポイント 1つ以上取り組んでいる場合・・・1ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 病害虫耐性の強い新品種への転換 栽培実証試験の実施と栽培マニュアルの作成 実需者と連携した加工適性試験を実施し実需者ニーズを栽培方法等へ反映 弾丸暗渠施工等排水対策の徹底 収穫期の雨害回避のための収穫作業の共同組織化 赤かび病防除の徹底 その他各都道府県が指導している品質向上に資する取組
<p>豆類（大豆、雑豆及び落花生をいう。以下同じ）</p>	<p>26</p> <ul style="list-style-type: none"> 豆類の上位等級（1、2等）比率を50%以上とし、かつ、事業開始年前年から15ポイント以上向上。 <p>35ポイント以上・・・10ポイント 30ポイント以上・・・8ポイント 25ポイント以上・・・6ポイント 20ポイント以上・・・4ポイント 15ポイント以上・・・2ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現状の地区の事業開始年前年の上位等級比率（前5中3）が全国平均値（前5中3）と比較して3ポイント以上。 <p>15ポイント以上・・・5ポイント 12ポイント以上・・・4ポイント 9ポイント以上・・・3ポイント 6ポイント以上・・・2ポイント 3ポイント以上・・・1ポイント</p>
	<p>27</p> <ul style="list-style-type: none"> 豆類の契約栽培比率が事業開始年前年（前5中3）と比較して3ポイント以上向上。（契約栽培比率が40%以上である場合に限る。） <p>15ポイント以上・・・10ポイント 12ポイント以上・・・8ポイント 9ポイント以上・・・6ポイント 6ポイント以上・・・4ポイント 3ポイント以上・・・2ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに契約栽培に取り組む場合、豆類生産量に占める契約栽培比率が10%以上向上。 <p>30%以上・・・10ポイント 25%以上・・・8ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現状の地区の事業開始年前年の契約栽培比率（前5中3）が全国平均値（前5中3）と比較して10ポイント以上。 <p>30ポイント以上・・・5ポイント 25ポイント以上・・・4ポイント 20ポイント以上・・・3ポイント 15ポイント以上・・・2ポイント 10ポイント以上・・・1ポイント</p>

	<p>20%以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>10%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	
28	<p>・豆類の単収が事業開始前年（前5中3）と比較して2%以上増加。</p> <p>10%以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>8%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>6%以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>4%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>2%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の地区の事業開始前年の単収（前5中3）が当該都道府県の平均単収（前5中3）と比較して102.0%以上。</p> <p>127.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>120.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>114.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>108.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>102.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
29	<p>・豆類の作付面積が事業開始前年（前5中3）と比較して2%以上増加。</p> <p>10%以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>8%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>6%以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>4%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>2%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・事業実施地区における事業開始前年の豆類の作付面積が事業開始前々年（前5中3）と比較して1%以上。</p> <p>45%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>35%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>25%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>1%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
30	<p>・豆類の10a当たり物財費を6%以上削減。</p> <p>22%以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>18%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>14%以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>10%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>6%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・事業実施地区の事業実施前年の豆類の10a当たり物財費の削減が、当該都道府県の平均値と比較して6%以上。</p> <p>22%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>18%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>14%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>10%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>6%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
31	<p>・豆類の10a当たり労働時間を7%以上削減。</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>13%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>11%以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>9%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>7%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・事業実施地区の事業実施前年の豆類の10a当たり労働時間の削減が、当該都道府県の平均値と比較して7%以上。</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>13%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>11%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>9%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>7%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
32	<p>・豆類の新品種（今まで作付されていなかった従来品種は除く）の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対して5ポイント以上増加。</p> <p>20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>16ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>13ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>9ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※「新品種」とは、独立行政法人や都道府県農業試験場において、平成10年以降に育成された豆類の品種をいう。</p>	<p>・豆類の新品種（今まで作付されていなかった従来品種は除く）の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対してが5.0%以上。</p> <p>15.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>12.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>10.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>7.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>5.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
33	<p>・事業実施主体（事業実施主体が食品製造業者の場合に限る）の国産豆類の契約栽培比率（事業実施主体が取り扱う全量あるいは、当該県産大豆の契約栽培比率に対する数量割合）が事業開始前年と比較して30ポイント向上。</p> <p>50ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>45ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>40ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>35ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>30ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・当該加工施設における事業実施主体が既に産地と行っている国産豆類の契約栽培比率（数量割合）について、事業開始年の前年の割合が30%以上。</p> <p>50%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>45%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>40%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>35%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>30%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>又は</p> <p>・当該加工施設における事業実施主体が過去5年以上契約栽培を継続している場合、契約栽培の比率の増加割合が5年前と比較して5ポイント以上増加。</p> <p>25ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>20ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント</p>

			10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
	34	<ul style="list-style-type: none"> 豆類の上位等級（1、2等）の比率が現状と比較して15ポイント向上。 35ポイント以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> 現状の地区の事業開始年前年の上位等級比率（前5中3）が全国平均値（前5中3）と比較して3ポイント以上。 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
	35	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体（事業実施主体が食品製造業者の場合に限る）の国産豆類の使用量（事業実施主体が取り扱う全量あるいは、当該県産大豆の使用量に対する数量割合）が事業開始年前年と比較して22ポイント向上。 30ポイント以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 28ポイント以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 26ポイント以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 24ポイント以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 22ポイント以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> 当該加工施設における事業実施主体が既に産地と行っている国産豆類の使用割合が事業開始年前年と比較して58%以上。 70%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 67%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 64%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 61%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 58%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント 又は 当該加工施設における事業実施主体が過去5年以上国産豆類を使用している場合、国産豆類の使用比率が5年前と比較して5ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
主要農作物種子（「主要農作物種子法」（昭和27年法律第131号）第2条に規定された作物（稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆）の種子をいう。以下同じ。）	36	<ul style="list-style-type: none"> 事業の対象となる主要農作物種子の合格率が4ポイント以上向上。 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> 当該地区の主要農作物種子の合格率について、過去5年のうち80%以上となった年数 5年・・・・・・・・・・・・・5ポイント 4年・・・・・・・・・・・・・4ポイント 3年・・・・・・・・・・・・・3ポイント 2年・・・・・・・・・・・・・2ポイント 1年・・・・・・・・・・・・・1ポイント
	37	<ul style="list-style-type: none"> 事業の対象となる主要農作物種子の生産面積が3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> 当該地区の主要農作物種子の生産面積について、過去5年間の増加率が3%以上。 15%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
	38	<ul style="list-style-type: none"> 事業の対象となる主要農作物種子の生産に要する10a当たりの労働時間を10%以上削減。 30%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 25%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> 当該地区の主要農作物種子の現状における10a当たりの生産に要する時間が以下の時間未満。 <稲> 35h未満・・・・・・・・・・・・・5ポイント 38h未満・・・・・・・・・・・・・4ポイント 41h未満・・・・・・・・・・・・・3ポイント 44h未満・・・・・・・・・・・・・2ポイント 47h未満・・・・・・・・・・・・・1ポイント <麦> 6h未満・・・・・・・・・・・・・5ポイント 6.5h未満・・・・・・・・・・・・・4ポイント 7h未満・・・・・・・・・・・・・3ポイント 7.5h未満・・・・・・・・・・・・・2ポイント 8h未満・・・・・・・・・・・・・1ポイント <大豆> 12h未満・・・・・・・・・・・・・5ポイント 13h未満・・・・・・・・・・・・・4ポイント

		14h未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 15h未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 16h未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
	39 <ul style="list-style-type: none"> ・事業の対象となる主要農作物種子の生産に要する10a当たりの物財費を10%以上削減。 <ul style="list-style-type: none"> 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地区の主要農作物種子の現状における10a当たりの物財費が以下の金額未満。 <ul style="list-style-type: none"> <稲> <ul style="list-style-type: none"> 79,800円未満・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 84,850円未満・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 89,900円未満・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 94,950円未満・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 100,000円未満・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント <麦> <ul style="list-style-type: none"> 45,000円未満・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 48,000円未満・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 50,000円未満・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 53,000円未満・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 55,000円未満・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント <大豆> <ul style="list-style-type: none"> 35,000円未満・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 38,000円未満・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 40,000円未満・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 43,000円未満・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 45,000円未満・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
いも類	40 <ul style="list-style-type: none"> 【でん粉原料用以外】 ・販売金額を4.8%以上増加。 <ul style="list-style-type: none"> 24.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 19.2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント 14.4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント 9.6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 4.8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別41の成果目標を選択することはできない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・過去5年間における販売金額の増加割合が2.4%以上増加。 <ul style="list-style-type: none"> 12.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 9.6%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 7.2%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 4.8%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 2.4%以上・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
	41 <ul style="list-style-type: none"> 【でん粉原料用以外】 ・販売数量を4%以上増加。 <ul style="list-style-type: none"> 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 16%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント 12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別40の成果目標を選択することはできない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・過去5年間における販売数量の増加割合が2%以上増加。 <ul style="list-style-type: none"> 10%以上・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
	42 <ul style="list-style-type: none"> 【でん粉原料用以外】 ・契約取引割合を2.8ポイント以上増加。 <ul style="list-style-type: none"> 14ポイント・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 11.2ポイント・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント 8.4ポイント・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント 5.6ポイント・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 2.8ポイント・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約取引割合が22.4%以上。 <ul style="list-style-type: none"> 45.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 39.4%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 33.7%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 28.1%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 22.4%以上・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
	43 <ul style="list-style-type: none"> 【でん粉原料用】 ・国内産いもでん粉のトン当たり販売単価（全用途の加重平均）を2.2%以上増加。 <ul style="list-style-type: none"> 11.8%以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 8.6%以上・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント 4.3%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 2.2%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体の国内産いもでん粉販売単価（全用途の加重平均）が、でん粉価格調整制度における交付金算定上の国内産いもでん粉価格より1.1%以上高い。 <ul style="list-style-type: none"> 5.4%以上・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 4.3%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 3.2%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 2.2%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 1.1%以上・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

44	<p>【でん粉原料用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 糖化用販売割合を1.4ポイント以上削減。 7.0ポイント・・・・・・・・・・10ポイント 5.6ポイント・・・・・・・・・・8ポイント 4.2ポイント・・・・・・・・・・6ポイント 2.8ポイント・・・・・・・・・・4ポイント 1.4ポイント・・・・・・・・・・2ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体の糖化用販売割合が38.3%以下。 35.5%以下・・・・・・・・・・5ポイント 36.2%以下・・・・・・・・・・4ポイント 36.9%以下・・・・・・・・・・3ポイント 37.6%以下・・・・・・・・・・2ポイント 38.3%以下・・・・・・・・・・1ポイント
45	<p>【でん粉原料用】</p> <ul style="list-style-type: none"> トン当たり製造コスト（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第35条第3号の事業の合理化その他の経営の改善を図るための措置に関する計画中の費用項目に準じた事業実施主体の製造コスト）を2%以上削減。 10%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> 平均的な製造コスト（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第35条第3号の事業の合理化その他の経営の改善を図るための措置に関する計画中の各工場の製造コストから国が算定した平均的な製造コスト。）より1%以上低い。 5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
46	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 10a 当たり物材費を1.2%以上削減。 6.0%以上・・・・・・・・・・10ポイント 4.8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 3.6%以上・・・・・・・・・・6ポイント 2.4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> 10a 当たり物材費が都道府県又は地域の前5中3と比較して0.6%以上低い。 3.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 2.4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.8%以上・・・・・・・・・・3ポイント 1.2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 0.6%以上・・・・・・・・・・1ポイント
47	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 10a 当たり労働時間を2.6%以上削減。 13.0%以上・・・・・・・・・・10ポイント 10.4%以上・・・・・・・・・・8ポイント 7.8%以上・・・・・・・・・・6ポイント 5.2%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2.6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> 10a 当たり労働時間が都道府県又は地域の前5中3と比較して1.3%以上低い。 6.5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 5.2%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3.9%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2.6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1.3%以上・・・・・・・・・・1ポイント
48	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 10a 当たり単収を2.4%以上増加。 12%以上・・・・・・・・・・10ポイント 9.6%以上・・・・・・・・・・8ポイント 7.2%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2.4%以上・・・・・・・・・・2ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> 10a 当たり単収が都道府県又は地域の平均単収より1.2%以上高い。 6.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 4.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3.6%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2.4%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1.2%以上・・・・・・・・・・1ポイント
49	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ジャガイモシストセンチュウの新規発生率を8.1%以下に抑制。 0.1%以下・・・・・・・・・・10ポイント 2.7%以下・・・・・・・・・・8ポイント 4.5%以下・・・・・・・・・・6ポイント 6.3%以下・・・・・・・・・・4ポイント 8.1%以下・・・・・・・・・・2ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ジャガイモシストセンチュウ発生面積割合が16.2%以下。 1.8%以下・・・・・・・・・・5ポイント 5.4%以下・・・・・・・・・・4ポイント 9.0%以下・・・・・・・・・・3ポイント 12.6%以下・・・・・・・・・・2ポイント 16.2%以下・・・・・・・・・・1ポイント
50	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ジャガイモシストセンチュウ発生ほ場のシスト密度（乾土100g 当たり）を5%以上低減。 25%以上・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・8ポイント 15%以上・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ジャガイモシストセンチュウ発生ほ場のシスト密度（乾土100g 当たり）が70シスト以下。 50シスト以下・・・・・・・・・・5ポイント 55シスト以下・・・・・・・・・・4ポイント 60シスト以下・・・・・・・・・・3ポイント 65シスト以下・・・・・・・・・・2ポイント 70シスト以下・・・・・・・・・・1ポイント
51	<p>【共通】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施地区における被害粒の出荷割合（出荷時の被害数

		<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区における被害粒の出荷割合（出荷時の被害数量を全出荷量で除して100を乗じたもの）を1割以上削減。 事業実施年度の前7中5平均の値と比べて 5割以上削減・・・10ポイント 4割以上削減・・・8ポイント 3割以上削減・・・6ポイント 2割以上削減・・・4ポイント 1割以上削減・・・2ポイント 	<p>量を全出荷量で除して100を乗じたもの）が3.0%以下。 事業実施年度の前7中5平均の値が</p> <p>1.0%以下・・・5ポイント 1.5%以下・・・4ポイント 2.0%以下・・・3ポイント 2.5%以下・・・2ポイント 3.0%以下・・・1ポイント</p>
甘味資源作物	52	<ul style="list-style-type: none"> ・単収を2%以上増加。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区における10a当たりの単収が、農林水産省大臣官房統計部（以下「統計部」という。）が調査した作物統計における過去5年の平均単収に対して1%以上高い。 5%以上・・・5ポイント 4%以上・・・4ポイント 3%以上・・・3ポイント 2%以上・・・2ポイント 1%以上・・・1ポイント
	53	<ul style="list-style-type: none"> ・収穫面積が1%以上増加。 5%以上・・・10ポイント 4%以上・・・8ポイント 3%以上・・・6ポイント 2%以上・・・4ポイント 1%以上・・・2ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ・収穫面積が、過去5年の平均収穫面積と比較して1%以上高い。 3%以上・・・5ポイント 2.5%以上・・・4ポイント 2%以上・・・3ポイント 1.5%以上・・・2ポイント 1%以上・・・1ポイント
	54	<ul style="list-style-type: none"> ・従来品種と異なる高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種の作付面積を5ポイント以上増加。 ※てん菜については、平成12年以降に優良品種認定を、さとうきびについては、平成12年以降に命名登録又は県の奨励品種に採用された品種を対象とする。 25ポイント以上・・・10ポイント 20ポイント以上・・・8ポイント 15ポイント以上・・・6ポイント 10ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区における高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種の作付面積の割合10%以上。 40%以上・・・5ポイント 35%以上・・・4ポイント 30%以上・・・3ポイント 20%以上・・・2ポイント 10%以上・・・1ポイント
	55	<ul style="list-style-type: none"> ・糖度が1%以上上昇。 3%以上・・・10ポイント 2.5%以上・・・8ポイント 2%以上・・・6ポイント 1.5%以上・・・4ポイント 1%以上・・・2ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区における平均糖度が、地区平均と比較して1%以上高い。 3%以上・・・5ポイント 2.5%以上・・・4ポイント 2%以上・・・3ポイント 1.5%以上・・・2ポイント 1%以上・・・1ポイント
	56	<ul style="list-style-type: none"> ・10a当たり労働時間を6%以上削減。 15%以上・・・10ポイント 14.5%以上・・・8ポイント 14%以上・・・6ポイント 10%以上・・・4ポイント 6%以上・・・2ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区における10a当たり労働時間が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり労働時間に対して1%以上短い。 3%以上・・・5ポイント 2.5%以上・・・4ポイント 2%以上・・・3ポイント 1.5%以上・・・2ポイント 1%以上・・・1ポイント
57	<ul style="list-style-type: none"> ・製糖原料における夾雑物の混入率の削減割合を20%以上増加。 40%以上・・・10ポイント 35%以上・・・8ポイント 30%以上・・・6ポイント 25%以上・・・4ポイント 20%以上・・・2ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区における製糖原料における夾雑物の混入率の削減割合が地区平均と比較して1%以上。 5%以上・・・5ポイント 4%以上・・・4ポイント 3%以上・・・3ポイント 2%以上・・・2ポイント 1%以上・・・1ポイント 	

茶	<p>58</p> <ul style="list-style-type: none"> 産物販売単価指数を直近値の5%以上増加。 (なお、産物販売単価指数とは、事業実施地区等における当該産物の平均販売単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。) 22%以上・・・10ポイント 18%以上・・・8ポイント 14%以上・・・6ポイント 9%以上・・・4ポイント 5%以上・・・2ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> 産物販売単価指数の過去3年間の増加率が3.0%以上。 38.0%以上・・・5ポイント 29.3%以上・・・4ポイント 20.5%以上・・・3ポイント 11.8%以上・・・2ポイント 3.0%以上・・・1ポイント
	<p>59</p> <ul style="list-style-type: none"> おおい茶生産面積指数を直近値より7以上増加。 (なお、おおい茶生産面積指数とは、玉露、てん茶、かぶせ茶等のおおい茶の生産面積を茶栽培面積全体で除し、100を乗じた数とする。) 33以上・・・10ポイント 27以上・・・8ポイント 20以上・・・6ポイント 14以上・・・4ポイント 7以上・・・2ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> 直近のおおい茶生産面積指数が7以上。 40以上・・・5ポイント 32以上・・・4ポイント 24以上・・・3ポイント 15以上・・・2ポイント 7以上・・・1ポイント
	<p>60</p> <ul style="list-style-type: none"> 産物販売単価指数を直近値の5%以上増加。 (なお、産物販売単価指数とは、事業実施地区等における当該産物の平均販売単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。) 22%以上・・・10ポイント 18%以上・・・8ポイント 14%以上・・・6ポイント 9%以上・・・4ポイント 5%以上・・・2ポイント <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> 下級茶歩留指数を直近値の10%以上低減。 (なお、下級茶歩留指数とは、事業実施地区等における荒茶平均販売単価未満の荒茶(下級茶という。)の生産量を、当該年の荒茶生産量全体で除し、100を乗じた数とする。) 44%以上・・・10ポイント 36%以上・・・8ポイント 27%以上・・・6ポイント 18%以上・・・4ポイント 10%以上・・・2ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> 産物販売単価指数の過去3年間の増加率が3%以上。 12%以上・・・5ポイント 10%以上・・・4ポイント 8%以上・・・3ポイント 5%以上・・・2ポイント 3%以上・・・1ポイント <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> 直近の下級茶歩留指数が47以下。 39以下・・・5ポイント 41以下・・・4ポイント 43以下・・・3ポイント 45以下・・・2ポイント 47以下・・・1ポイント
	<p>61</p> <ul style="list-style-type: none"> 取引単価補正指数を直近値の1%以上増加。 (なお、取引単価補正指数とは、事業実施地区等における取引単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。) 12%以上・・・10ポイント 9%以上・・・8ポイント 7%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 1%以上・・・2ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> 取引単価補正指数の過去3年間の増加率が1%以上。 6%以上・・・5ポイント 5%以上・・・4ポイント 3%以上・・・3ポイント 2%以上・・・2ポイント 1%以上・・・1ポイント
	<p>62</p> <ul style="list-style-type: none"> 産物販売単価指数を直近値の5%以上増加。 (なお、産物販売単価指数とは、事業実施地区等における当該産物の平均販売単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。) 22%以上・・・10ポイント 18%以上・・・8ポイント 14%以上・・・6ポイント 9%以上・・・4ポイント 5%以上・・・2ポイント <p>※ただし、防霜施設又は病害虫防除施設を整備する場合は、以下の成果目標を選択することも可とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 産物販売単価指数の過去3年間の増加率が3%以上。 12%以上・・・5ポイント 10%以上・・・4ポイント 8%以上・・・3ポイント 5%以上・・・2ポイント 3%以上・・・1ポイント <p>※ただし、防霜施設又は病害虫防除施設を整備する場合は、以下の現況値を選択することも可とする。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 産物販売単価指数を事業実施前における過去5年間の品質被害発生年度の産物販売単価指数に対して5%以上増加。 (なお、品質被害とは、災害等により産物販売単価指数が3%以上低下した被害とする。) 22%以上・・・10ポイント 18%以上・・・8ポイント 14%以上・・・6ポイント 9%以上・・・4ポイント 5%以上・・・2ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施地区等における過去5年間の品質被害発生年度以外の産物販売単価指数の増加率が3%以上。 12%以上・・・5ポイント 10%以上・・・4ポイント 8%以上・・・3ポイント 5%以上・・・2ポイント 3%以上・・・1ポイント
63	<ul style="list-style-type: none"> 10a 当たりの単収を直近値の8%以上増加。 (なお、現状の品種に比べて単収の増加がほぼ確実に見込まれる品種への改植を、事業実施地区等において行う場合にあっては、本成果目標を使用しないものとする。) 24%以上・・・10ポイント 20%以上・・・8ポイント 16%以上・・・6ポイント 12%以上・・・4ポイント 8%以上・・・2ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> 10a 当たりの単収の過去3年間の増加率が4%以上。 12%以上・・・5ポイント 10%以上・・・4ポイント 8%以上・・・3ポイント 6%以上・・・2ポイント 4%以上・・・1ポイント
64	<ul style="list-style-type: none"> 契約取引量指数を直近値より7以上増加。 (なお、契約取引量指数とは、契約取引量を全出荷量で除した後100を乗じた数とする。) 35以上・・・10ポイント 28以上・・・8ポイント 21以上・・・6ポイント 14以上・・・4ポイント 7以上・・・2ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> 契約取引量指数の直近値が7以上。 42以上・・・5ポイント 33以上・・・4ポイント 25以上・・・3ポイント 16以上・・・2ポイント 7以上・・・1ポイント
65	<ul style="list-style-type: none"> 契約取引量指数を直近値より7以上増加。 (なお、契約取引量指数とは、契約取引量を全出荷量で除した後100を乗じた数とする。) 35以上・・・10ポイント 28以上・・・8ポイント 21以上・・・6ポイント 14以上・・・4ポイント 7以上・・・2ポイント <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> 荒茶原料流入量指数を直近値より10以上増加。 (ここで、荒茶原料流入量指数とは、事業実施地区等以外の国内の荒茶製造者から調達される原料荒茶の量を、原料荒茶の全体量で除して、100を乗じた数とする。) 40以上・・・10ポイント 33以上・・・8ポイント 25以上・・・6ポイント 18以上・・・4ポイント 10以上・・・2ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> 契約取引量指数の直近値が7以上。 42以上・・・5ポイント 33以上・・・4ポイント 25以上・・・3ポイント 16以上・・・2ポイント 7以上・・・1ポイント <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> 荒茶原料流入量指数の直近値が5以上。 25以上・・・5ポイント 20以上・・・4ポイント 15以上・・・3ポイント 10以上・・・2ポイント 5以上・・・1ポイント
66	<ul style="list-style-type: none"> 取引量対全国指数を直近値の3%以上増加。 (なお、取引量対全国指数とは、取引量を全国荒茶生産量で除して、100を乗じた数とする。) 13%以上・・・10ポイント 11%以上・・・8ポイント 8%以上・・・6ポイント 6%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> 時間当たり取引量を直近値の3%以上増加 (なお、時間当たり取引量とは、事業実施地区等における取引全体量を、取引回転時間当たりに換算した値とする。) 13%以上・・・10ポイント 11%以上・・・8ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> 取引量対全国指数の過去3年間の増加率が2%以上。 7%以上・・・5ポイント 6%以上・・・4ポイント 5%以上・・・3ポイント 3%以上・・・2ポイント 2%以上・・・1ポイント <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> 時間当たり取引量の過去3年間の増加率が2%以上。 7%以上・・・5ポイント 6%以上・・・4ポイント 5%以上・・・3ポイント 3%以上・・・2ポイント 2%以上・・・1ポイント

	<ul style="list-style-type: none"> 8%以上・・・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 	
67	<ul style="list-style-type: none"> ・10a 当たりの単収を直近値の8%以上増加。 (なお、現状の品種に比べて単収の増加がほぼ確実に見込まれる品種への改植を、事業実施地区等において行う場合にあっては、本成果目標を使用しないものとする。) 24%以上・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・8ポイント 16%以上・・・・・・・・・・6ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 8%以上・・・・・・・・・・2ポイント <p>※ただし、防霜施設又は病害虫防除施設を整備する場合は、以下の成果目標を選択することも可とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10a 当たりの単収を事業実施前における過去5年間の単収被害発生年度の10a 当たりの単収に対して8%以上増加。 (なお、単収被害とは、災害等により10a 当たりの単収が5%以上低下した被害とする。) 24%以上・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・8ポイント 16%以上・・・・・・・・・・6ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 8%以上・・・・・・・・・・2ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ・10a 当たりの単収の過去3年間の増加率が4%以上。 12%以上・・・・・・・・・・5ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 8%以上・・・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 4%以上・・・・・・・・・・1ポイント <p>※ただし、防霜施設又は病害虫防除施設を整備する場合は、以下の現況値を選択することも可とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区等における過去5年間の単収被害発生年度以外の10a 当たりの単収の増加率が4%以上。 12%以上・・・・・・・・・・5ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 8%以上・・・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 4%以上・・・・・・・・・・1ポイント
68	<ul style="list-style-type: none"> ・10a 当たり生産コスト（費用合計）を直近値の6%以上低減。 18%以上・・・・・・・・・・10ポイント 15%以上・・・・・・・・・・8ポイント 12%以上・・・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10a 当たり労働時間を直近値の14%以上低減。 34%以上・・・・・・・・・・10ポイント 29%以上・・・・・・・・・・8ポイント 24%以上・・・・・・・・・・6ポイント 19%以上・・・・・・・・・・4ポイント 14%以上・・・・・・・・・・2ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ・10a 当たり生産コスト（費用合計）の過去3年間の低減率が3%以上。 9%以上・・・・・・・・・・5ポイント 8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10a 当たり労働時間の過去3年間の低減率が7%以上。 17%以上・・・・・・・・・・5ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4ポイント 12%以上・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント 7%以上・・・・・・・・・・1ポイント
69	<ul style="list-style-type: none"> ・産物1kg当たり生産コストを直近値の2%以上低減。 (なお、生産コストとは、産物の加工等に要する費用の合計とする。) 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・・・6ポイント 5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ・産物1kg当たり生産コストの過去3年間の低減率が1.0%以上。 28.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 21.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント 14.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 7.8%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
70	<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用料徴収指数を直近値の2%以上低減。 (ここで、施設利用料徴収指数とは、施設利用料金を荒茶販売金額で除し、100を乗じた数とする。) 23%以上・・・・・・・・・・10ポイント 18%以上・・・・・・・・・・8ポイント 13%以上・・・・・・・・・・6ポイント 7%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用料徴収指数の過去3年間の低減率が1%以上。 11%以上・・・・・・・・・・5ポイント 9%以上・・・・・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・・・・・3ポイント 4%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
71	<ul style="list-style-type: none"> ・主要品種指数を直近値の2%以上低減。 (なお、主要品種指数とは、事業実施地区等における茶品種「やぶきた」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・直近の主要品種指数が75以下。 50以下・・・・・・・・・・5ポイント 56以下・・・・・・・・・・4ポイント 63以下・・・・・・・・・・3ポイント

	<p>34%以上・・・10ポイント 26%以上・・・8ポイント 18%以上・・・6ポイント 10%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント</p>	<p>69以下・・・2ポイント 75以下・・・1ポイント</p>
72	<p>・無化学農薬栽培指数を直近値より2以上増加。 (なお、無化学農薬栽培指数とは、化学合成農薬を使用しない栽培(特定国への輸出に対応可能なごく一部の化学合成農薬のみを使用する場合を含む。)を行う面積を茶栽培面積全体で除し、100を乗じた数とする。)</p> <p>22以上・・・10ポイント 17以上・・・8ポイント 12以上・・・6ポイント 7以上・・・4ポイント 2以上・・・2ポイント</p>	<p>・直近の無化学農薬栽培指数が2以上。</p> <p>24以上・・・5ポイント 19以上・・・4ポイント 13以上・・・3ポイント 8以上・・・2ポイント 2以上・・・1ポイント</p>
73	<p>・仕向先多様化指数を直近値より25以上増加。 (なお、仕向先多様化指数とは、既存のリーフ茶製品以外の茶製品(ティーバック、抹茶、ドリンク等)への仕向量を全仕向量で除し、100を乗じた数とする。)</p> <p>45以上・・・10ポイント 40以上・・・8ポイント 35以上・・・6ポイント 30以上・・・4ポイント 25以上・・・2ポイント</p>	<p>・直近の仕向先多様化指数が13以上。</p> <p>35以上・・・5ポイント 30以上・・・4ポイント 24以上・・・3ポイント 19以上・・・2ポイント 13以上・・・1ポイント</p>
74	<p>・主要茶種指数を直近値の6%以上低減。 (なお、主要茶種指数とは、事業実施地区等における茶種「せん茶」の量を当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。)</p> <p>24%以上・・・10ポイント 20%以上・・・8ポイント 15%以上・・・6ポイント 11%以上・・・4ポイント 6%以上・・・2ポイント</p>	<p>・直近の主要茶種指数が66以下。</p> <p>50以下・・・5ポイント 54以下・・・4ポイント 58以下・・・3ポイント 62以下・・・2ポイント 66以下・・・1ポイント</p>
75	<p>・仕向先多様化指数を直近値より25以上増加。 (なお、仕向先多様化指数とは、既存のリーフ茶製品以外の茶製品(ティーバック、抹茶、ドリンク等)への仕向量を全仕向量で除し、100を乗じた数とする。)</p> <p>45以上・・・10ポイント 40以上・・・8ポイント 35以上・・・6ポイント 30以上・・・4ポイント 25以上・・・2ポイント</p> <p>又は</p> <p>・主要茶種指数を直近値の6%以上低減。 (なお、主要茶種指数とは、事業実施地区等における茶種「せん茶」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。)</p> <p>24%以上・・・10ポイント 20%以上・・・8ポイント 15%以上・・・6ポイント 11%以上・・・4ポイント 6%以上・・・2ポイント</p>	<p>・直近の仕向先多様化指数が13以上。</p> <p>35以上・・・5ポイント 30以上・・・4ポイント 24以上・・・3ポイント 19以上・・・2ポイント 13以上・・・1ポイント</p> <p>又は</p> <p>・直近の主要茶種指数が66以下。</p> <p>50以下・・・5ポイント 54以下・・・4ポイント 58以下・・・3ポイント 62以下・・・2ポイント 66以下・・・1ポイント</p>
76	<p>・事業実施地区等において、防霜対策未実施面積における防霜対策の実施率が20%以上増加。</p> <p>100%・・・10ポイント 80%以上・・・8ポイント 60%以上・・・6ポイント</p>	<p>・事業実施地区等において、防霜対策の未実施率が19%未満</p> <p>1%未満・・・5ポイント 5%未満・・・4ポイント 9%未満・・・3ポイント</p>

		40%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	14%未満・・・・・・・・・・・・・2ポイント 19%未満・・・・・・・・・・・・・1ポイント
	77	・事業実施地区等において、茶栽培面積のうち晩生品種の作付割合が直近より2ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区等において、茶栽培面積のうち晩生品種の作付割合が直近の県平均と比較して、1ポイント以上。 6ポイント以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
いぐさ・畳表	78	・高品質品種の作付割合を2ポイント以上増加。 12ポイント以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・高品質品種の作付割合が県平均と比較して1ポイント以上高い。 5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
	79	・銘柄品畳表の出荷割合を2ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・銘柄品畳表の出荷割合が県平均と比較して0.8ポイント以上高い。 4.0ポイント以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 3.2ポイント以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 2.4ポイント以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 1.6ポイント以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0.8ポイント以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
	80	・畳表一枚当たり（ただし、いぐさの生産過程に係る育苗から乾燥までの施設にあつては10a当たり）労働時間を6%以上削減。 17%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 14%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 11%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・畳表一枚当たり（ただし、いぐさの生産過程に係る育苗から乾燥までの施設にあつては10a当たり）労働時間が県平均と比較して1%以上短い。 6%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
	81	・一戸当たり作付面積を3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・一戸当たり作付面積が県平均と比較して1%以上大きい。 6%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
	82	・QRコード等による生産履歴付き畳表の出荷割合を6ポイント以上増加。 28ポイント以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 22ポイント以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 17ポイント以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 11ポイント以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・QRコード等による生産履歴付き畳表の出荷割合が県平均と比較して2ポイント以上高い。 11ポイント以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
	83	・畳表JASの格付割合を5ポイント以上増加。 26ポイント以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 21ポイント以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・畳表JASの格付割合が県平均と比較して2ポイント以上高い。 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
その他の畑作物 ・地域特産物	84	・契約栽培による生産数量又は収穫面積を10ポイント以上増加。 ※カイコについては、蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業にお	・事業実施地区における生産数量又は作付面積のうち契約栽培の割合が30.0%以上。 ※カイコについては、蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業にお

	<p>て、蚕糸・絹業提携システムに移行する者の生産数量も含む。</p> <p>35ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 28ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 22ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>いて、蚕糸・絹業提携システムに移行している者の生産数量も含む。</p> <p>60.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 52.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 45.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 37.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 30.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
85	<p>・10a 当たりの生産コスト（物財費）を5%以上削減。</p> <p>17%以上・・・・・・・・・・10ポイント 14%以上・・・・・・・・・・8ポイント 11%以上・・・・・・・・・・6ポイント 8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・10a 当たりの生産コスト（物財費）が、統計部、地方自治体又は日本たばこ産業株式会社等の調査における平均と比較して100%以下。</p> <p>86%以下・・・・・・・・・・5ポイント 90%以下・・・・・・・・・・4ポイント 93%以下・・・・・・・・・・3ポイント 97%以下・・・・・・・・・・2ポイント 100%以下・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>又は</p> <p>・そばについては、全国そば生産者表彰事業における優良事例の平均（14,000円/10a）と比較して107%以下。</p> <p>93%以下・・・・・・・・・・5ポイント 97%以下・・・・・・・・・・4ポイント 100%以下・・・・・・・・・・3ポイント 103%以下・・・・・・・・・・2ポイント 107%以下・・・・・・・・・・1ポイント</p>
86	<p>・10a 当たり労働時間を10%以上削減。</p> <p>30%以上・・・・・・・・・・10ポイント 25%以上・・・・・・・・・・8ポイント 20%以上・・・・・・・・・・6ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・事業実施地区等における現在の10a 当たり労働時間が、統計部、地方自治体又は日本たばこ産業株式会社等の調査における平均と比較して100%以下。</p> <p>72%以下・・・・・・・・・・5ポイント 79%以下・・・・・・・・・・4ポイント 86%以下・・・・・・・・・・3ポイント 93%以下・・・・・・・・・・2ポイント 100%以下・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>又は</p> <p>・そばについては、全国そば生産者表彰事業における優良事例の平均（5.0h/10a）と比較して114%以下。</p> <p>86%以下・・・・・・・・・・5ポイント 93%以下・・・・・・・・・・4ポイント 100%以下・・・・・・・・・・3ポイント 107%以下・・・・・・・・・・2ポイント 114%以下・・・・・・・・・・1ポイント</p>
87	<p>・既存の品種からより品質や収量の安定した新品種等へ転換する作付面積の割合が15ポイント以上増加。</p> <p>※なたねについては、低エルシン酸品種をいう。 ※そばについては、H11以降に育成された品種をいう。 ※こんにゃくいもについては、H14以降に育成された品種をいう。 ※カイコについては、特徴のある蚕品種（特徴のある蚕品種とは、繭糸が細い、節が少ない、染色性に優れている等の蚕品種（「ぐんま200」、「新小石丸」、「世紀二一」等）をいう。</p> <p>25ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 22.5ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 17.5ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・既存の品種より品質や収量の安定した新品種等の作付面積の割合が16%以上。</p> <p>※なたねについては、低エルシン酸品種をいう。 ※そばについては、H11以降に育成された品種をいう ※こんにゃくいもについては、H14以降に育成された品種をいう。 ※カイコについては、特徴のある蚕品種（特徴のある蚕品種とは、繭糸が細い、節が少ない、染色性に優れている等の蚕品種（「ぐんま200」、「新小石丸」、「世紀二一」等）をいう。</p> <p>20%以上・・・・・・・・・・5ポイント 19%以上・・・・・・・・・・4ポイント 18%以上・・・・・・・・・・3ポイント 17%以上・・・・・・・・・・2ポイント 16%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
88	<p>・搾油歩留まりが現状に対して5ポイント以上向上。</p> <p>10ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント</p>	<p>・現状の搾油歩留まりが25%以上。</p> <p>37%以上・・・・・・・・・・5ポイント 34%以上・・・・・・・・・・4ポイント 31%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p>

	<p>6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>28%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>25%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
89	<p>・葉たばこの上位等級（A品）比率が、現状に対して5ポイント以上高い。</p> <p>13ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>11ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>7ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・事業実施地区等における現在の葉たばこの上位等級（A品）比率が、全国平均に対して5%以上高い。</p> <p>13%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>11%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>9%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>7%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
90	<p>・単収を8%以上増加。</p> <p>18%以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>15.5%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>13%以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>10.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>8%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の事業実施地区における単収が作物統計等における同一年度又は平均の単収に対して2%以上高い。</p> <p>8%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>6.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>3.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>2%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>又は</p> <p>・事業実施地区における排水対策実施面積の割合が65%以上。</p> <p>85%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>80%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>75%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>70%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>65%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
91	<p>・既存の品種からより品質や収量の安定した新品種等へ転換する作付面積の割合が15ポイント以上増加。</p> <p>※なたねについては、低エルシン酸品種をいう。</p> <p>※そばについては、H11以降に育成された品種をいう。</p> <p>25ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>22.5ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>20ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>17.5ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・既存の品種より品質や収量の安定した新品種等の作付面積の割合が16%以上。</p> <p>※なたねについては、低エルシン酸品種をいう。</p> <p>※そばについては、H11以降に育成された品種をいう。</p> <p>40%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>34%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>28%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>22%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>16%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
92	<p>・地場加工、農村レストラン等によって向上する販売価格（原料価格に換算）が50%以上増加。</p> <p>150%以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>125%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>100%以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>75%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>50%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・販売価格が全国農業同組合連合会による販売価格等の平均的な価格と比較して88%以上。</p> <p>※そばについては、前年産の作付品種の販売価格が日経平均価格と比較して88%以上。</p> <p>112%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>106%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>100%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>94%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>88%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
93	<p>・地場加工、農村レストラン等へ仕向けられる生産数量又は収穫面積が10ポイント以上増加。</p> <p>35ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>28ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>22ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>16ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>10ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・地場加工、農村レストラン等へ仕向けられる生産数量または収穫面積の割合が30%以上。</p> <p>50%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>45%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>40%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>35%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>30%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
果樹	<p>94</p> <p>・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合を3ポイント以上増加。</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・過去5年間の当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合が3.0ポイント以上増加。</p> <p>16.0ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>12.8ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>9.5ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>6.3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>

		<p>3.0ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p>
95	<p>・当該品目の全出荷量又は全作付面積に占めるブランド品（地域団体商標等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの）の割合を1ポイント以上増加。</p> <p>9ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>7ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>3ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>1ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量又は全作付面積に占めるブランド品（地域団体商標等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの）の割合が1.0%以上。</p> <p>38.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>28.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>19.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>10.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>1.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
96	<p>・当該品目の全出荷量又は全栽培面積のうち、都道府県の果樹農業振興計画に定める若しくは定める予定になっている振興品目の品種、都道府県の奨励品種又は果樹産地構造改革計画における振興品目・品種の出荷量又は栽培面積の割合が3ポイント以上増加。</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の全出荷量又は全栽培面積のうち、都道府県の果樹農業振興計画に定める若しくは定める予定になっている振興品種、都道府県の奨励品種又は果樹産地構造改革計画における振興品種の出荷量又は栽培面積の割合が3.0%以上。</p> <p>24.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>18.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>13.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>8.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
97	<p>・当該品目の10a当たり収量を3%以上増加。</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>12%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>9%以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>6%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>3%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の10a当たり収量が「果樹生産出荷統計」又は「特産果樹生産動態等調査」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3%以上高い。</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>12%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>9%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>6%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>3%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
98	<p>・当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））を5%以上縮減。</p> <p>20%以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>16%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>13%以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>9%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標のうち「生産コスト」を選択した場合は、類別99の成果目標を選択することはできない。</p> <p>※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの費用合計」を選択した場合は、類別97の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））が全国又は当該都道府県の平均値に対して3.0%以上低い。</p> <p>22.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>17.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>12.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>7.8%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
99	<p>・当該品目の単位面積又は単位収量当たり労働時間を5%以上縮減。</p> <p>33%以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>26%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>19%以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>12%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別98のうち「生産コスト」の成果目標を選択することはできない。</p> <p>※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの労働時間」を選択した場合は、類別97の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の単位面積又は単位収量当たり労働時間が全国又は当該都道府県の平均値に対して3%以上短い。</p> <p>20%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>10%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>3%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>

100	<p>・当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める契約取引の割合を3ポイント以上増加。</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別107の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める契約取引の割合が3.0%以上。</p> <p>34.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 26.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント 18.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 10.8%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
101	<p>・当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める加工向けの割合を3ポイント以上増加。</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める加工向けの割合が3%以上。</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
102	<p>・当該品目の全出荷量又は全出荷額に占める海外向けの割合を1ポイント以上増加。</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量又は全出荷額に占める輸出向けの割合が1%以上。</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
103	<p>・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合が、事業実施前5年の被害（病虫害を除く。）発生年度の平均上位規格品割合に対して5ポイント以上高い。</p> <p>20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※「被害発生年度」とは、当該産地において、市町村が被害額を計上した年度をいう。</p>	<p>・過去5年間の当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合が3ポイント以上増加。</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p>
104	<p>・当該品目の10a当たりの収量が、事業実施前5年の被害（病虫害を除く。）発生年度の平均収量に対して5%以上高い。</p> <p>32%以上・・・・・・・・・・10ポイント 25%以上・・・・・・・・・・8ポイント 19%以上・・・・・・・・・・6ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の10a当たり収量が「果樹生産出荷統計」又は「特産果樹生産動態等調査」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3.0%以上高い。</p> <p>40.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 30.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 21.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 12.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別105の現況値を選択することはできない。</p>
105	<p>・当該品目の目標年度までの病虫害による平均被害率を5ポイント以上低減。</p> <p>20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別97の成果目標を選択することはできない。</p> <p>※防風施設のうち、ネット式鋼管施設を整備する場合は、本成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の10a当たり収量が「果樹生産出荷統計」又は「特産果樹生産動態等調査」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3%以上高い。</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別104の現況値を選択することはできない。</p>

	106	<ul style="list-style-type: none"> ・当該品目の10a当たりの販売額を3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ・過去5年間の当該品目又は果樹の10a当たりの販売額が3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p>
	107	<ul style="list-style-type: none"> ・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が10%以上。 50%・・・・・・・・・・15ポイント 40%・・・・・・・・・・12ポイント 30%・・・・・・・・・・9ポイント 20%・・・・・・・・・・6ポイント 10%・・・・・・・・・・3ポイント <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別100の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>※当該類別については、新規導入品目に限る。</p>
野菜	108	<ul style="list-style-type: none"> ・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合を3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して3%以上高い。 27%以上・・・・・・・・・・5ポイント 21%以上・・・・・・・・・・4ポイント 15%以上・・・・・・・・・・3ポイント 9%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	109	<ul style="list-style-type: none"> ・当該品目の全出荷量に占めるブランド野菜（地域団体商標、伝統野菜等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの）の割合を5ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の当該品目の全出荷量に占めるブランド野菜（地域団体商標、伝統野菜等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの）の割合が5.0%以上。 30.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 23.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 17.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 11.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	110	<ul style="list-style-type: none"> ・当該品目の10a当たり収量を3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別118の成果目標を選択することはできない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の当該品目の10a当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3.0%以上高い。 62.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 47.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント 32.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 17.8%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	111	<ul style="list-style-type: none"> ・当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））を5%以上縮減。 21%以上・・・・・・・・・・10ポイント 17%以上・・・・・・・・・・8ポイント 13%以上・・・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント <p>※一つの取組において、本成果目標のうち「生産コスト」を選択した場合は、類別112の成果目標を選択することはできない。</p> <p>※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの費用合計」を選択した場合は、類別110の成果目標を選択することはできない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））が全国または当該都道府県の平均値に対して3.0%以上低い。 60.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 45.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 31.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 17.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	112	<ul style="list-style-type: none"> ・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たりの労働時間を 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働

	<p>5%以上縮減。</p> <p>41%以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>31%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>21%以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>11%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別111のうち「生産コスト」の成果目標を選択することはできない。</p> <p>※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの労働時間」を選択した場合は、類別110の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>時間が、全国又は当該都道府県の平均値に対して3.0%以上短い。</p> <p>24.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>18.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>13.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>8.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
113	<p>・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を5ポイント以上増加。</p> <p>33ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>26ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>19ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>12ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別120の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が5.0%以上。</p> <p>48.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>37.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>26.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>15.8%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>5.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
114	<p>・当該品目の全出荷量に占める加工向け又は外食・中食向けの割合を5ポイント以上増加。</p> <p>25ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>20ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>10ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量に占める加工向け又は外食・中食向けの割合が5%以上。</p> <p>49%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>38%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>27%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>16%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
115	<p>・当該品目の出荷量又は出荷額に占める海外向けの割合を1ポイント以上増加。</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>4ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>3ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>2ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>1ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量又は全作付面積に占める輸出向け出荷量又は作付面積の割合が5%以上。</p> <p>25%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>20%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>10%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
116	<p>・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合が、事業実施前5年の被害（病虫害を除く。）発生年度の平均上位規格品割合に対して5ポイント以上高い。</p> <p>20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>16ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>13ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>9ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して3%以上高い。</p> <p>20%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>10%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>3%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
117	<p>・当該品目の10a当たりの収量が、事業実施前5年の被害発生年度の平均単収に対して5%以上高い。</p> <p>32%以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>25%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>19%以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>12%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の10a当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3.0%以上高い。</p> <p>16.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>12.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>9.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>6.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別118の現況値を選択することはできない。</p>
118	<p>・当該品目の目標年度までの病虫害による平均被害率を5ポイント以上低減。</p>	<p>・現状の当該品目の10a当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当</p>

	<p>25ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別110の成果目標を選択することはできない。 ※防風施設のうち、ネット式鋼管施設を整備する場合は、本成果目標を選択することはできない。</p>	<p>該都道府県の平均収量に対して3%以上高い。 15%以上・・・・・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別117の現況値を選択することはできない。</p>
	<p>119</p> <p>・当該品目の10a当たりの販売額を3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・過去5年間の当該品目又は野菜の10a当たりの販売額が3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p>
	<p>120</p> <p>・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が10%以上。 50%・・・・・・・・・・15ポイント 40%・・・・・・・・・・12ポイント 30%・・・・・・・・・・9ポイント 20%・・・・・・・・・・6ポイント 10%・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別113の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>※当該類別については、新規導入品目に限る。</p>
花き	<p>121</p> <p>・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質）の割合を3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して3%以上高い。 20%以上・・・・・・・・・・5ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
	<p>122</p> <p>・当該品目の全出荷量に占める産地オリジナル品種（次に掲げる品種であって都道府県が認めたものをいう。）の出荷割合を3ポイント以上増加。 ① 都道府県が育成して当該都道府県内の特定の生産者に限定して供給している品種 ② 種苗会社又は生産者育種家が育成して当該都道府県内の特定の生産者に限定して供給している品種（新たに育成された品種であって、品種登録の出願公表日から5年以内のものに限る。） ③ 事業実施主体若しくはその構成員自らが育成して当該都道府県内の特定の生産者に限定して供給している品種 ただし、リレー出荷している場合にあつては、当該産地と他方の産地の生産者に限定して供給している品種を含む。 15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量に占める産地オリジナル品種の割合が10%以上。 38%以上・・・・・・・・・・5ポイント 31%以上・・・・・・・・・・4ポイント 24%以上・・・・・・・・・・3ポイント 17%以上・・・・・・・・・・2ポイント 10%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
	<p>123</p> <p>・当該品目の10a当たり収量を3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・・・6ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の10a当たり収量が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して80%以上。 100%以上・・・・・・・・・・5ポイント 95%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>

	<p>6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別131の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>90%以上・・・・・・・・・・3ポイント 85%以上・・・・・・・・・・2ポイント 80%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
124	<p>・当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））を5%以上縮減。</p> <p>20%以上・・・・・・・・・・10ポイント 16%以上・・・・・・・・・・8ポイント 13%以上・・・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標のうち「生産コスト」を選択した場合は、類別125の成果目標を選択することはできない。</p> <p>※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの費用合計」を選択した場合は、類別123の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して120%以下。</p> <p>100%以下・・・・・・・・・・5ポイント 105%以下・・・・・・・・・・4ポイント 110%以下・・・・・・・・・・3ポイント 115%以下・・・・・・・・・・2ポイント 120%以下・・・・・・・・・・1ポイント</p>
125	<p>・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間を5%以上縮減。</p> <p>40%以上・・・・・・・・・・10ポイント 30%以上・・・・・・・・・・8ポイント 20%以上・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別124のうち「生産コスト」の成果目標を選択することはできない。</p> <p>※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの労働時間」を選択した場合は、類別123の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して120%以下。</p> <p>100%以下・・・・・・・・・・5ポイント 105%以下・・・・・・・・・・4ポイント 110%以下・・・・・・・・・・3ポイント 115%以下・・・・・・・・・・2ポイント 120%以下・・・・・・・・・・1ポイント</p>
126	<p>・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を3ポイント以上増加。</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別133の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が3%以上。</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
127	<p>・当該品目の全出荷量に占める湿式低温流通の割合を5ポイント増加。</p> <p>40ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量に占める湿式低温流通の割合が、全国値に対して3ポイント以上高い。</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
128	<p>・当該品目の海外向けの販路拡大に係る出荷量又は出荷額の割合を1ポイント以上増加。</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量又は全出荷額に占める輸出向け割合が5%以上。</p> <p>25%以上・・・・・・・・・・5ポイント 20%以上・・・・・・・・・・4ポイント 15%以上・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
129	<p>・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質）の割合が、事業実施前5年の被害（病虫害を除く。）発</p>	<p>・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して3%以上高い。</p>

	<p>生年度の平均上位規格品割合に対して5ポイント以上高い。</p> <p>20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>16ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>13ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>9ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>20%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>10%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>3%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>	
130	<p>・当該品目の10a当たり収量が、事業実施前5年の被害発生年度の平均単収に対して5%以上高い。</p> <p>32%以上高い・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>25%以上高い・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>19%以上高い・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>12%以上高い・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>5%以上高い・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の10a当たり収量が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して80%以上。</p> <p>100%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>95%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>90%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>85%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>80%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別131の現況値を選択することはできない。</p>	
131	<p>・当該品目の目標年度までの病虫害による平均被害率を5ポイント以上低減。</p> <p>25ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>20ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>10ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別123の成果目標を選択することはできない。</p> <p>※防風施設のうち、ネット式鋼管施設を整備する場合は、本成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の10a当たり収量が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して80%以上。</p> <p>100%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>95%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>90%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>85%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>80%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別130の現況値を選択することはできない。</p>	
132	<p>・当該品目の10a当たりの販売額を3%以上増加。</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>12%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>9%以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>6%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>3%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・過去5年間の当該品目又は花きの10a当たりの販売額が3%以上増加。</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>12%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>9%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>6%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>3%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p>	
133	<p>・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が10%以上。</p> <p>50%・・・・・・・・・・15ポイント</p> <p>40%・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>30%・・・・・・・・・・9ポイント</p> <p>20%・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>10%・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別126の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>※当該類別については、新規導入品目に限る。</p>	
環境と調和した持続的な農業生産の推進	134	<p>・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうちたい肥の施用面積の割合を1ポイント以上増加。</p> <p>9ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>7ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>3ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>1ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうちたい肥の施用面積割合が3.0%以上。</p> <p>41.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>31.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>22.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>12.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
	135	<p>・事業の受益に係る販売農家のうち環境保全型農業に取り組む農業者（持続農業法に基づく認定、有機JAS認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を都道府県等行政機関から受けている農業者の合計）の割合を1ポイント以上増加。</p> <p>50ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント</p>	<p>（環境保全型農業に取り組む農業者の増加を成果目標とする場合）</p> <p>・事業の受益に係る販売農家のうち環境保全型農業に取り組む農業者割合が1%以上。</p> <p>35%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>20%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>

		<p>40ポイント以上・・・8ポイント 25ポイント以上・・・6ポイント 10ポイント以上・・・4ポイント 1ポイント以上・・・2ポイント</p> <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に取り組む面積（持続農業法に基づく認定、有機JAS認定または特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を都道府県等行政機関から受けている面積の合計）の割合を1ポイント以上増加。 <p>40ポイント以上・・・10ポイント 30ポイント以上・・・8ポイント 15ポイント以上・・・6ポイント 10ポイント以上・・・4ポイント 1ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>10%以上・・・3ポイント 5%以上・・・2ポイント 1%以上・・・1ポイント</p> <p>（環境保全型農業に取り組む面積の増加を成果目標とする場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に取り組む面積の割合が、全国の平均である25%以上。 <p>60%以上・・・5ポイント 50%以上・・・4ポイント 40%以上・・・3ポイント 30%以上・・・2ポイント 25%以上・・・1ポイント</p>
	136	<ul style="list-style-type: none"> ・受益地区内において事業対象とする地域有機資源（下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。）を活用した肥料の生産量の割合を5ポイント以上増加。 <p>70ポイント以上・・・10ポイント 55ポイント以上・・・8ポイント 40ポイント以上・・・6ポイント 25ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受益地区内における普通肥料取扱数量に占める有機質肥料の取扱数量の割合が1%以上 <p>10%以上・・・5ポイント 7%以上・・・4ポイント 5%以上・・・3ポイント 3%以上・・・2ポイント 1%以上・・・1ポイント</p>
小規模公害防除	137	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区において、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第4条第1項に規定する対策地域の指定の解除を5年以内実施すること。・・・15ポイント 	
	138	<ul style="list-style-type: none"> ・特定有害物質の量が農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令（昭和46年政令第204号）で規定するところの農用地汚染地域の指定要件の量を下回ること。・・・15ポイント 	
農業廃棄物の再生処理	139	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区で発生する農業廃棄物のうち、再生処理（マテリアルリサイクル、サーマルリサイクル）を行う割合を5ポイント以上増加。 <p>25ポイント以上・・・10ポイント 20ポイント以上・・・8ポイント 15ポイント以上・・・6ポイント 10ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区で発生する農業廃棄物のうち、再生処理（マテリアルリサイクル、サーマルリサイクル）を行う割合が40%以上。 <p>60%以上・・・5ポイント 55%以上・・・4ポイント 50%以上・・・3ポイント 45%以上・・・2ポイント 40%以上・・・1ポイント</p>
	140	<ul style="list-style-type: none"> ・農業廃棄物1kgの処理費用（農家負担額）を3%以上削減。 <p>15%以上・・・10ポイント 12%以上・・・8ポイント 9%以上・・・6ポイント 6%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農業廃棄物1kgの処理費用（農家負担額）が40円以下。 <p>20円以下・・・5ポイント 25円以下・・・4ポイント 30円以下・・・3ポイント 35円以下・・・2ポイント 40円以下・・・1ポイント</p>
家畜排せつ物等処理利用施設	141	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜排せつ物の共同処理を行う畜産農家戸数の増加。 <p>5戸以上の増加・・・10ポイント 4戸の増加・・・8ポイント 3戸の増加・・・6ポイント 2戸の増加・・・4ポイント 1戸の増加・・・2ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜排せつ物の共同処理を行っている畜産農家戸数。 <p>5戸以上・・・5ポイント 4戸・・・4ポイント 3戸・・・3ポイント 2戸・・・2ポイント 1戸・・・1ポイント</p>
	142	<ul style="list-style-type: none"> ・耕畜連携により耕種農家の栽培面積のうち堆肥の施用面積の割合を1ポイント以上増加。 <p>18ポイント以上・・・10ポイント 14ポイント以上・・・8ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・耕畜連携により耕種農家の栽培面積のうち堆肥の施用面積割合が3.0%以上。 <p>41.0%以上・・・5ポイント 31.5%以上・・・4ポイント</p>

		10ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	22.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 12.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用 ※米、麦又は大豆の乾燥調製、保管に係る施設	143	○施設の再編利用による利用率の向上 ・再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（再編利用計画に基づく、再編後の対象作物（米、麦、大豆等）の予定取扱数量を再編後の施設能力で除して算出）が80%以上。 100%以上・・・・・・・・・・10ポイント 95%以上・・・・・・・・・・8ポイント 90%以上・・・・・・・・・・6ポイント 85%以上・・・・・・・・・・4ポイント 80%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現在の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（現在の対象作物（米、麦、大豆等）の取扱数量を当初計画の施設能力で除して算出）が80.0%以上。 100%以上・・・・・・・・・・5ポイント 95.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント 90.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 85.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント 80.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は、米について ・現在、戦略的な販売のための施設運営を行うため、以下のいずれかを取り組んでいる場合 ① 担い手で構成される組織への施設運営委託又はサイロ単位等施設の部分貸与に取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・5ポイント ② 担い手に対しての大口割引や平日割引等優先配慮に取り組んでいる場合・・・・・・・・・・3ポイント 又は、麦について ・現在、以下のいずれかを取り組んでいる場合 ① 事業実施地区において、複数品種又は麦種による作付体系（作付面積比率が25%以上）へと転換することによって施設利用の効率化に取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・5ポイント ※作付面積比率＝A／B A：事業実施地区に作付けられている麦について、上位1品種（もしくは上位1麦種）を除いた作付面積の合計 B：事業実施地区における麦作付面積 ② 人工衛星等による上空からの撮影画像の解析と気象情報の活用による雨害の回避（高水分収穫）及び収穫順序の決定技術、ハイバインピックアップ収穫技術等の導入による乾燥調製に係るコスト縮減に取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・3ポイント
	144	○施設の再編利用による利用率向上と施設運営等の転換 ・再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（再編利用計画に基づく、再編後の対象作物（米、麦、大豆等）の予定取扱数量を再編後の施設能力で除して算出）が80%以上。 100%以上・・・・・・・・・・5ポイント 95%以上・・・・・・・・・・4ポイント 90%以上・・・・・・・・・・3ポイント 85%以上・・・・・・・・・・2ポイント 80%以上・・・・・・・・・・1ポイント かつ、 ・策定する再編利用計画において、戦略的な販売のための施設運営を行うため、当該施設において以下のいずれかを新たに取組む場合 ① 担い手で構成される組織への施設運営委託又はサイロ単位等施設の部分貸与に取り組む計画となっている場合 ・・・・・・・・・・5ポイント ② 担い手に対しての大口割引や平日割引等優先配慮に取り組む計画となっている場合・・・・・・・・・・3ポイント	・現在の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（現在の対象作物（米、麦、大豆等）の取扱数量を当初計画の施設能力で除して算出）が80.0%以上。 100%以上・・・・・・・・・・5ポイント 95.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント 90.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 85.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント 80.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は ・現在、戦略的な販売のための施設運営を行うため、以下のいずれかを取り組んでいる場合 ① 担い手で構成される組織への施設運営委託又はサイロ単位等施設の部分貸与に取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・5ポイント ② 担い手に対しての大口割引や平日割引等優先配慮に取り組んでいる場合・・・・・・・・・・3ポイント
	145	○施設の再編利用による利用率向上と施設運営等の転換 ・再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（再編利用計画に基づく、再編後の対象作物（米、麦、大豆等）の予定取扱数量を再編後の施設能力で除して算出）が80%以上。 100%以上・・・・・・・・・・5ポイント 95%以上・・・・・・・・・・4ポイント 90%以上・・・・・・・・・・3ポイント	・現在の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（現在の対象作物（米、麦、大豆等）の取扱数量を当初計画の施設能力で除して算出）が80.0%以上。 100%以上・・・・・・・・・・5ポイント 95.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント 90.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 85.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント

		<p>85%以上・・・2ポイント 80%以上・・・1ポイント</p> <p>かつ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・策定する再編利用計画において、当該施設で以下のいずれかを新たに組み合わせる場合 <p>① 事業実施地区において、複数品種又は麦種による作付体系（作付面積比率が25%以上）へと転換することによって施設利用の効率化に取り組む場合・・・5ポイント</p> <p>※作付面積比率=A/B A：事業実施地区に作付けられている麦について、上位1品種（もしくは上位1麦種）を除いた作付面積の合計 B：事業実施地区における麦作付面積</p> <p>② 人工衛星等による上空からの撮影画像の解析と気象情報の活用による雨害の回避（高水分収穫）及び収穫順序の決定技術、ヘイバインピックアップ収穫技術等の導入による乾燥調製に係るコスト縮減に取り組む場合・・・3ポイント</p>	<p>80.0%以上・・・1ポイント</p> <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、以下のいずれかを取り組んでいる場合 <p>① 事業実施地区において、複数品種又は麦種による作付体系（作付面積比率が25%以上）へと転換することによって施設利用の効率化に取り組んでいる場合 ・・・5ポイント</p> <p>※作付面積比率=A/B A：事業実施地区に作付けられている麦について、上位1品種（もしくは上位1麦種）を除いた作付面積の合計 B：事業実施地区における麦作付面積</p> <p>② 人工衛星等による上空からの撮影画像の解析と気象情報の活用による雨害の回避（高水分収穫）及び収穫順序の決定技術、ヘイバインピックアップ収穫技術等の導入による乾燥調製に係るコスト縮減に取り組んでいる場合 ・・・3ポイント</p>
集出荷貯蔵施設等再編利用	146	<ul style="list-style-type: none"> ・再編後の集出荷貯蔵施設又は農産物処理加工施設の利用率（再編利用計画に基づく、再編後の対象作物の取り扱い収量を再編後の処理能力で除して算出）が80%以上。 <p>100%以上・・・10ポイント 95%以上・・・8ポイント 90%以上・・・6ポイント 85%以上・・・4ポイント 80%以上・・・2ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・過去5年間の集出荷貯蔵施設又は農産物処理加工施設の利用率の低下が9ポイント以下。 <p>23ポイント以上（上昇）・・・5ポイント 15ポイント以上（上昇）・・・4ポイント 7ポイント以上（上昇）・・・3ポイント 1ポイント以下・・・2ポイント 9ポイント以下・・・1ポイント</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p>
農産物処理加工施設等再編利用（茶）	147	<ul style="list-style-type: none"> ・産物販売単価指数を直近値の5%以上増加。（なお、産物販売単価指数とは、事業実施地区等における当該産物の平均販売単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。） <p>22%以上・・・10ポイント 18%以上・・・8ポイント 14%以上・・・6ポイント 9%以上・・・4ポイント 5%以上・・・2ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・産物販売単価指数の過去3年間の増加率が3%以上。 <p>12%以上・・・5ポイント 10%以上・・・4ポイント 8%以上・・・3ポイント 5%以上・・・2ポイント 3%以上・・・1ポイント</p>
	148	<ul style="list-style-type: none"> ・下級茶歩留指数を直近値の10%以上低減。（なお、下級茶歩留指数とは、事業実施地区等における荒茶平均販売単価未満の荒茶（下級茶という。）の生産量を、当該年の荒茶生産量全体で除し、100を乗じた数とする。） <p>44%以上・・・10ポイント 36%以上・・・8ポイント 27%以上・・・6ポイント 18%以上・・・4ポイント 10%以上・・・2ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・直近の下級茶歩留指数が47以下。 <p>39以下・・・5ポイント 41以下・・・4ポイント 43以下・・・3ポイント 45以下・・・2ポイント 47以下・・・1ポイント</p>
	149	<ul style="list-style-type: none"> ・契約取引量指数を直近値より7以上増加。（なお、契約取引指数とは、契約取引量を全出荷量で除した後に100を乗じた数とする。） <p>35以上・・・10ポイント 28以上・・・8ポイント 21以上・・・6ポイント 14以上・・・4ポイント 7以上・・・2ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・契約取引量指数の直近値が7以上。 <p>44以上・・・5ポイント 35以上・・・4ポイント 26以上・・・3ポイント 16以上・・・2ポイント 7以上・・・1ポイント</p>
	150	<ul style="list-style-type: none"> ・10a当たりの単収を直近値の8%以上増加。 <p>24%以上・・・10ポイント 20%以上・・・8ポイント 16%以上・・・6ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・10a当たりの単収の過去3年間の増加率が4.0%以上。 <p>18.0%以上・・・5ポイント 14.5%以上・・・4ポイント 11.0%以上・・・3ポイント</p>

	<p>12%以上・・・4ポイント 8%以上・・・2ポイント</p>	<p>7.5%以上・・・2ポイント 4.0%以上・・・1ポイント</p>
151	<p>・荒茶原料流入量指数を直近値より10以上増加。 (ここで、荒茶原料流入量指数とは、事業実施地区等以外の国内荒茶製造者から調達される原料荒茶の量を、原料荒茶の全体量で除して、100を乗じた数とする。)</p> <p>40以上・・・10ポイント 33以上・・・8ポイント 25以上・・・6ポイント 18以上・・・4ポイント 10以上・・・2ポイント</p>	<p>・荒茶原料流入量指数の直近値が5以上。</p> <p>25以上・・・5ポイント 20以上・・・4ポイント 15以上・・・3ポイント 10以上・・・2ポイント 5以上・・・1ポイント</p>
152	<p>・産物1kg当たり生産コストを直近値の2%以上低減。 (なお、生産コストとは、産物の加工等に要する費用の合計とする。)</p> <p>15%以上・・・10ポイント 12%以上・・・8ポイント 9%以上・・・6ポイント 5%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント</p>	<p>・産物1kg当たり生産コストの過去3年間の低減率が1.0%以上。</p> <p>11.0%以上・・・5ポイント 8.5%以上・・・4ポイント 6.0%以上・・・3ポイント 3.5%以上・・・2ポイント 1.0%以上・・・1ポイント</p>
153	<p>・10a 当たり生産コスト(費用合計)を直近値の6%以上低減。</p> <p>18%以上・・・10ポイント 15%以上・・・8ポイント 12%以上・・・6ポイント 9%以上・・・4ポイント 6%以上・・・2ポイント</p> <p>又は</p> <p>・10a 当たり労働時間を直近値の14%以上低減。</p> <p>34%以上・・・10ポイント 29%以上・・・8ポイント 24%以上・・・6ポイント 19%以上・・・4ポイント 14%以上・・・2ポイント</p>	<p>・10a 当たり生産コスト(費用合計)の過去3年間の低減率が3%以上。</p> <p>11%以上・・・5ポイント 9%以上・・・4ポイント 7%以上・・・3ポイント 5%以上・・・2ポイント 3%以上・・・1ポイント</p> <p>又は</p> <p>・10a 当たり労働時間の過去3年間の低減率が7.0%以上。</p> <p>18.0%以上・・・5ポイント 15.3%以上・・・4ポイント 12.5%以上・・・3ポイント 9.8%以上・・・2ポイント 7.0%以上・・・1ポイント</p>
154	<p>・施設稼働率指数を直近値の4以上増加。 (ここで、施設稼働率指数とは、再編後の加工施設の年間操業日数を、当該都府県における年間操業日数の平均値で除し、100を乗じた数とする。)</p> <p>18以上・・・10ポイント 15以上・・・8ポイント 11以上・・・6ポイント 8以上・・・4ポイント 4以上・・・2ポイント</p>	<p>・施設稼働率指数が102以上。</p> <p>172以上・・・5ポイント 154以上・・・4ポイント 137以上・・・3ポイント 119以上・・・2ポイント 102以上・・・1ポイント</p>
155	<p>・仕向先多様化指数を直近値より25以上増加。 (なお、仕向先多様化指数とは、既存のリーフ茶製品以外の茶製品(ティーバック、抹茶、ドリンク等)への仕向量を全仕向量で除し、100を乗じた数とする。)</p> <p>45以上・・・10ポイント 40以上・・・8ポイント 35以上・・・6ポイント 30以上・・・4ポイント 25以上・・・2ポイント</p>	<p>・直近の仕向先多様化指数が13以上。</p> <p>35以上・・・5ポイント 30以上・・・4ポイント 24以上・・・3ポイント 19以上・・・2ポイント 13以上・・・1ポイント</p>
156	<p>・主要茶種指数を直近値の6%以上低減。 (なお、主要茶種指数とは、事業実施地区等における茶種「せん茶」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。)</p> <p>24%以上・・・10ポイント</p>	<p>・直近の主要茶種指数が66以下。</p> <p>34以下・・・5ポイント 42以下・・・4ポイント 50以下・・・3ポイント 58以下・・・2ポイント</p>

		20%以上・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント 11%以上・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント	66以下・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
	157	・主要品種指数を直近値の2%以上低減。 (なお、主要品種指数とは、事業実施地区等における茶品種「やぶきた」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。) 34%以上・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 26%以上・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント 18%以上・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント	・直近の主要品種指数が75以下。 50以下・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 56以下・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 63以下・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 69以下・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 75以下・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
畜産物・家畜	158	・事業実施地区内における当該畜産加工品の出荷額が2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント	・事業実施地区内における畜産物の出荷額が事業実施年度と直近3年の平均値と比較して102%以上。 114%以上・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 111%以上・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 108%以上・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 105%以上・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 102%以上・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
	159	・事業実施地区で生産し出荷する畜産物のうち畜産加工処理施設に仕向ける割合が5ポイント以上増加。 65ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 50ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント 35ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント	・事業実施地区内における畜産加工処理に仕向ける畜産物の出荷量が都道府県の平均値と比較して102%以上。 110%以上・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 108%以上・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 106%以上・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 104%以上・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 102%以上・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
	160	【生乳】 ・1頭当たり乳量3%以上増加。 7%以上・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント	・直近3年の当該地区の1頭当たり乳量の平均値が都道府県の平均値と比較して102%以上。 110%以上・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 108%以上・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 106%以上・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 104%以上・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 102%以上・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
	161	【生乳】 ・生乳100kg当たり生産コストを8%以上削減。 13%以上・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント 11%以上・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント 9%以上・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別162の成果目標を選択することはできない。	・直近3年の当該地区の生乳100kg当たり生産コストの平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
	162	【生乳】 ・生乳100kg当たり労働時間を9%以上削減。 26%以上・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 21%以上・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント 17%以上・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 9%以上・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別161の成果目標を選択することはできない。	・直近3年の当該地区の生乳100kg当たり労働時間の平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
	163	【生乳】 ・酪農における初産月齢を1.0%以上短縮。 2.2%以上・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント	・直近3年の当該地区の初産月齢の平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント

	1.9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 1.6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント 1.3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント	92%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
164	【牛肉】 ・繁殖における子牛の平均販売価格が2.4%以上増加。 5.6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 4.8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント 3.2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 2.4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・直近3年の当該地区の平均販売価格が都道府県の平均値と比較して102.0%以上。 113.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 110.3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 107.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 104.8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 102.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
165	【牛肉】 ・肥育における、出荷生産物に占めるA4、A5等級の割合が0.6ポイント以上増加。 1.4ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 1.2ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 1.0ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント 0.8ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 0.6ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・直近3年の当該地区の出荷生産物に占めるA4、A5等級の割合の平均値が都道府県の平均値と比較して102.0%以上。 143.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 132.8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 122.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 112.3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 102.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
166	【牛肉】 ・肉用牛の肥育における肥育開始月齢を2.4%以上短縮。 5.6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 4.8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント 3.2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 2.4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別167の成果目標を選択することはできない。	・直近3年の当該地区の肥育開始月齢の平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
167	【牛肉】 ・肉用牛の繁殖における子牛の出荷月齢を2.4%以上短縮。 5.6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 4.8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント 3.2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 2.4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別166の成果目標を選択することはできない。	・直近3年の当該地区の子牛の出荷月齢の平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
168	【牛肉】 ・肉用牛の繁殖におけるほ育苗成時事故率（出荷頭数／分娩頭数）を4.2%以上低減。 9.8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 8.4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 7.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント 5.6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 4.2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・直近3年の当該地区のほ育苗成時事故率の平均値が都道府県の平均値と比較して98.0%以下。 84.0%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 87.5%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 91.0%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 94.5%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 98.0%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
169	【牛肉】 ・肉用牛の肥育における肥育期間月齢を2.7%以上短縮。 6.3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 5.4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 4.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント 3.6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 2.7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・直近3年の当該地区の肥育終了月齢の平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
170	【牛肉】 ・事業実施地区の子牛の体重のバラツキ（標準偏差）を都道府県のバラツキの削減率を10ポイント以上上回る。	・直近3年間における、当該地区の子牛の体重のバラツキ（標準偏差）と都道府県のバラツキの比率が98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント

	<p>18ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>16ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>14ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>12ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>10ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>92%以下・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>94%以下・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>96%以下・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>98%以下・・・・・・・・・・1ポイント</p>
171	<p>【牛肉】</p> <p>・肉用牛の繁殖牛にあつては子牛1頭当たり、肉用牛の肥育にあつては肥育牛1頭当たりの生産コストを7%以上削減。</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>13%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>11%以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>9%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>7%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別172の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・直近3年の当該地区の肉用牛の繁殖にあつては子牛1頭当たり、肉用牛の肥育にあつては、肥育1頭当たりの生産コストの平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。</p> <p>90%以下・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>92%以下・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>94%以下・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>96%以下・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>98%以下・・・・・・・・・・1ポイント</p>
172	<p>【牛肉】</p> <p>・肉用牛の繁殖牛にあつては子牛1頭当たり、肥育にあつては、肥育牛1頭当たりの労働時間を12%以上削減。</p> <p>25%以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>22%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>19%以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>12%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別171の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・直近3年の当該地区の肉用牛の繁殖にあつては子牛1頭当たり、肉用牛の肥育にあつては、肥育1頭当たりの労働時間の平均値が都道府県の平均値と比較して98.0%以下。</p> <p>56.0%以下・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>66.5%以下・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>77.0%以下・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>87.5%以下・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>98.0%以下・・・・・・・・・・1ポイント</p>
173	<p>【牛肉】</p> <p>・肉用牛の繁殖における1頭当たり分娩間隔を1.3%以上短縮。</p> <p>3.1%以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>2.6%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>2.2%以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>1.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>1.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別167の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・直近3年の当該地区の分娩間隔の平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。</p> <p>90%以下・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>92%以下・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>94%以下・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>96%以下・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>98%以下・・・・・・・・・・1ポイント</p>
174	<p>【豚肉】</p> <p>・肥育豚における出荷生産物のうち「上」に格付けされる割合が1.5ポイント以上増加。</p> <p>3.5ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>3.0ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>2.5ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>2.0ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>1.5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・直近3年の当該地区の出荷生産物のうち「上」に格付けされたものの割合の平均値が都道府県の平均値と比較して102.0%以上。</p> <p>145.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>134.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>123.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>112.8%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>102.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
175	<p>【豚肉】</p> <p>・繁殖めす豚における年間分娩回数を1.1%以上増加。</p> <p>2.7%以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>2.3%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>1.9%以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>1.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>1.1%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・直近3年の当該地区の養豚の年間分娩回数の平均値が都道府県の平均値と比較して102%以上。</p> <p>110%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>108%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>106%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>104%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>102%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
176	<p>【豚肉】</p> <p>・養豚における事故率（出荷頭数／分娩頭数）を24ポイント以上低減。</p> <p>56ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>48ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>40ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>32ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>	<p>・直近3年の当該地区の事故率（出生から出荷場まで）の平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。</p> <p>90%以下・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>92%以下・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>94%以下・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>96%以下・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>98%以下・・・・・・・・・・1ポイント</p>

	24ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	
177	<p>【豚肉】</p> <p>・養豚における1腹産子数が平均0.25頭以上増加。</p> <p>1.25頭以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>1.00頭以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>0.75頭以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>0.50頭以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>0.25頭以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・直近3年における当該地区の養豚の1腹産子数の向上割合の平均値が都道府県の平均値と比較して102%以上。</p> <p>110%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>108%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>106%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>104%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>102%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
178	<p>【豚肉】</p> <p>・養豚における1日平均増体重が0.25%以上増加。</p> <p>1.25%以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>1.00%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>0.75%以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>0.50%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>0.25%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・直近3年の当該地区の1日平均増体重の平均値が都道府県の平均値と比較して102.0%以上。</p> <p>119.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>114.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>110.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>106.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>102.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
179	<p>【豚肉】</p> <p>・肥育豚1頭当たり生産コストを6%以上削減。</p> <p>11%以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>9%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>8%以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>7%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>6%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別180の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・直近3年の当該地区の肥育豚1頭当たりの生産コストの平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。</p> <p>90%以下・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>92%以下・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>94%以下・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>96%以下・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>98%以下・・・・・・・・・・1ポイント</p>
180	<p>【豚肉】</p> <p>・肥育豚1頭当たり労働時間を13%以上削減。</p> <p>23%以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>21%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>18%以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>13%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別179の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・直近3年の肥育豚1頭当たり労働時間の平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。</p> <p>90%以下・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>92%以下・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>94%以下・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>96%以下・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>98%以下・・・・・・・・・・1ポイント</p>
181	<p>【鶏肉】</p> <p>・肉用鶏飼養における育成率（49日齢時における生存羽数/鶏群のえ付け羽数）が0.2ポイント以上増加。</p> <p>0.6ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>0.5ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>0.4ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>0.3ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>0.2ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・直近3年の当該地区の育成率の平均値が都道府県の平均値と比較して102%以上。</p> <p>110%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>108%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>106%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>104%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>102%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
182	<p>【鶏肉】</p> <p>・肉用鶏飼養における飼料要求率が0.25ポイント以上増加。</p> <p>1.00ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>0.80ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>0.65ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>0.45ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>0.25ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・直近3年の当該地区の飼料要求率の向上割合の平均値が都道府県の平均値と比較して102%以上。</p> <p>110%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>108%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>106%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>104%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>102%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
183	<p>【鶏肉】</p> <p>・肉用鶏飼養におけるブロイラー100羽当たり生産コストを8%以上削減。</p> <p>19%以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>16%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>13%以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>11%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>	<p>・直近3年の当該地区のブロイラー100羽当たりの生産コストの平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。</p> <p>90%以下・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>92%以下・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>94%以下・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>96%以下・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>98%以下・・・・・・・・・・1ポイント</p>

	<p>8%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別184の成果目標を選択することはできない。</p>	
184	<p>【鶏肉】</p> <p>・肉用鶏飼養におけるブロイラー100羽当たり労働時間を13%以上削減。</p> <p>23%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>20%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>18%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>13%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別183の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・直近3年の当該地区のブロイラー100羽当たりの労働時間の平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。</p> <p>90%以下・・・・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>92%以下・・・・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>94%以下・・・・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>96%以下・・・・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>98%以下・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p>
185	<p>【鶏肉】</p> <p>・肉用鶏飼養における49日齢時体重が0.25%以上増加。</p> <p>1.00%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>0.80%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>0.65%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>0.45%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>0.25%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・直近3年の当該地区の49日齢時体重の平均値が都道府県の平均値と比較して102%以上。</p> <p>110%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>108%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>106%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>104%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>102%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p>
186	<p>【鶏卵】</p> <p>・採卵養鶏飼養における産卵率が0.3ポイント以上向上。</p> <p>0.7ポイント以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>0.6ポイント以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>0.5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>0.4ポイント以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>0.3ポイント以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別187の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・直近3年の当該地区の産卵率の平均値が都道府県の平均値と比較して102%以上。</p> <p>110%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>108%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>106%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>104%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>102%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p>
187	<p>【鶏卵】</p> <p>・採卵鶏における年間産卵量が0.25%以上増加。</p> <p>1.00%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>0.80%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>0.65%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>0.45%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>0.25%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別186の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・直近3年の当該地区の産卵量の平均値が都道府県の平均値と比較して102.0%以上。</p> <p>119.0%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>114.8%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>110.5%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>106.3%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>102.0%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p>
188	<p>【鶏卵】</p> <p>・採卵鶏100羽当たり生産コストが8%以上削減。</p> <p>19%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>16%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>13%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>10%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>8%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別189の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・直近3年の当該地区の採卵鶏100羽当たりの生産コストの平均値が都道府県の平均値と比較して98.0%以下。</p> <p>88.0%以下・・・・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>90.5%以下・・・・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>93.0%以下・・・・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>95.5%以下・・・・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>98.0%以下・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p>
189	<p>【鶏卵】</p> <p>・採卵鶏100羽当たり労働時間が13%以上削減。</p> <p>23%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>20%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>18%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>13%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別188の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・直近3年の当該地区の採卵鶏100羽当たりの労働時間の平均値が都道府県の平均値と比較して98.0%以下。</p> <p>80.0%以下・・・・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>84.5%以下・・・・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>89.0%以下・・・・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>93.5%以下・・・・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>98.0%以下・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p>

	190	<p>【鶏卵】</p> <p>・採卵鶏飼養における飼料要求率が0.25ポイント以上増加。</p> <p>1.00ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>0.80ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>0.65ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>0.45ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>0.25ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・直近3年の当該地区の飼料要求率の向上割合が都道府県の平均値と比較して102%以上向上。</p> <p>110%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>108%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>106%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>104%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>102%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>												
	191	<p>・実施地区における1戸当たりの農用地面積の平均値が全国の一戸当たり農用地面積の割合が100%以上。</p> <p>160%以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>140%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>120%以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>110%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>100%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>又は</p> <p>・実施地区における1頭当たりの農用地面積の平均値が全国の1頭当たり農用地面積の割合が102%以上。</p> <p>110%以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>108%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>106%以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>104%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>102%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の実施地区を含む地域の1戸当たり又は1頭当たりの農用地面積の平均値が直近3年の全国平均値と比較して120%以上。</p> <p>160%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>140%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>120%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>かつ、</p> <p>・各都道府県の直近3年平均値と比較して110%以上。</p> <p>120%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>110%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>												
	192	<p>・事業実施地区の乳飼比(育成牛を含む)(=総購入飼料費÷総生乳販売額×100)の平均値に対して2%以上削減。</p> <p>10%以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>8%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>6%以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>4%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>2%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・事業実施地区を含む地域の乳飼比(育成牛を含む)の平均値が直近3年の全国平均値と比較して98%以下。</p> <p>90%以下・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>92%以下・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>94%以下・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>96%以下・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>98%以下・・・・・・・・・・1ポイント</p>												
	193	<p>・経営収支計画における農場譲渡後6年目の農業所得が、農場貸付期間中(1～3年目)の農業所得の平均より4%以上増加。</p> <p>12%以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>10%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>8%以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>6%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>4%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・当該地区の畜産経営(酪農、繁殖、肥育)における農業所得の平均値が直近3年の全国平均値と比較して4%以上。</p> <p>120%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>90%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>62%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>33%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>4%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>												
	194	<p>・実施地区における1戸当たりのTDN1kg当たりの自給飼料生産コストの平均値が全国平均値と比較して98%以下。</p> <p>90%以下・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>92%以下・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>94%以下・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>96%以下・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>98%以下・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の実施地区を含む地域におけるTDN1kg当たりの自給飼料生産コストが直近3年の全国平均値と比較して98%以下。</p> <p>90%以下・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>92%以下・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>94%以下・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>96%以下・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>98%以下・・・・・・・・・・1ポイント</p>												
家畜改良増殖関連施設	195	<p>【牛肉】</p> <p>・後代検定後、選抜種雄牛の産子の年間市場上場頭数が都道府県有種雄牛産子中の上位10位以内。</p> <p>3位以内・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>4位以内・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>6位以内・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>8位以内・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>10位以内・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・直近年度に産子の肥育成績が出る選抜種雄牛において、産子の肥育成績(日齢枝肉重量(g)又は1日平均増体量(kg))の平均値が直近年度以前の過去2年に産子の肥育成績が出た選抜種雄牛産子の肥育成績平均値と比較して2.0%または4.0%以上高い。</p> <table border="0"> <tr> <td>日齢枝肉重量</td> <td>1日平均増体量</td> </tr> <tr> <td>10.0%以上・・5ポイント</td> <td>20.0%以上・・5ポイント</td> </tr> <tr> <td>8.0%以上・・4ポイント</td> <td>16.0%以上・・4ポイント</td> </tr> <tr> <td>6.0%以上・・3ポイント</td> <td>12.0%以上・・3ポイント</td> </tr> <tr> <td>4.0%以上・・2ポイント</td> <td>8.0%以上・・2ポイント</td> </tr> <tr> <td>2.0%以上・・1ポイント</td> <td>4.0%以上・・1ポイント</td> </tr> </table>	日齢枝肉重量	1日平均増体量	10.0%以上・・5ポイント	20.0%以上・・5ポイント	8.0%以上・・4ポイント	16.0%以上・・4ポイント	6.0%以上・・3ポイント	12.0%以上・・3ポイント	4.0%以上・・2ポイント	8.0%以上・・2ポイント	2.0%以上・・1ポイント	4.0%以上・・1ポイント
日齢枝肉重量	1日平均増体量														
10.0%以上・・5ポイント	20.0%以上・・5ポイント														
8.0%以上・・4ポイント	16.0%以上・・4ポイント														
6.0%以上・・3ポイント	12.0%以上・・3ポイント														
4.0%以上・・2ポイント	8.0%以上・・2ポイント														
2.0%以上・・1ポイント	4.0%以上・・1ポイント														

		<p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近年度に産子の肥育成績が出る選抜種雄牛雌産子において、直近年度の平均期待育種価（日齢枝肉重量（g））が直近年度の県内雌牛の平均期待育種価と比較して1.0%以上増加。 <p>5.0%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>
196	<p>【牛肉】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繁殖供用した雌牛の平均初産月齢が0.5%以上短縮。 <p>4.0%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 0.5%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・繁殖供用した雌牛の平均分娩間隔が0.5%以上短縮。 <p>5.0%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 0.5%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>
197	<p>【牛肉】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選抜種雄牛の雌産子の平均推定育種価（日齢枝肉重量（g））が都道府県内雌牛の平均推定育種価と比較して1.0%以上向上。 <p>5.0%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・直近年度に繁殖供用できる選抜種雄牛の雌産子を繁殖供用し、その初産月齢又は分娩間隔が0.5%以上短縮。 <p>(初産月齢)</p> <p>4.0%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 0.5%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>(分娩間隔)</p> <p>5.0%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 0.5%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近年度に選定された選抜種雄牛の雄産子を候補種雄牛として、直接検定における1日平均増体量（kg）が直近3年の県内平均値と比較して1.0%以上高い。 <p>5.0%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>
198	<p>【牛肉】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県内において銘柄牛や美味しさの指標を取り入れる等の特色ある牛肉生産（家畜改良に資するものに限る）を行い、年間出荷量（kg）が0.8%以上増加。 <p>1.6%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 1.4%以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 1.2%以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 0.8%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・直近年度に各都道府県内において銘柄牛や美味しさの指標を取り入れる等の特色ある牛肉生産（家畜改良に資するものに限る）を行い、直近過去3年の年間平均出荷量（kg）より0.8%以上増加。 <p>1.6%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 1.4%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 1.2%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 0.8%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>
199	<p>【豚肉】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・能力（1腹当たり産子数、離乳頭数、1日平均増体重、背脂肪の厚さ、ロース芯筋内脂肪含量、保水力、剪断力価、飼料要求率等のうち、把握可能な2項目以上について改良を行うものとする。）を1.0%以上向上。 <p>2.4%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 1.7%以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 1.4%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の能力について都道府県で独自に設定した値に対して1.0%以上向上。 <p>2.4%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 1.7%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 1.4%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>

200	<p>【豚肉】</p> <p>・当該銘柄（事業実施地区内の養豚産業の品質向上、競争力強化に寄与するものであり、都道府県が推奨する銘柄又は今後、銘柄化が確実であるもの。以下【豚肉】において同じ。）の一腹当たりに係る生産量（産肉量）又は飼養頭数を4%以上増加。</p> <p>8%以上・・・・・・・・・・10ポイント 7%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・6ポイント 5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 4%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・当該銘柄の一腹当たりに係る生産量（産肉量）又は飼養頭数について、都道府県における銘柄の過去5年間の生産量または飼養頭数に対して4%以上多い。</p> <p>8%以上・・・・・・・・・・5ポイント 7%以上・・・・・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 4%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
201	<p>【豚肉】</p> <p>・当該銘柄の生産量（産肉量）又は飼養頭数を5%以上増加。</p> <p>20%以上・・・・・・・・・・10ポイント 16%以上・・・・・・・・・・8ポイント 13%以上・・・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・当該銘柄の生産量（産肉量）又は飼養頭数について、都道府県における銘柄の過去5年間の生産量に対して5%以上多い。</p> <p>20%以上・・・・・・・・・・5ポイント 16%以上・・・・・・・・・・4ポイント 13%以上・・・・・・・・・・3ポイント 9%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
202	<p>【豚肉】</p> <p>・当該銘柄豚1頭当たり物財費を3%以上削減。</p> <p>7%以上・・・・・・・・・・10ポイント 6%以上・・・・・・・・・・8ポイント 5%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・当該銘柄の物財費について、都道府県における銘柄の把握可能な直近年度の物財費に対して3%以上少ない。</p> <p>7%以上・・・・・・・・・・5ポイント 6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 4%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
203	<p>【豚肉】</p> <p>・当該銘柄豚1頭当たり労働時間を6.5%以上削減。</p> <p>11.5%以上・・・・・・・・・・10ポイント 10.0%以上・・・・・・・・・・8ポイント 9.0%以上・・・・・・・・・・6ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・当該銘柄の労働時間について都道府県における銘柄豚の把握可能な直近年度の労働時間に対して6.5%以上少ない。</p> <p>11.5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 10.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
204	<p>【鶏肉】</p> <p>・能力（飼料要求率、49日齢時体重等）が現在値に対して1.0%以上向上。</p> <p>2.4%以上・・・・・・・・・・10ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・8ポイント 1.7%以上・・・・・・・・・・6ポイント 1.4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・能力について都道府県が独自に設定した値に対して1%以上高い。</p> <p>25%以上・・・・・・・・・・5ポイント 19%以上・・・・・・・・・・4ポイント 13%以上・・・・・・・・・・3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
205	<p>【鶏肉】</p> <p>・当該銘柄（事業実施地区内の養鶏産業の競争力強化・品質向上に寄与するものであり、改良増殖に資する取組を行う家畜の銘柄。以下【鶏肉】において同じ。）の飼養羽数又は生産量（産肉量）が現在値に対して5%以上増加。</p> <p>25%以上・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・8ポイント 15%以上・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・当該銘柄の飼養羽数又は生産量（産肉量）について都道府県が独自に設定した値に対して5%以上多い。</p> <p>65%以上・・・・・・・・・・5ポイント 50%以上・・・・・・・・・・4ポイント 35%以上・・・・・・・・・・3ポイント 20%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
206	<p>【鶏肉】</p> <p>・当該銘柄100羽当たりの生産コストが現在値に対して4.0%以上削減。</p> <p>9.5%以上・・・・・・・・・・10ポイント</p>	<p>・当該銘柄100羽当たりの生産コストが直近3年の平均よりも4.0%以上削減。</p> <p>9.5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 8.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>

	<p>8.0%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別207の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>6.5%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p>
207	<p>【鶏肉】</p> <p>・当該銘柄100羽当たりの労働時間が現在値に対して6.5%以上削減。</p> <p>11.5%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 9.0%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別206の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・当該銘柄100羽当たりの労働時間が直近3年の平均よりも6.5%以上削減。</p> <p>11.5%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 9.0%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p>
208	<p>【鶏卵】</p> <p>・能力（飼料要求率、年間産卵量等）が現在値に対して1.0%以上向上。</p> <p>2.4%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 1.7%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 1.4%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・能力（飼料要求率、年間産卵量等）について都道府県が独自に設定した値に対して1.0%以上高い。</p> <p>2.4%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 1.7%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 1.4%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p>
209	<p>【鶏卵】</p> <p>・当該銘柄（事業実施地区内の養鶏産業の競争力強化・品質向上に寄与するものであり、改良増殖に資する取組を行う家畜の銘柄。以下【鶏卵】において同じ。）の飼養羽数又は鶏卵の生産量が現在値に対して5%以上増加。</p> <p>25%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・当該銘柄の飼養羽数又は鶏卵の生産量が都道府県が独自に設定した値に対して5%以上多い。</p> <p>25%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p>
210	<p>【鶏卵】</p> <p>・当該銘柄100羽当たりの生産コストが現在値に対して4.0%以上削減。</p> <p>9.5%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 8.0%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別211の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・当該銘柄100羽当たりの生産コストが直近3年の平均よりも4.0%以上削減。</p> <p>9.5%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 8.0%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p>
211	<p>【鶏卵】</p> <p>・当該銘柄100羽当たりの労働時間が現在値に対して6.5%以上削減。</p> <p>11.5%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 9.0%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別210の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・当該銘柄100羽当たりの労働時間が直近3年の平均よりも6.5%以上削減。</p> <p>11.5%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 9.0%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p>
212	<p>【特用家畜のうち地鶏等の家きん】</p> <p>・当該家畜（当該銘柄（事業実施地区内の産業の競争力強化・</p>	<p>【特用家畜】</p> <p>・当該家畜（当該銘柄）の農家1戸当たりの飼養頭羽数また</p>

	<p>品質向上に寄与するものであり、改良増殖に資する取組を行う特用家畜の銘柄。以下【特用家畜】において同じ。）の飼養羽数又は生産量（産肉量）が現在値に対して25%以上増加。</p> <p>125%以上・・・10ポイント 100%以上・・・8ポイント 75%以上・・・6ポイント 50%以上・・・4ポイント 25%以上・・・2ポイント</p> <p>【馬及び特用家畜】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区を含む地域の当該家畜の飼養頭羽数又は生産量（産肉量）が都道府県の定める目標頭数に対して60%以上増加。 <p>140%以上・・・10ポイント 120%以上・・・8ポイント 100%以上・・・6ポイント 80%以上・・・4ポイント 60%以上・・・2ポイント</p>	<p>は生産量（産肉量）の全国平均値（ただし、全国平均値がない場合は都道府県で独自に設定）に対して5.0%以上多い。</p> <p>122.0%以上・・・5ポイント 92.8%以上・・・4ポイント 63.5%以上・・・3ポイント 34.3%以上・・・2ポイント 5.0%以上・・・1ポイント</p> <p>【馬】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状の地区の生産技術（生産率）が平成15年度から平成17年度までの全国平均値と比較して0.5%以上高い。 <p>2.5%以上・・・5ポイント 2.0%以上・・・4ポイント 1.5%以上・・・3ポイント 1.0%以上・・・2ポイント 0.5%以上・・・1ポイント</p>
213	<p>【馬】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・馬の生産技術（生産率）を現状値に対して0.5ポイント以上向上。ただし、馬の生産技術（生産率）の全国平均値又は都道府県で独自に設定した数値以上の取組とする。 <p>2.5ポイント以上・・・10ポイント 2.0ポイント以上・・・8ポイント 1.5ポイント以上・・・6ポイント 1.0ポイント以上・・・4ポイント 0.5ポイント以上・・・2ポイント</p> <p>【地鶏等を除く特用家畜】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該家畜（当該銘柄）の能力を0.5%以上向上。ただし、能力については家畜改良増殖目標に定めてあるものとし、全国平均値又は都道府県独自に設定した数値以上の取組とする。 <p>2.5%以上・・・10ポイント 2.0%以上・・・8ポイント 1.5%以上・・・6ポイント 1.0%以上・・・4ポイント 0.5%以上・・・2ポイント</p>	<p>【馬】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状の地区の生産技術（生産率）が平成15年度から平成17年度までの全国平均値と比較して0.5%以上高い。 <p>2.5%以上・・・5ポイント 2.0%以上・・・4ポイント 1.5%以上・・・3ポイント 1.0%以上・・・2ポイント 0.5%以上・・・1ポイント</p> <p>【地鶏等を除く特用家畜】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農家1戸当たりの当該家畜の飼養頭羽数、農家1戸当たりの当該家畜の生産量の全国平均値（ただし、全国平均値がない場合は、都道府県で独自に設定）に対して5.0%以上多い。 <p>15.0%以上・・・5ポイント 12.5%以上・・・4ポイント 10.0%以上・・・3ポイント 7.5%以上・・・2ポイント 5.0%以上・・・1ポイント</p>
214	<p>【馬及び特用家畜】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該家畜（当該銘柄）の生産コストが現在値に対して5%以上削減。ただし、地域における直近3年間平均生産コスト以下の取組とする。 <p>12%以上・・・10ポイント 10%以上・・・8ポイント 8%以上・・・6ポイント 7%以上・・・4ポイント 5%以上・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別215の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>【馬及び特用家畜】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該家畜（当該銘柄）の生産コストが直近3年の平均よりも5%以上削減。 <p>12%以上・・・5ポイント 10%以上・・・4ポイント 8%以上・・・3ポイント 7%以上・・・2ポイント 5%以上・・・1ポイント</p>
215	<p>【馬及び特用家畜】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該家畜（当該銘柄）の労働時間が現在値に対して5%以上削減。ただし、地域における直近3年間平均労働時間以下の取組とする。 <p>25%以上・・・10ポイント 20%以上・・・8ポイント 15%以上・・・6ポイント 10%以上・・・4ポイント 5%以上・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別214の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>【馬及び特用家畜】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該家畜（当該銘柄）の労働時間が直近3年の平均よりも5.0%以上削減。 <p>68.0%以上・・・5ポイント 52.3%以上・・・4ポイント 36.5%以上・・・3ポイント 20.8%以上・・・2ポイント 5.0%以上・・・1ポイント</p>

飼料増産	216	<p>・組織の飼料収穫・収集・受託面積・放牧面積の都道府県又は市町村平均と比較した割合が直近年から5ポイント以上増加。</p> <p>30ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・組織の飼料収穫・収集・受託面積・放牧面積が都道府県又は市町村平均と比較して100%以上。</p> <p>120%以上・・・・・・・・・・5ポイント 115%以上・・・・・・・・・・4ポイント 110%以上・・・・・・・・・・3ポイント 105%以上・・・・・・・・・・2ポイント 100%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
	217	<p>・受益地区や組織の単収の都道府県又は市町村平均と比較した割合が直近年から4ポイント以上増加。 (本交付金で整備する施設等が地区内の農業者が広く利用するもの場合は「受益地区」、事業実施主体の構成員内で利用するもの場合は「組織」を設定基準とすること。)</p> <p>20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・受益地区や組織の単収が都道府県又は市町村平均と比較して100.0%以上。</p> <p>134.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 125.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 117.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 108.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 100.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
	218	<p>・受益地区や組織の労働時間が都道府県又は市町村平均と比較して4%以上削減。 (本交付金で整備する施設等が地区内の農業者が広く利用するもの場合は「受益地区」、事業実施主体の構成員内で利用するもの場合は「組織」を設定基準とすること。)</p> <p>20%以上・・・・・・・・・・10ポイント 16%以上・・・・・・・・・・8ポイント 12%以上・・・・・・・・・・6ポイント 8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 4%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・受益地区や組織の労働時間が都道府県又は市町村平均と比較して100%以下。</p> <p>64%以下・・・・・・・・・・5ポイント 73%以下・・・・・・・・・・4ポイント 82%以下・・・・・・・・・・3ポイント 91%以下・・・・・・・・・・2ポイント 100%以下・・・・・・・・・・1ポイント</p>
地域未利用資源の飼料利用	219	<p>・受益農家における濃厚飼料中の未利用資源の利用率が、直近の全国の利用率（ただし、地域で算出された未利用資源の利用率を用いても可。）に対して2ポイント以上拡大。</p> <p>10ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・受益農家における濃厚飼料中の未利用資源の利用率が、全国の数値（ただし、地域で算出された未利用資源の利用率を用いても可。）の100%以上。</p> <p>110.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 107.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 105.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 102.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 100.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
	220	<p>・未利用資源の排出事業者における飼料化率が、直近の全国の飼料化率（ただし、地域で算出された未利用資源の飼料化率を用いても可。）に対して2ポイント以上拡大。</p> <p>10ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・未利用資源の排出事業者における飼料化率が、全国の数値（ただし、地域で算出された未利用資源の飼料化率を用いても可。）の100.0%以上。</p> <p>123.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 117.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント 111.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 105.8%以上・・・・・・・・・・2ポイント 100.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
	221	<p>・受益農家における飼料コスト（濃厚飼料相当の飼料購入費）が、直近の全国の数値（ただし、地域で算出された飼料コストの数値を用いても可。）の平均に対して0.5%以上削減。</p> <p>4.5%以上・・・・・・・・・・10ポイント 3.5%以上・・・・・・・・・・8ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・6ポイント 1.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 0.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・受益農家における飼料コスト（濃厚飼料相当の飼料購入費）が、全国の数値（ただし、地域で算出された飼料コストを用いても可。）の100%以下。</p> <p>96%以下・・・・・・・・・・5ポイント 97%以下・・・・・・・・・・4ポイント 98%以下・・・・・・・・・・3ポイント 99%以下・・・・・・・・・・2ポイント 100%以下・・・・・・・・・・1ポイント</p>
	222	<p>・受益地区や組織の労働時間が都道府県又は市町村平均と比較して4%以上削減。 (本交付金で整備する施設等が地区内の農業者が広く利用するもの場合は「受益地区」、事業実施主体の構成員内で利用</p>	<p>・受益地区や組織の労働時間が都道府県又は市町村平均と比較して100%以下。</p> <p>80%以下・・・・・・・・・・5ポイント 85%以下・・・・・・・・・・4ポイント</p>

		<p>するもの場合は「組織」を設定基準とすること。)</p> <p>20%以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>16%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>12%以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>8%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>4%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>90%以下・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>95%以下・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>100%以下・・・・・・・・・・1ポイント</p>
食肉鶏卵	223	<p>・産地食肉センターの1日当たりの平均処理頭数（肥育豚換算）を10%以上増加。</p> <p>ただし、目標年度における1日あたりの平均処理頭数が1,120頭以上であることとする。</p> <p>30%以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>25%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>20%以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>10%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>又は</p> <p>・新たに取り組む場合にあっては1日当たりの平均処理頭数（肥育豚換算）が1,120頭以上。</p> <p>（平均処理頭数＝年間処理頭数（肥育豚換算）÷稼働日数（245日））</p> <p>1,680頭以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>1,540頭以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>1,400頭以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>1,260頭以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>1,120頭以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・事業を実施する産地食肉センターの1日当たりの平均処理頭数が900頭以上。</p> <p>ただし、統廃合を伴うものについては、統合する施設の処理頭数を加えるものとする。</p> <p>（平均処理頭数＝年間処理頭数（肥育豚換算）÷稼働日数（245日））</p> <p>1,400頭以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>1,260頭以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>1,120頭以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>1,000頭以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>900頭以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
	224	<p>・産地食肉センターの年間の牛と畜頭数における輸出向けの牛のと畜頭数の割合を4%以上に増加。</p> <p>ただし、施設整備により輸出が可能となる国・地域に輸出する牛の頭数に限る。</p> <p>8%以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>7%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>6%以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>4%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・事業を実施する産地食肉センターの年間の牛と畜頭数における輸出向けの牛のと畜頭数の割合について以下のとおり。</p> <p>ただし、施設整備により輸出が可能となる国・地域に輸出する牛の頭数に限る。</p> <p>5%未満・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>5%以上6%未満・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>6%以上7%未満・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>7%以上8%未満・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>8%以上9%未満・・・・・・・・・・1ポイント</p>
	225	<p>・産地食肉センターの1頭当たりの部分肉処理コストを5%以上削減。（処理コスト：部分肉処理加工部門における水道光熱費、修繕費、消耗品器具費、減価償却費、労務費、管理費、その他必要な経費を計上）</p> <p>25%以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>20%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>10%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・事業を実施する産地食肉センターの1頭当たりの部分肉処理コストが、</p> <p>1 牛の場合</p> <p>18,400円以下・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>19,550円以下・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>20,700円以下・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>21,850円以下・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>23,000円以下・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>2 豚の場合</p> <p>1,840円以下・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>1,955円以下・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>2,070円以下・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>2,185円以下・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>2,300円以下・・・・・・・・・・1ポイント</p>
	226	<p>・産地食肉センターの部分肉仕向割合を2.5ポイント以上増加。</p> <p>12.5ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>10.0ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>7.5ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>5.0ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>2.5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・事業を実施する産地食肉センターの部分肉仕向割合が、</p> <p>1 牛の場合</p> <p>60.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>57.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>55.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>52.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>50.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>2 豚の場合</p> <p>80.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p>

		77.5%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 75.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 72.5%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 70.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
227	・鶏もも肉1kg当たりの販売価格を1.0%以上増加。 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント	・直近3年の鶏もも肉1kgの卸売価格の平均と比較した場合1.0%以上高い。 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
228	・受益農家の出荷羽数を1%以上増加。 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント	・受益農家全体の年間出荷羽数がブロイラーにあつては600万羽以上、成鶏にあつては200万羽以上。（ただし、統廃合を伴う場合には、統合する施設の受益農家の出荷羽数を加えるものとする） （ブロイラーにあつては、） 660万羽以上・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 645万羽以上・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 630万羽以上・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 615万羽以上・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 600万羽以上・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント （成鶏にあつては、） 220万羽以上・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 215万羽以上・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 210万羽以上・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 205万羽以上・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 200万羽以上・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
229	・1万羽当たり処理・加工コストを1%以上削減。 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント	・生体1kgあたりの平均処理加工費用50円と比較して1.0%以上低い。 11.0%以下・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 8.5%以下・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 6.0%以下・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 3.5%以下・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 1.0%以下・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
230	・鶏卵1kg当たりの販売価格を1.0%以上増加。 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント	・直近6年間の農家販売価格の平均と比較した場合1.0%以上高い。 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
231	・事業実施主体の鶏卵販売量を1.0%以上増加。 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント	・1日当たりの鶏卵販売量が10トン以上。（ただし、統廃合を伴う場合には、統合する施設の販売量を加えるものとする。） 61トン以上・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 48トン以上・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 36トン以上・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 23トン以上・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 10トン以上・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
232	・鶏卵100kg当たり処理コストを1.0%以上削減。（処理コスト：労務費、包装資材費、減価償却費、水道光熱費、修繕費、その他必要な経費を計上） 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント	・鶏卵100kg当たりの全国平均処理コスト2,879円より1.0%以上低い。（処理コスト：労務費、包装資材費、減価償却費、水道光熱費、修繕費、その他必要な経費を計上） 30.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 22.8%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 15.5%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 8.3%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント

		1.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント	1.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	233	<ul style="list-style-type: none"> 鶏卵処理施設内における廃棄ロスの割合を0.2ポイント以上低減。 <ul style="list-style-type: none"> 1.0ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 0.8ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 0.6ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 0.4ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 0.2ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> 鶏卵処理施設内における廃棄ロスの割合が2.00%以下。 <ul style="list-style-type: none"> 1.00%以下・・・・・・・・・・5ポイント 1.25%以下・・・・・・・・・・4ポイント 1.50%以下・・・・・・・・・・3ポイント 1.75%以下・・・・・・・・・・2ポイント 2.00%以下・・・・・・・・・・1ポイント
家畜	234	<ul style="list-style-type: none"> 年間の家畜取引頭数を1.0%以上増加。 <ul style="list-style-type: none"> 25.0%以上・・・・・・・・・・10ポイント 15.0%以上・・・・・・・・・・8ポイント 10.0%以上・・・・・・・・・・6ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施する家畜市場の年間取引頭数が <ul style="list-style-type: none"> 5,500頭以上（1,600頭以上）・・・・・・・・・・5ポイント 5,000頭以上（1,450頭以上）・・・・・・・・・・4ポイント 4,500頭以上（1,300頭以上）・・・・・・・・・・3ポイント 4,000頭以上（1,150頭以上）・・・・・・・・・・2ポイント 3,500頭以上（1,000頭以上）・・・・・・・・・・1ポイント 注：（ ）内は、又は肉専用種の肉用子牛
	235	<ul style="list-style-type: none"> 開催1回当たりの平均取引頭数が250頭以上。ただし現況を下回る目標は認めない。 <ul style="list-style-type: none"> 450頭以上・・・・・・・・・・10ポイント 400頭以上・・・・・・・・・・8ポイント 350頭以上・・・・・・・・・・6ポイント 300頭以上・・・・・・・・・・4ポイント 250頭以上・・・・・・・・・・2ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> 年間開催回数（毎月1回以上）が12回以上。 <ul style="list-style-type: none"> 36回以上・・・・・・・・・・5ポイント 30回以上・・・・・・・・・・4ポイント 24回以上・・・・・・・・・・3ポイント 18回以上・・・・・・・・・・2ポイント 12回以上・・・・・・・・・・1ポイント
	236	<ul style="list-style-type: none"> 牛換算100頭当たり取引コストを1.0%以上削減。 <ul style="list-style-type: none"> 10.0%以上・・・・・・・・・・10ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・8ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・6ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> 市場再編整備地域内の市場流通占有割合が20%以上。 <ul style="list-style-type: none"> 80%以上・・・・・・・・・・5ポイント 65%以上・・・・・・・・・・4ポイント 50%以上・・・・・・・・・・3ポイント 35%以上・・・・・・・・・・2ポイント 20%以上・・・・・・・・・・1ポイント